

第5期宇多津町地域福祉計画

(令和8年度～令和12年度)

(案)

元気と笑顔で ともに支え合い
未来を創る 宇多津町



令和8年 月



目 次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と背景.....	3
第2節 地域共生社会の実現.....	6
第3節 地域福祉とは.....	7
第4節 地域福祉計画の根拠法や期間など.....	8

第2章 宇多津町をとりまく状況

第1節 本町の状況.....	13
第2節 アンケート調査の結果分析.....	29
第3節 本町の主要な課題と考察.....	41

第3章 計画の基本方向

第1節 基本理念.....	49
第2節 基本目標.....	50
第3節 体系図.....	52

第4章 施策の推進

基本目標1 ともに支え合うまちづくり

1 地域の連携・ネットワークづくりの促進.....	57
2 社会参加と交流の促進.....	62
3 再犯防止の推進（第2期宇多津町再犯防止推進計画）.....	66
4 自殺対策の推進（第2期宇多津町自殺対策計画）.....	69

基本目標2 支援が必要な人を支える体制づくり

1 自立に向けて必要なサービスが提供できる体制の整備.....	71
2 総合的な情報提供・相談支援体制の整備充実.....	74
3 福祉サービスの適切な利用の促進.....	80
4 権利擁護の推進.....	82
5 成年後見制度の利用促進（第2期宇多津町成年後見制度利用促進基本計画） ..	84

基本目標3 心をつなぐ人を育むまちづくり

1 福祉活動への理解の促進.....	85
2 地域福祉活動の担い手を育成するために.....	89

第5章 計画の推進体制

第1節 計画の推進体制.....	93
------------------	----

資料編

第1節 関連法律など.....	97
第2節 宇多津町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	99
第3節 第5期宇多津町地域福祉計画策定委員会名簿.....	100
第4節 地域の相談窓口.....	101



《町花 さつき》

花言葉は、「幸福」「協力」。渓流沿いの岩場に花が咲き、流されないよう岩や地面の土が支えてくれることに由来。

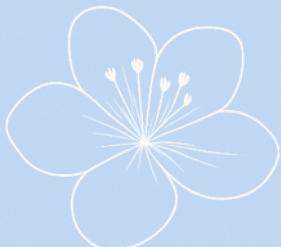
第1章

計画策定にあたって

計画策定の趣旨と背景

地域共生社会の実現

地域福祉計画の根拠法や期間など



第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と背景

近年、少子高齢化や核家族化の急速な進展、ライフスタイルの多様化等により、家族や地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域のつながりが希薄化し住民相互の支え合いや助け合いの機能が低下しています。さらには、高齢の親と働いていない独身の50代の子と同居する世帯、いわゆる「8050問題^{*1}」や、介護と育児を同時に直面する世帯、いわゆる「ダブルケア^{*2}」、障害がある子の親が高齢化し介護を要する世帯など、新たに複雑化・複合化した課題やニーズへの対応も求められています。



こうした課題に対応するためには、公的支援とともに地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことが大切です。そうすることで、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含め誰もが役割を持つことで、それぞれが日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるものと考えます。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画しながら、ともに支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会^{*3}」の実現に向けた改革施策を進めることとし、社会福祉法の改正が行われました。

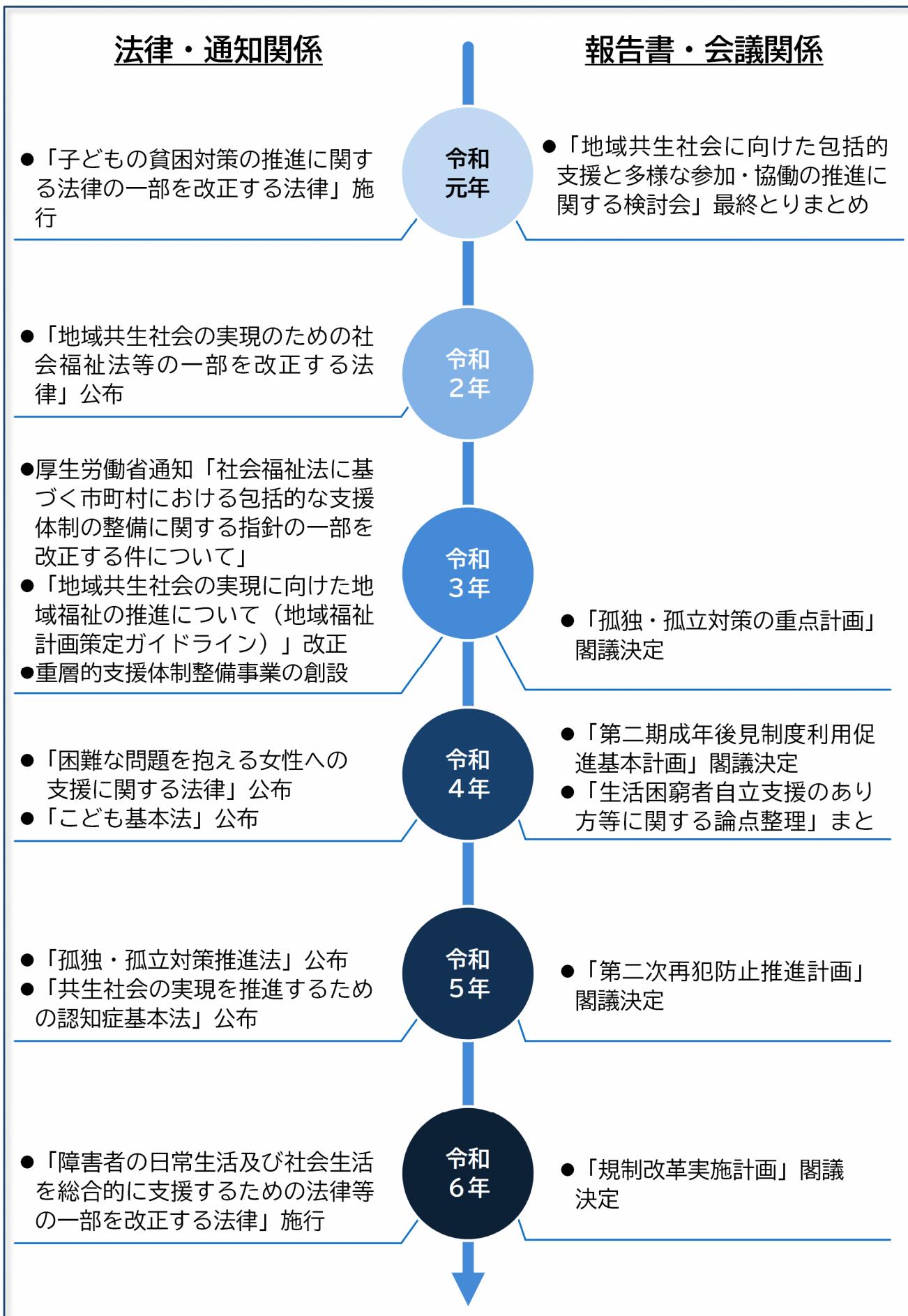
これらの状況を踏まえ、本町では「第4期宇多津町地域福祉計画」の基本的な方向性を引き継ぐとともに、地域に関わるすべての人と行政が一体となって、総合的に福祉施策を推進していくため、「第5期宇多津町地域福祉計画」を策定し、誰もが自分らしく安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。

*1 8050問題：80は80代の親、50は50代のひきこもりの子ども、80代の高齢の親と50代のひきこもりの息子が娘が一緒に地域から孤立した状態で暮らしている問題。

*2 ダブルケア：育児と介護等、2つのケアを一人の者が同時に担っている状態。

*3 地域共生社会：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

近年の国の主な動き



第1章 計画策定にあたって

また、近年 SDGs（持続可能な開発目標：SDGs : Sustainable Development Goals）について言及されることが多くなってきています。

SDGs は、平成 27（2015）年9月に国連で採択された、令和 12（2030）年までに先進国を含む国際社会全体で達成を目指す 17 の国際目標と 169 のターゲット（具体的な目標）が設定されていますが、これは、国連に加盟するすべての国が、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの 15 年間にわたって、達成に向け取り組むべき共通目標とされています。

SDGs 採択から数年を経て、日本国内でも SDGs に関する認知度は大きく高まり、公的機関や民間企業でも SDGs が浸透してきました。国は平成 28 年に「SDGs 実施指針」を定め、地方自治体の各種計画などへの最大限の反映を奨励しています。

SDGs の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現と地域共生社会の考え方はともに同じところを目指していることから、本計画に SDGs の視点を取り入れ、全ての人と行政が協力し、誰もが自分らしく安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指して本計画を策定します。

本計画と方向性を同じくする SDGs のゴールは次の 9 つになります。



第2節 地域共生社会の実現

第5期宇多津町地域福祉計画においては、第4期宇多津町地域福祉計画の基本的な方向性を引き継ぎ、地域の様々な団体と連携を深め、地域と町がより一体となり、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う『地域共生社会の実現』を目指し、中長期的な視点を加味して、様々な取り組みを進めていきます。

また、国においては、地域共生社会の実現のための社会福祉法などの一部を改正する法律が令和2（2020）年6月に公布され、令和3（2021）年4月1日に施行されました。その中で、ヤングケアラー^{*4}、8050問題、ダブルケアなど、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、高齢、障害、子ども、生活困窮などの分野を超えた支援を円滑かつ一体的に実施できるよう、包括的な支援体制の整備に関する事項として、新たに「重層的支援体制整備事業^{*5}」などが位置づけられました。



出典：厚生労働省資料

*4 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと。

*5 重層的支援体制整備事業：市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業のこと。

第3節 地域福祉とは

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう、住民、地域団体、福祉事業関係者、民間企業、行政機関等が、連携・協働し、地域全体で生活課題を解決し、一人ひとりが、孤立することなく豊かな人間関係を持ちながら共生し、自立した生活を送ることができる地域社会を実現する取り組みです。

近年は地域とのつながりの希薄化や子育て世帯の孤立化、一人暮らし高齢者の増加など、様々な地域課題が浮き彫りとなっています。このように多様化している課題に対して、重要なのが「地域福祉」です。

住民同士の支え合いや地域活動による助け合いを促進し、住民・地域・行政相互の連携・協働を一層進め、地域福祉を総合的、計画的に推進する羅針盤としての役割が地域福祉計画です。

地域福祉の推進は、住民、地域で活動する団体、行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することにより初めて可能となります。

自分でできること（自助）、お隣近所の助け合いでできること（互助）、地域の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い（共助）、公的な機関による支援（公助）、この「自助」「互助」「共助」「公助」を最適に組み合わせ、役割分担と連携のもとで、課題解決に取り組むことが大切です。

福祉のまちづくりを支える4つの力

自分たちでできること、近隣で助け合えること、そして公的な支援。
この4つの力を最適に組み合わせ、地域全体の課題解決に取り組みます。



この計画は、これらの「自助」「互助」「共助」「公助」が連携し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指す羅針盤です。

第4節 地域福祉計画の根拠法や期間など

(1) 法令の根拠

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画です。

【社会福祉法（一部抜粋）】

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合に、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2) 計画の期間

第5期宇多津町地域福祉計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間です。

令和8年度
2026

令和9年度
2027

令和10年度
2028

令和11年度
2029

令和12年度
2030

第5期宇多津町地域福祉計画 令和8年度～令和12年度

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する「地域福祉計画」のほか、市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。

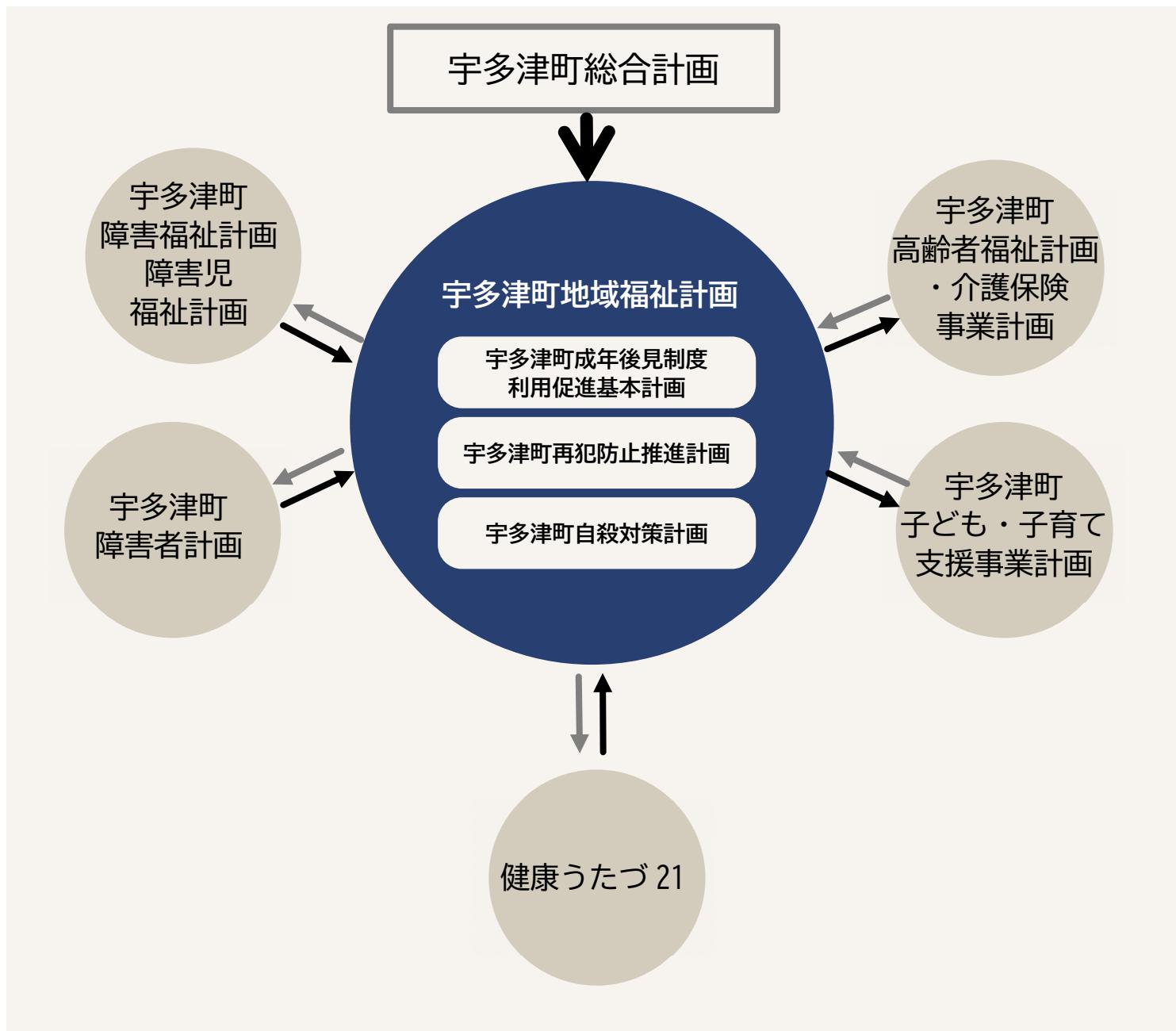
「地域福祉計画」は地域福祉の推進のため、前述の通り市町村が行政計画として策定するもので「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として「顔のみえる関係づくり」「共に生きる社会づくり」を目指すための基本方針を定めるものです。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

(4) 関連諸計画との関係

本計画は本町の「宇多津町総合計画」を上位計画とし、「地域福祉計画」は、地域福祉の総合計画と位置付け、「宇多津町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「宇多津町子ども・子育て支援事業計画」、「宇多津町障害者計画」「宇多津町障害福祉計画・障害児福祉計画」、「健康うたづ 21」等の関連する施策と調和を図り連携しながら取り組むことにより「地域共生社会」の実現を目指すものです。

また、本計画に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき市町村が定める「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき市町村が定める「再犯防止推進計画」、「自殺対策基本法」に基づき市町村が定める「自殺対策計画」を本計画に包含し、地域福祉の施策と一体的に取り組みます。



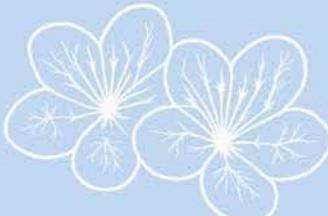
第2章

町をとりまく状況

本町の状況

アンケート調査の結果分析

本町の主要な課題と考察



第2章 宇多津町をとりまく状況

第1節 本町の状況

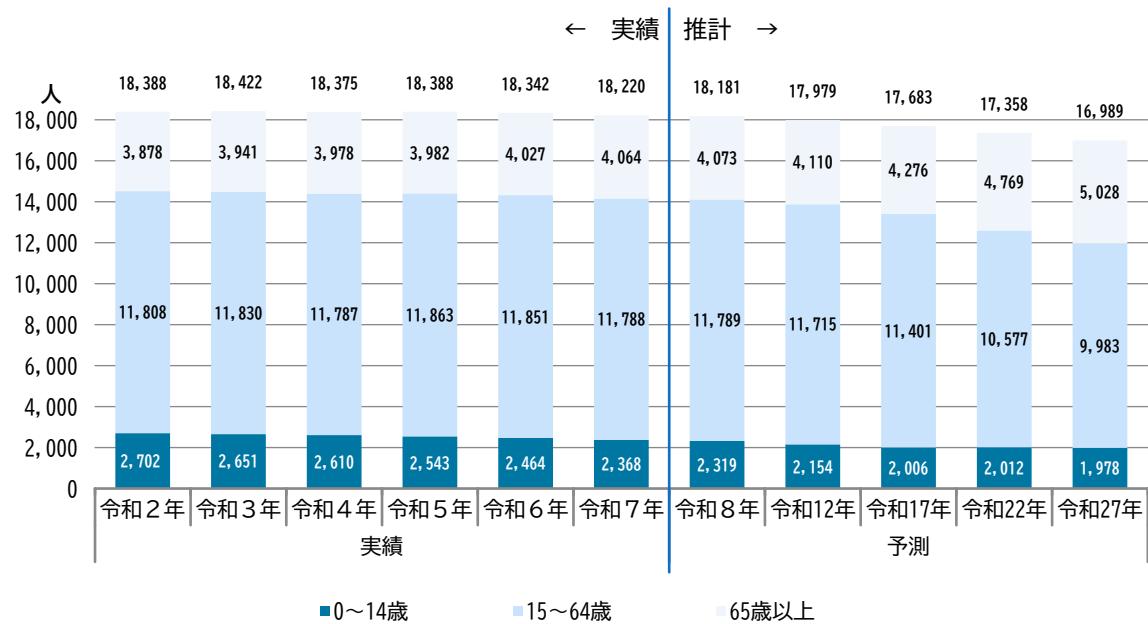
カテゴリ	指標名	内容・対象
人口・世帯	総人口の推移（年齢3区分）	年少人口・生産年齢人口・高齢人口
	高齢者人口と高齢化率	65歳以上人口・割合
	75歳以上高齢者割合	後期高齢者町内分布
	世帯数と世帯人員の推移	総世帯数・平均世帯人員
	高齢者世帯数の推移	高齢者のみ世帯数
高齢者・障害者	要支援・要介護認定者数の推移と見込	認定者総数
	要支援・要介護度別構成比の推移と見込	要支援1・2、要介護1～5
	認知症の人数の推移	認知症高齢者数
	成年後見制度の利用件数	利用件数
	相談件数と高齢者虐待相談件数の推移	通報・相談件数
	障害者手帳所持者数の推移	身体・知的・精神障害者手帳所持者数
子ども・家庭	障害者虐待対応の推移	対応件数
	出生率と出生数の推移	出生率・出生数
	男女別5歳階級人口ピラミッド	男女別5歳階級人口
	0歳～14歳までの子どもの割合	14歳以下児童町内分布
生活・地域	児童虐待の相談件数	通報・相談件数
	生活保護受給者数の推移	受給者総数
	自治会加入率の推移	加入率
健康・安全	自殺者数の推移	年間自殺者数
	自殺者現状分析	年齢・原因別分析
犯罪・更生	刑法犯認知件数の推移	認知件数
	警察署別刑法犯認知件数の推移	認知件数
	市町別刑法犯認知件数	認知件数
	再犯者数及び再犯率の推移	再犯者数・再犯率
	協力雇用主数と刑務所出所者等数の推移	協力雇用主数・出所者数
	保護司数および保護司充足率の推移	保護司数・充足率

■人口

本町の人口は令和2年に18,388人であったのが、団塊世代が75歳以上となる令和7年には18,220人と168人減少し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には17,358人へとなり、今後本町の人口は、減少していく見込みです。

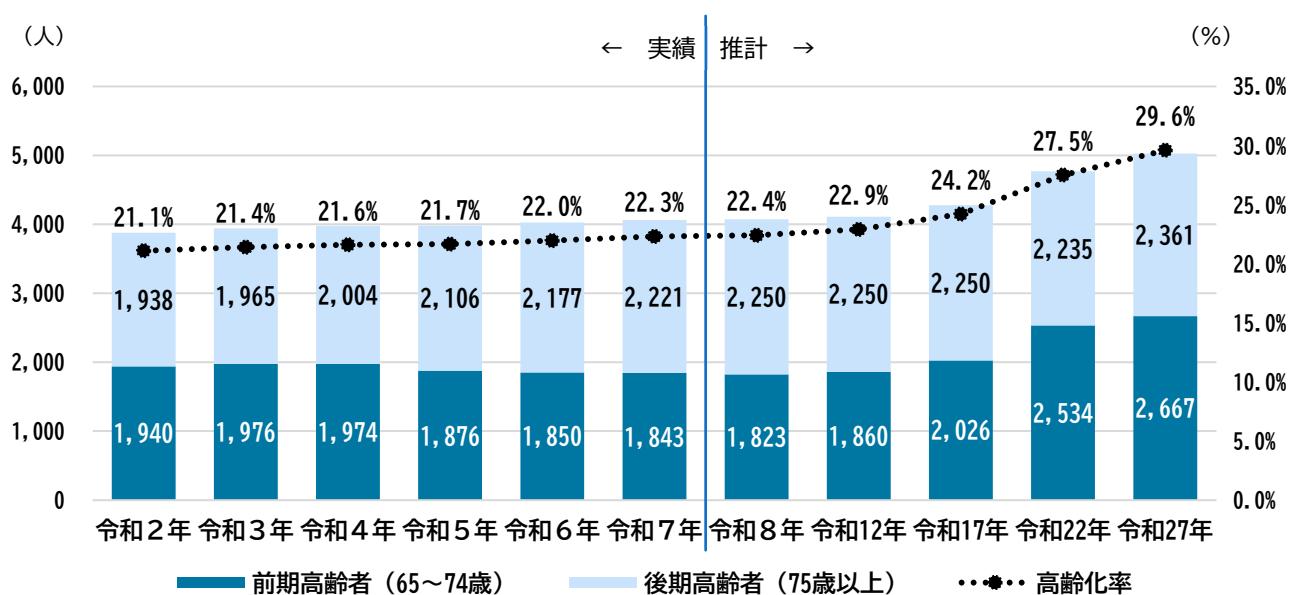
15～64歳の生産年齢人口は令和5年をピークに減少傾向にあります、65歳以上の高齢者人口は令和2年以降増加傾向にあり、少子高齢化が進展していく見込みです。

【総人口の推移（年齢3区分）】



資料：住民基本台帳、令和8年以降はコーホート変化率法にて推計

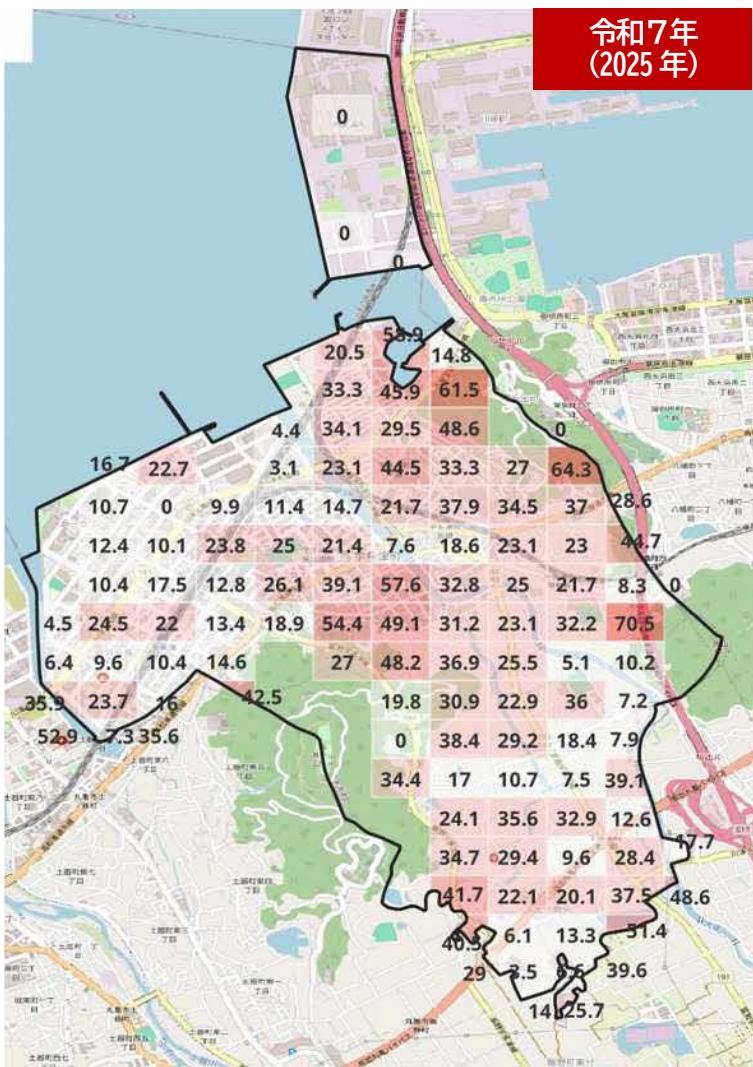
【高齢者人口と高齢化率】



資料：住民基本台帳、令和8年以降はコーホート変化率法にて推計

第2章 宇多津町をとりまく状況

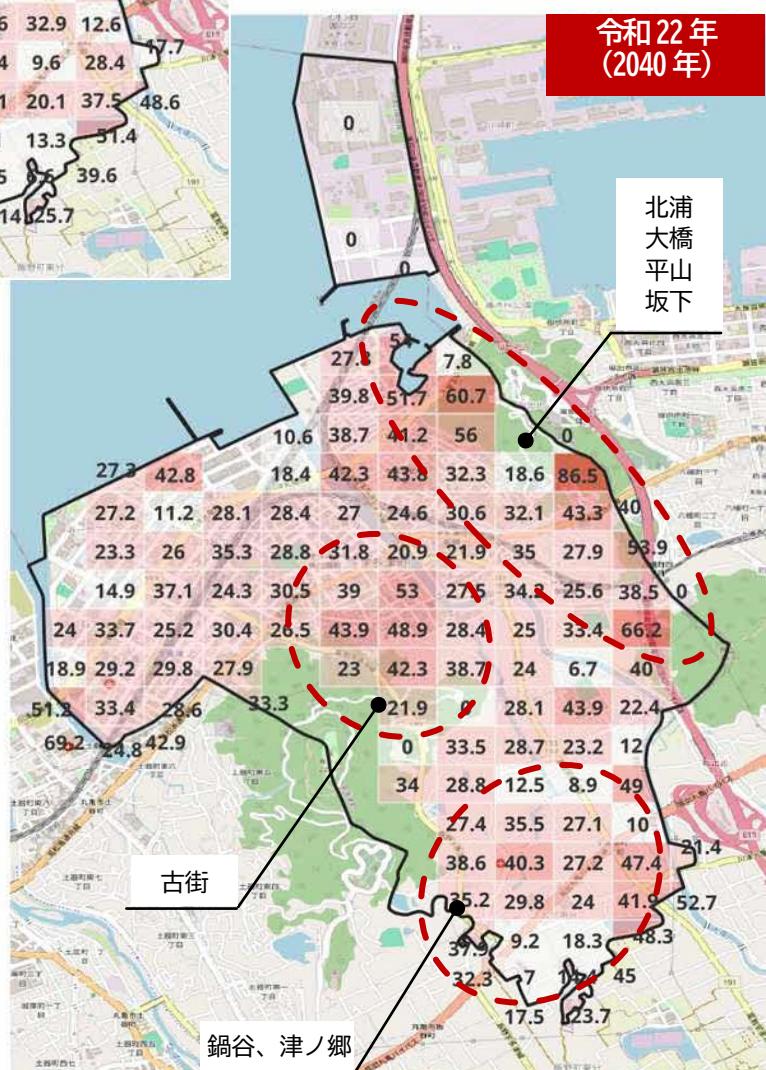
【75歳以上高齢者割合（250m区画内、令和7年・令和22年比較）】



250m四方の区画で区切り、その中の75歳以上高齢者の割合を算出した地図（Open Street Map）

国土地理院が行った、令和2年国勢調査（令和6年補正）に基づく人口推計（令和7年と令和22年）をプロットしており、濃い赤の区画ほど、75歳以上割合（%）が高くなっている。区画内の黒い数字はその割合となっている。

宇多津町は、黒い線で囲まれたエリア。



75歳以上高齢者の分布は、2040年はより赤い区画が増え、多くの区画で割合が高くなっている。
特に古街、鍋谷、津ノ郷、北浦、大橋、平山、坂下など既生市街地（点線部分）での割合は、高くなっている。

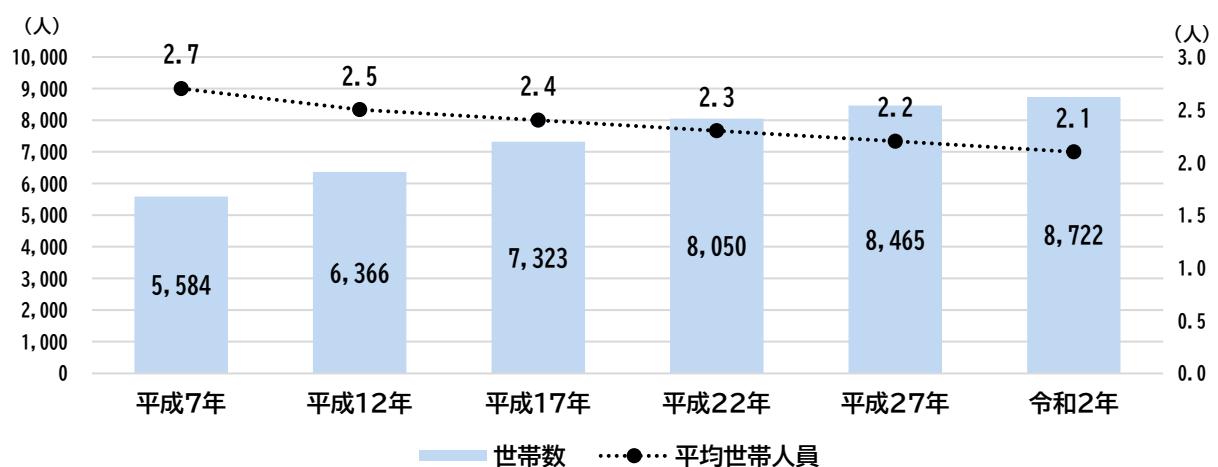
■世帯

本町の平成7年の総世帯数は5,584世帯でしたが、令和2年は8,722世帯で、3,138世帯が増加しました。

また、平均世帯人員も平成7年以降減少しており、平成7年では2.7人だったのが、令和2年は2.1人となりました。

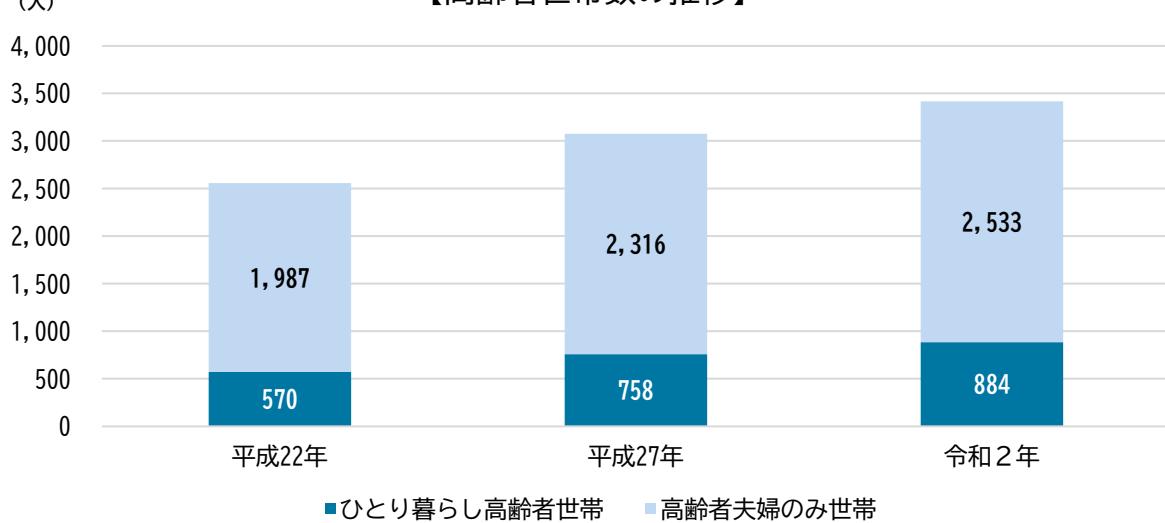
一方で本町の高齢者のみの世帯は増加傾向にあります。

【世帯数と世帯人員の推移】



資料：国勢調査

【高齢者世帯数の推移】



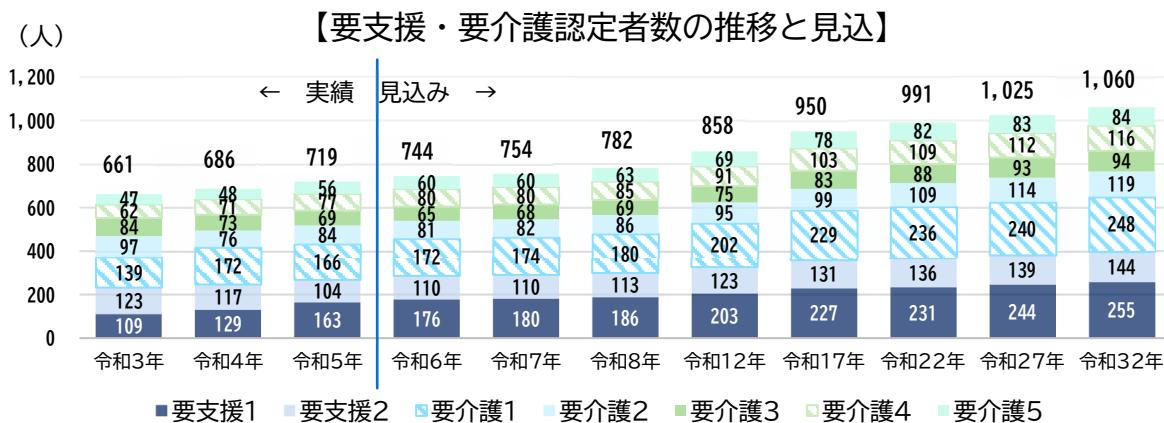
資料：国勢調査

第2章 宇多津町をとりまく状況

■介護度別要介護認定者数と構成比

本町の要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む）は、令和6年度には744人となっており、増加傾向となっています。その後も増加する見込みです。

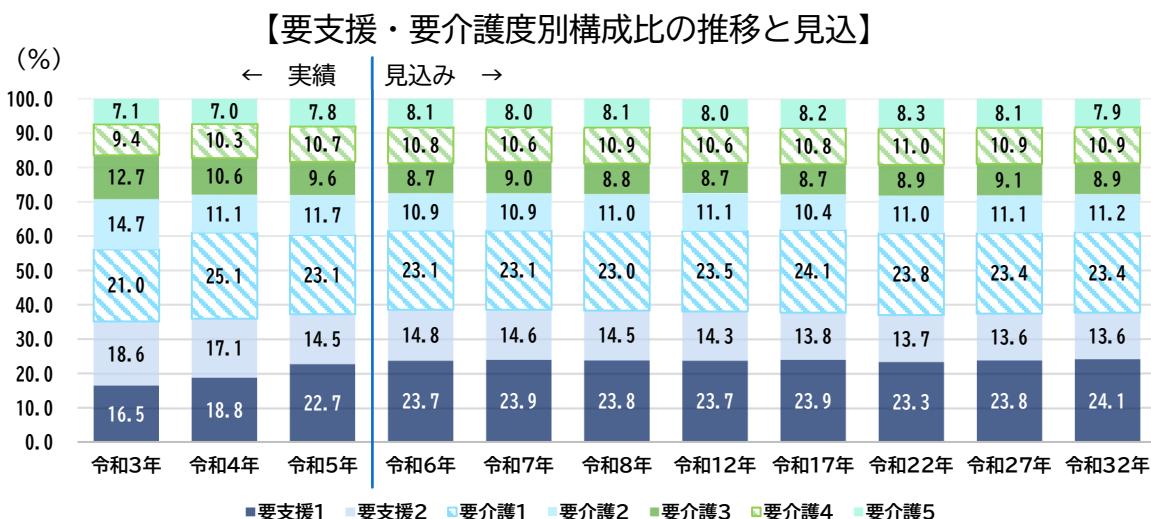
要介護3～5を重度者とすると、令和6年度の重度者は205人で、全体に占める割合は27.6%で、香川県の33.3%に比べて低くなっています。



資料：宇多津町第9期介護保険事業計画



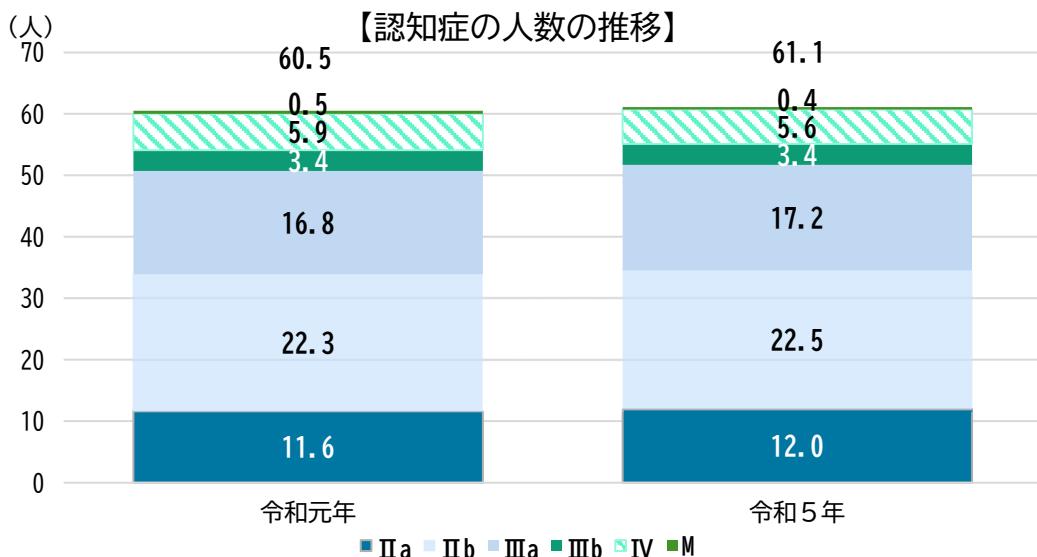
資料：第9期香川県高齢者保健福祉計画



資料：宇多津町第9期介護保険事業計画

■認知症の人数

本町の高齢者のうち、日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者を認知症高齢者としています。総数は令和元年度と比較し令和5年度は若干増加しています。



資料：宇多津町保健福祉課

認知症高齢者の日常生活自立度基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢ a に同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

第2章 宇多津町をとりまく状況

■成年後見制度利用の状況

成年後見制度^{*6}利用件数の内訳では、本町は、全国や香川県と同様に後見人および保佐人の利用件数が高くなっています。

【成年後見制度の利用件数】

単位：件

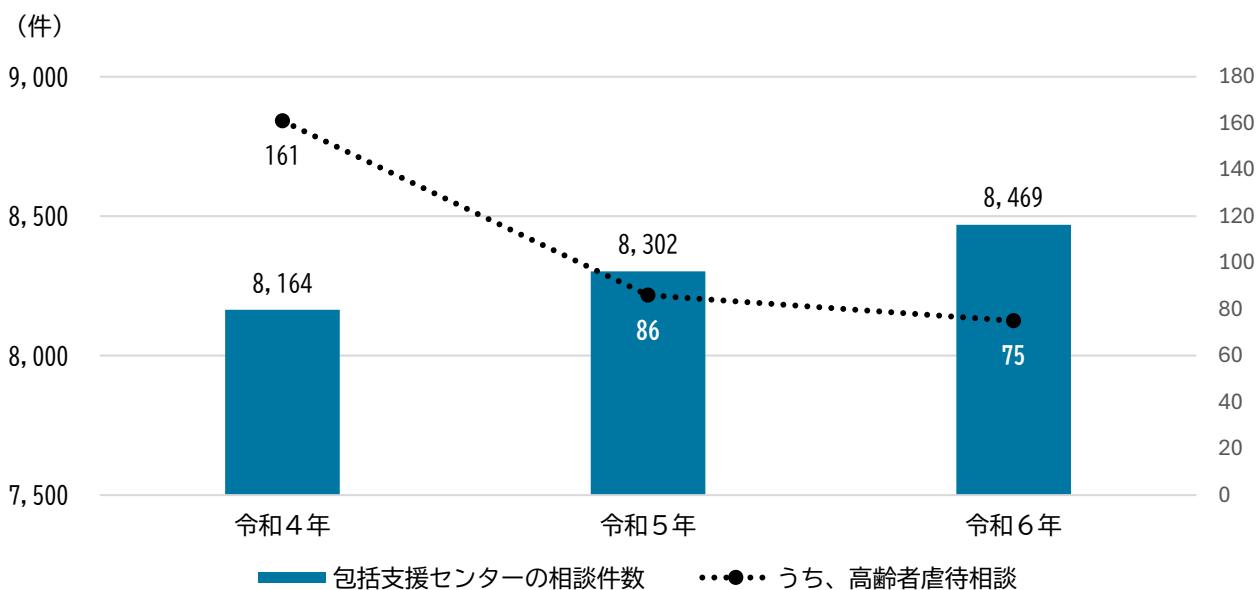
	後見人	保佐人	補助人	任意後見人 ^{*7}	計
全国	179,373	54,916	16,857	2,795	253,941
香川県	1,432	510	135	14	2,091
宇多津町	19	12	0	0	31

資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況」
令和6年12月31日時点

■相談件数と高齢者虐待相談件数

高齢者虐待の相談件数は、令和4年から減少していますが、高齢者や単身世帯の増加に伴い、相談件数は増加しています。

【相談件数と高齢者虐待相談件数の推移】



資料：宇多津町保健福祉課

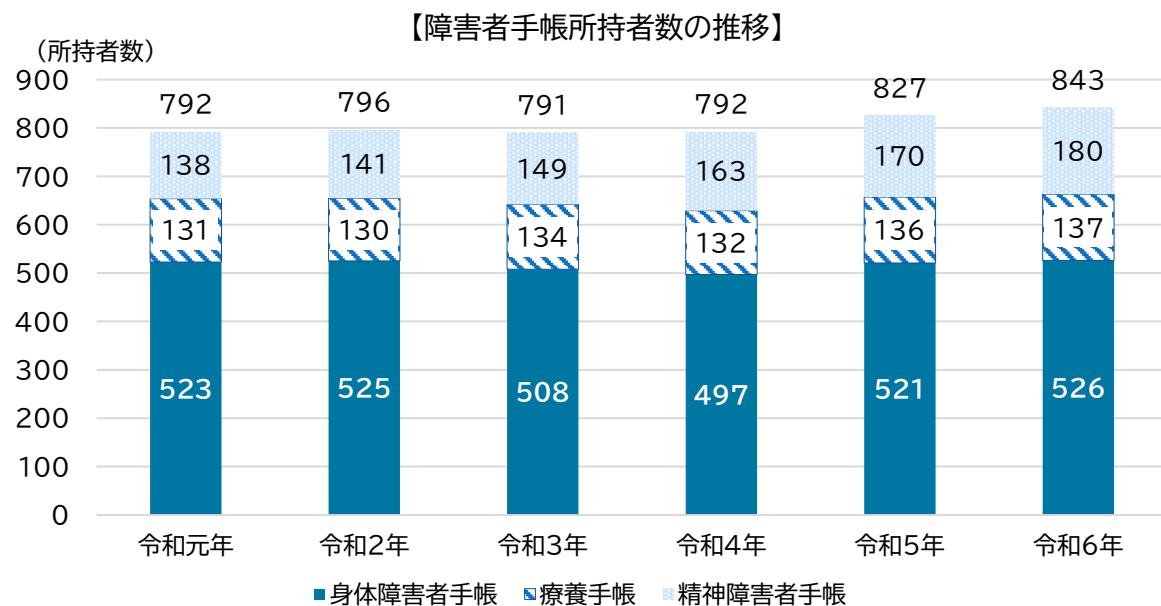
*6 成年後見制度：認知症などの理由により判断能力が充分ではない人の財産管理などを支援する制度。支援は「成年後見人」と呼ばれる人が行う。

*7 任意後見人：本人が十分な判断能力を持っているうちに、将来の判断能力低下に備えて自ら選んだ人に生活や財産管理などを委任する制度で選ばれる人のこと。

■障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は、令和6年度末時点では843人となっています。

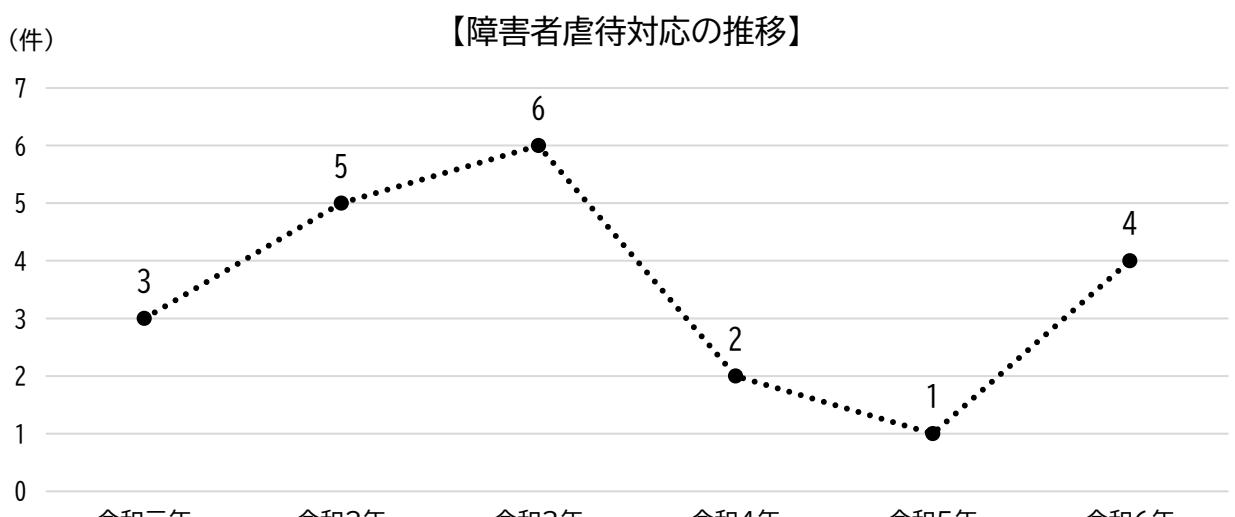
令和元年と比べると、障害者手帳所持者数は減少していますが、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しており、42人増加となっています。



資料：宇多津町保健福祉課

■障害者虐待対応件数

直近の障害者虐待対応件数は、令和3年が6件で最も多くなっています。

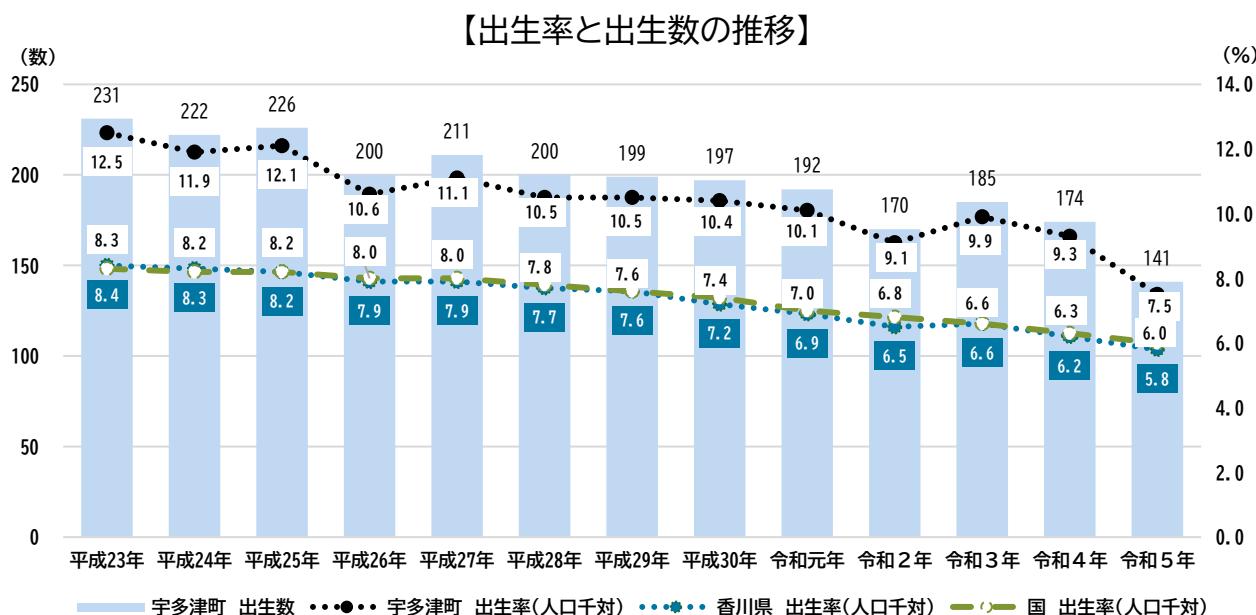


資料：宇多津町保健福祉課

第2章 宇多津町をとりまく状況

■出生率と出生数

出生率は、全国や県の平均を大きく上回って推移していますが、全国同様、本町の出生数の推移も、減少傾向にあり、令和5年には141人にまで減少しました。

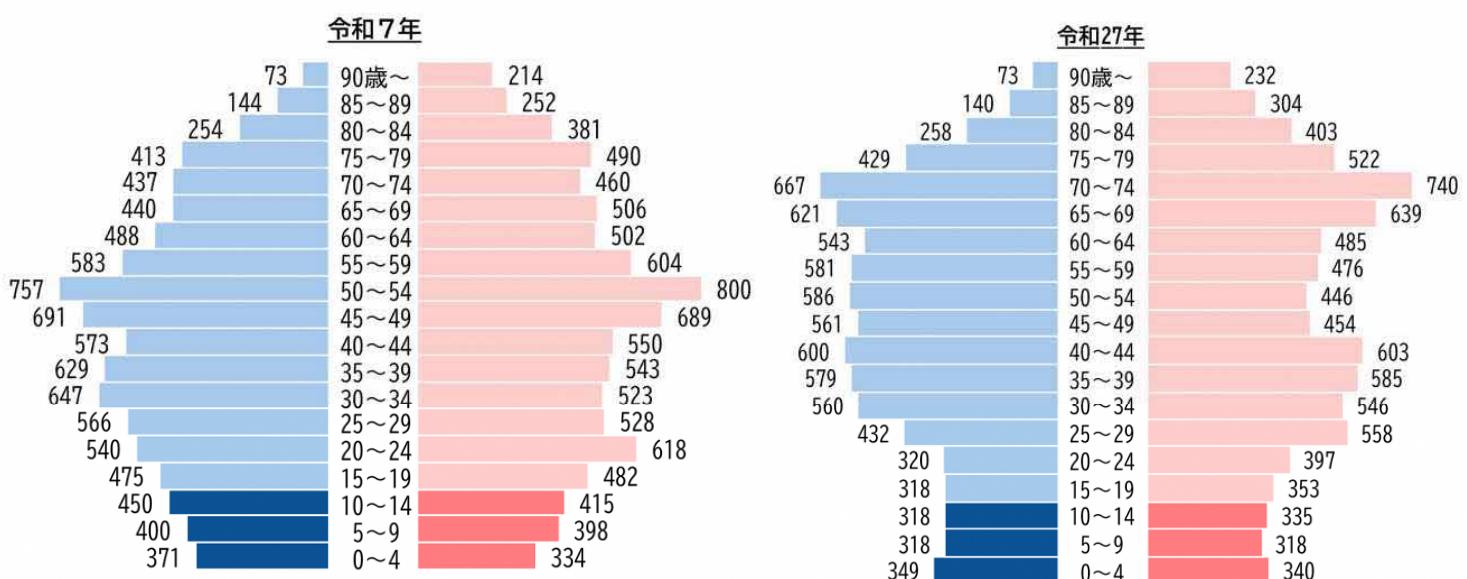


資料：香川県保健統計、人口動態統計

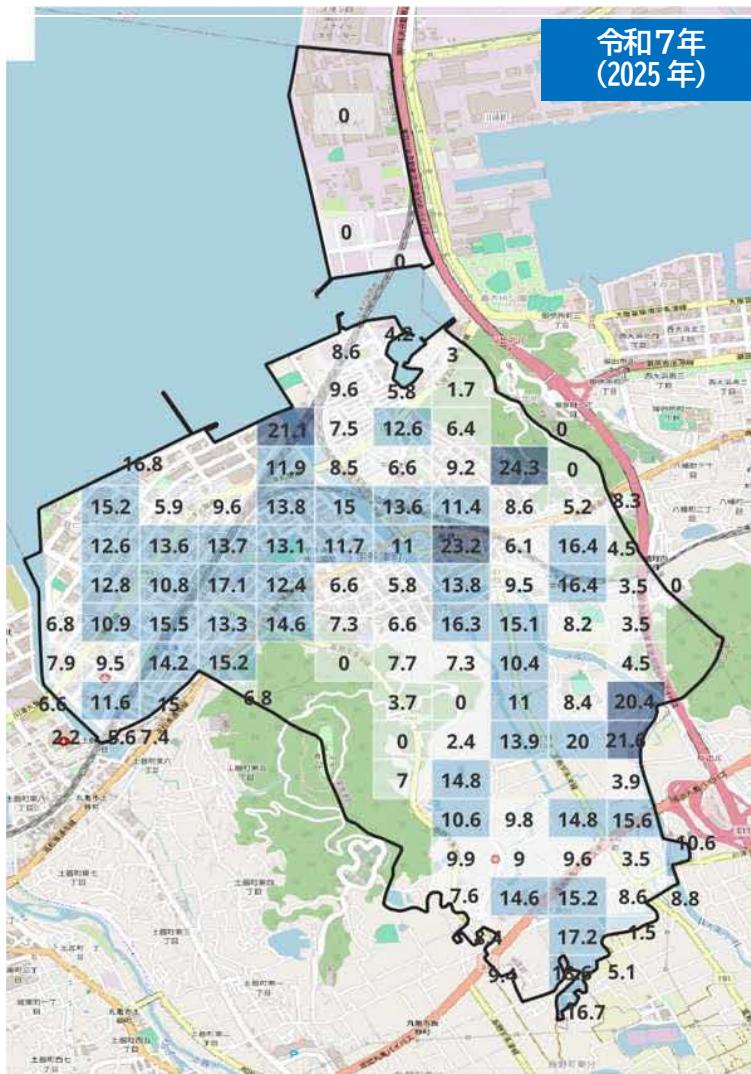
■人口ピラミッド

男女別5歳階級人口ピラミッドは、令和7年度は50歳～54歳が最も多い樽形の形をしています。各年齢階級で男女を比較すると、45歳までは概ね女性より男性が多く（15歳～24歳は女性の方が多い）、45歳以降は女性の方が多くなっています。

【男女別5歳階級人口ピラミッド】



【0歳～14歳までの子どもの割合（250m区画内、令和7年・令和22年比較）】



250m四方の区画で区切り、その中での0歳～14歳までの子どもの割合を算出した地図（Open Street Map）

国土地理院が行った、令和2年国勢調査（令和6年補正）に基づく人口推計（令和7年と令和22年）をプロットしており、濃い青の区画ほど、0歳～14歳までの子どもの割合（%）が高くなっている。区画内の黒い数字はその割合となっている。

宇多津町は、黒い線で囲まれたエリア。



0歳～14歳までの子どもの分布は、2025年に比べ2040年は子どもの割合が低い区画が増加しており、20%を超えている区画も減少している。

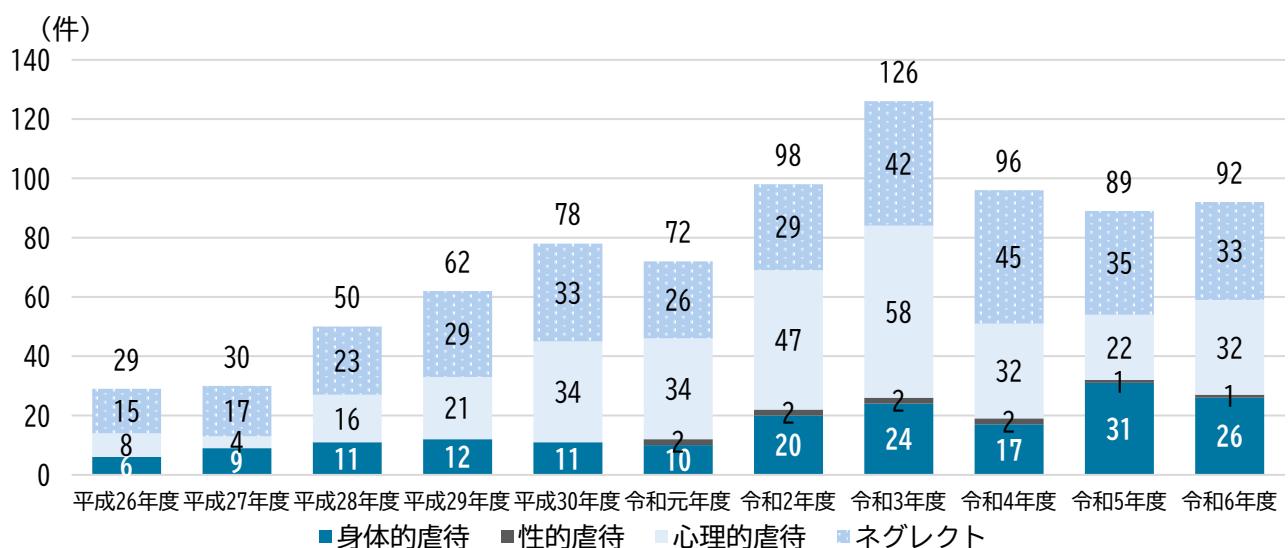
第2章 宇多津町をとりまく状況

■児童虐待の相談件数

児童虐待相談件数の推移は、令和3年度がピークになっています。平成26年度と令和8年度を比較すると、およそ3.2倍となっています。

相談種別でみると、令和6年度は、ネグレクトの相談が最も多く、次に心理的虐待の相談となっています。

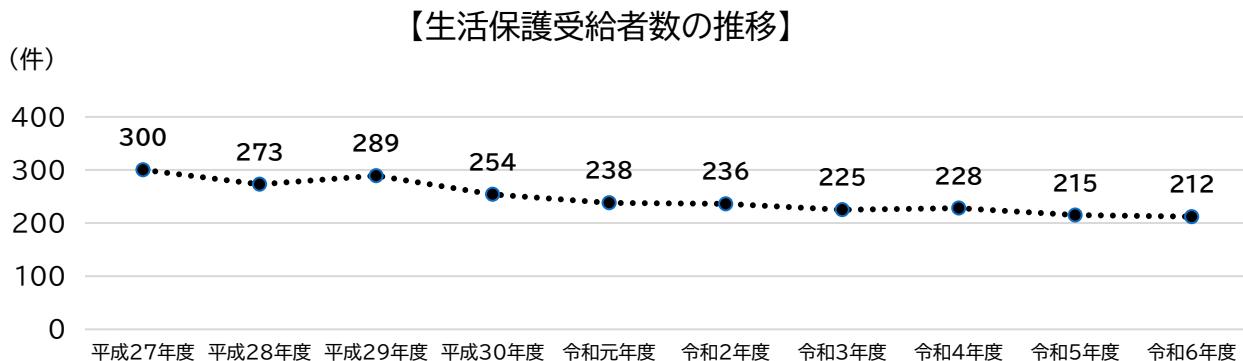
【児童虐待の相談件数の推移】



資料:宇多津町保健福祉課より

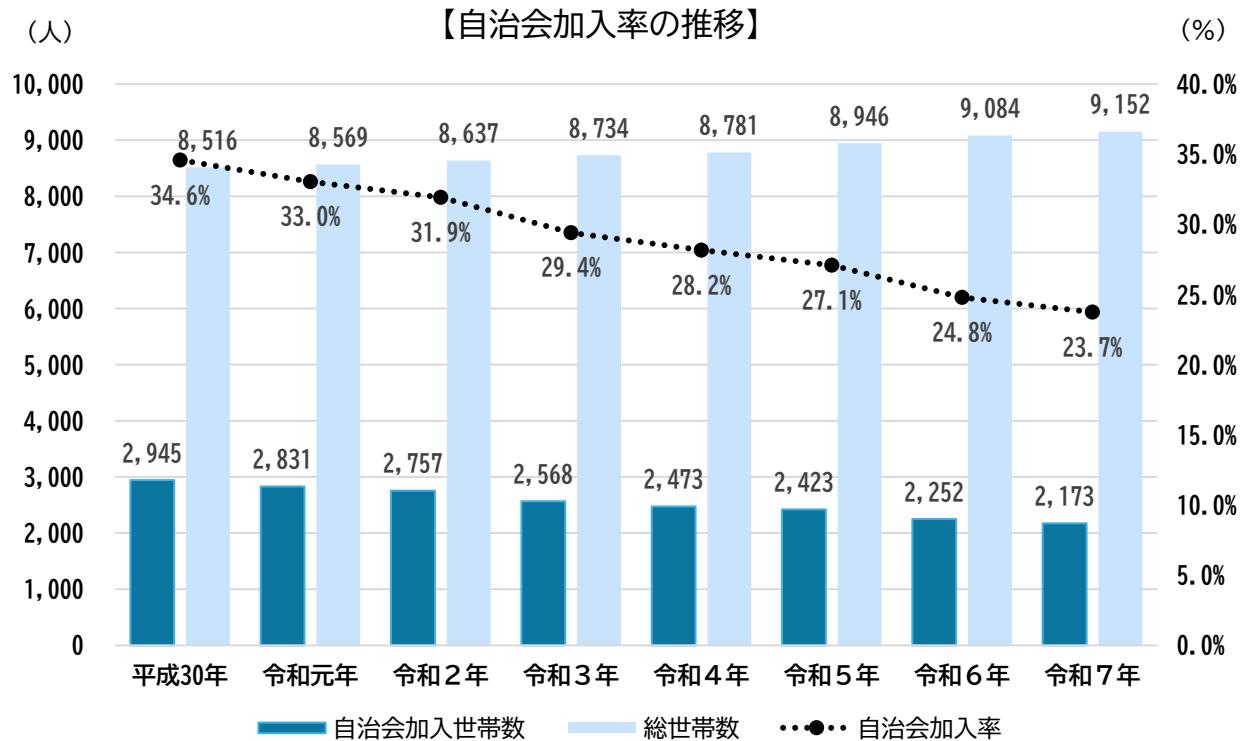
■生活保護受給者数

生活保護受給者数は、減少傾向にあります。平成 27 年度と令和 6 年度を比較すると、約 30% (88 件) 減少しています。



■自治会加入率

自治会の加入率は、平成 30 年の 34.6% から令和 7 年の 23.7% まで毎年減少しています。



資料：宇多津町住民生活課

■自殺者数

平成30年から令和6年までの自殺者は、香川県、宇多津町とともに横ばいで推移しています。

【自殺者数の推移】

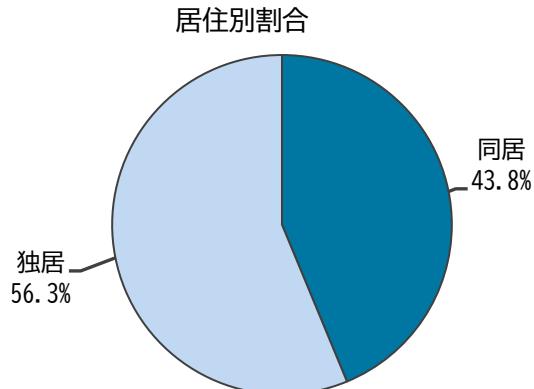
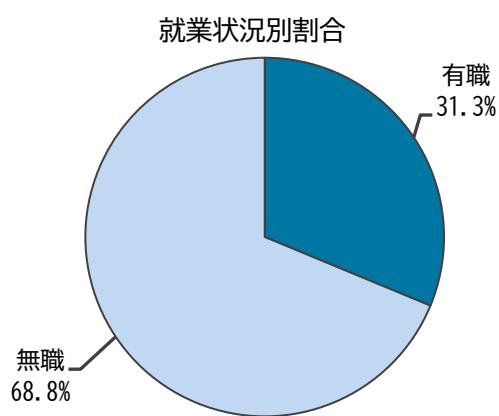
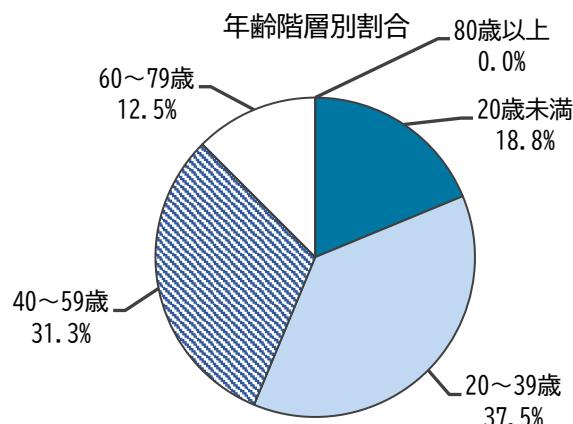
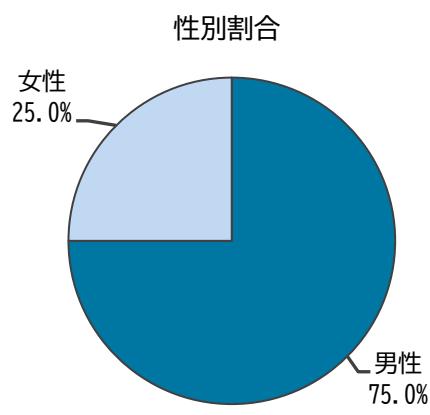
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全国	20,668	19,974	20,907	20,820	21,723	21,657	20,117
香川県	152	145	154	148	148	183	163
宇多津町	3	3	3	2	5	3	1

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

■宇多津町の自殺者

平成30年から令和4年までの宇多津町自殺者の割合は、女性より男性の方が高く、年齢階層別では20～39歳の階層が最も高くなっています。

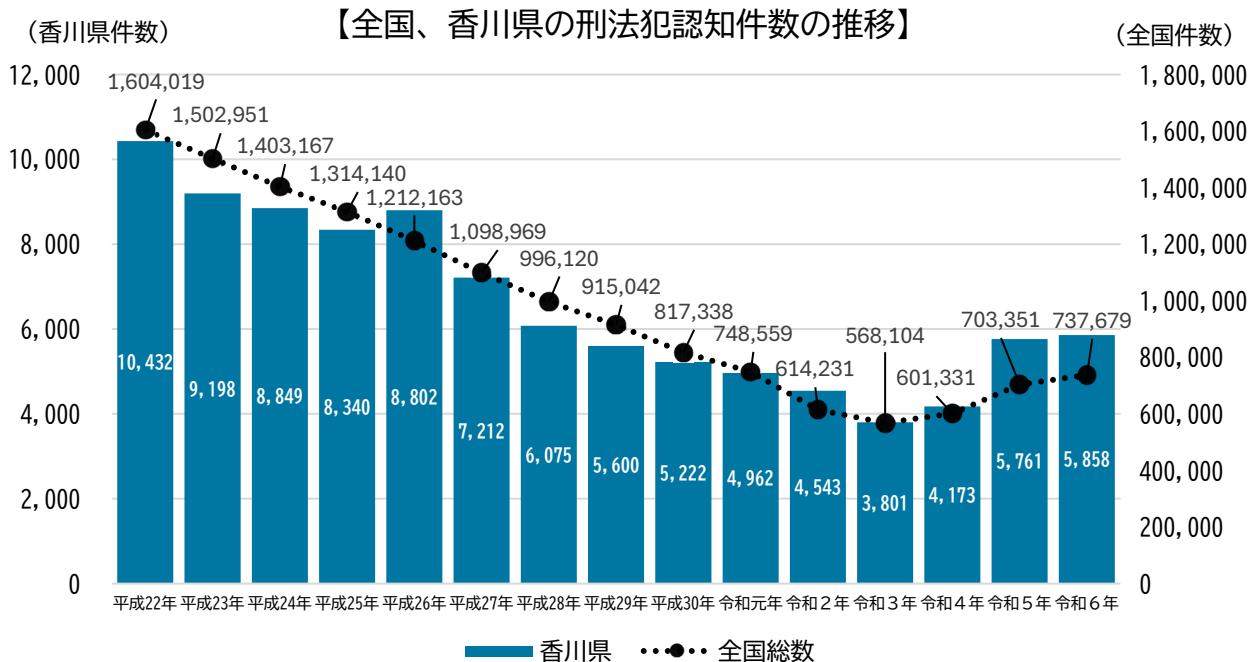
【自殺者の現状分析】



資料：宇多津町保健福祉課

■刑法犯認知件数

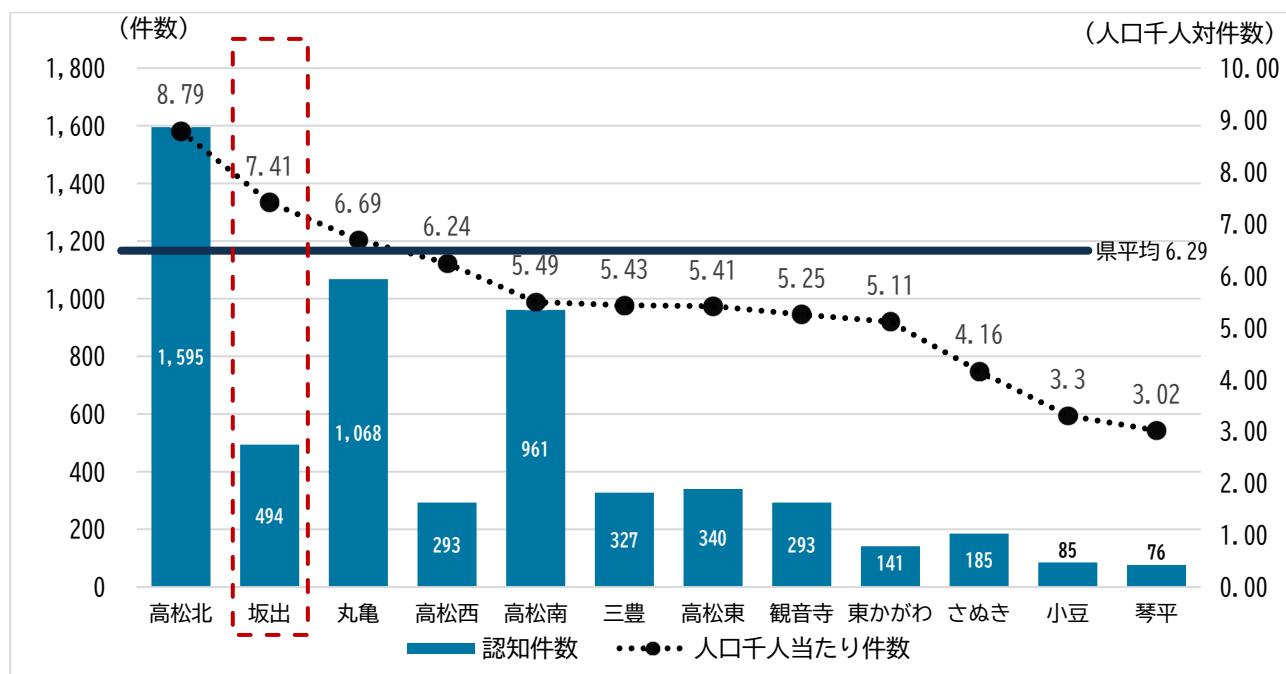
全国、香川県とも令和3年までは減少傾向でしたが、令和4年以降は増加傾向に転じています。

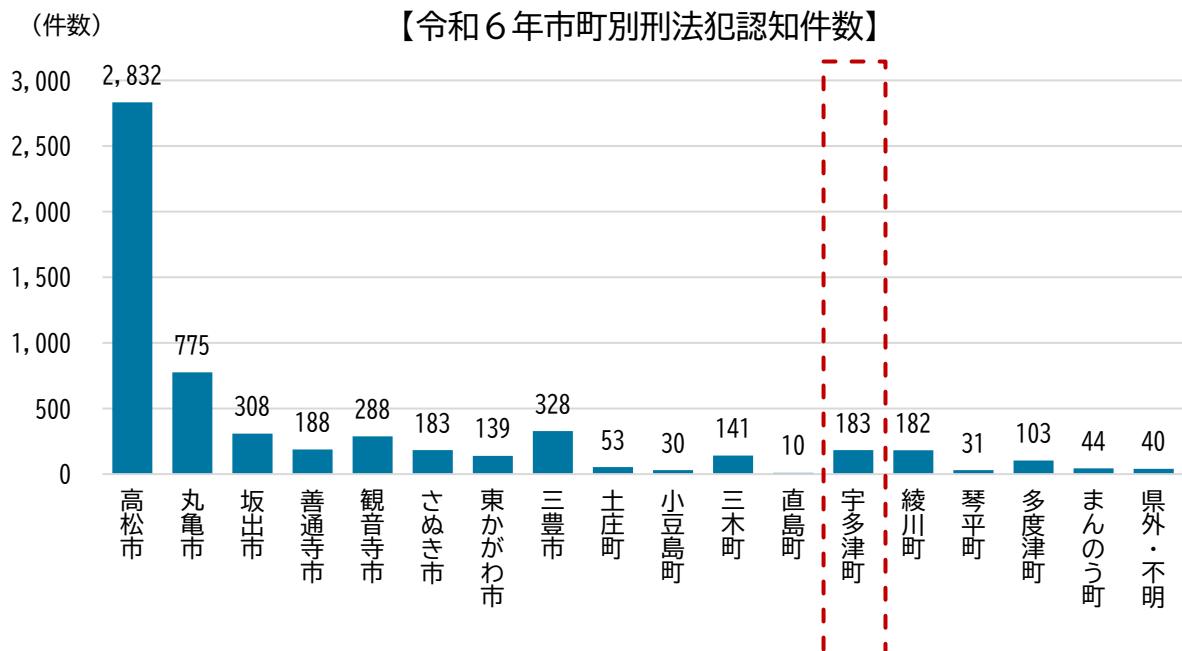


資料：香川県警察本部 刑法犯に関する統計資料

香川県内を警察署別にみると、宇多津町を管轄する坂出警察管内では、認知件数は494件と少ないものの、人口千人対でみると7.41件で県内2位となっています。

【令和6年警察署別刑法犯認知件数】



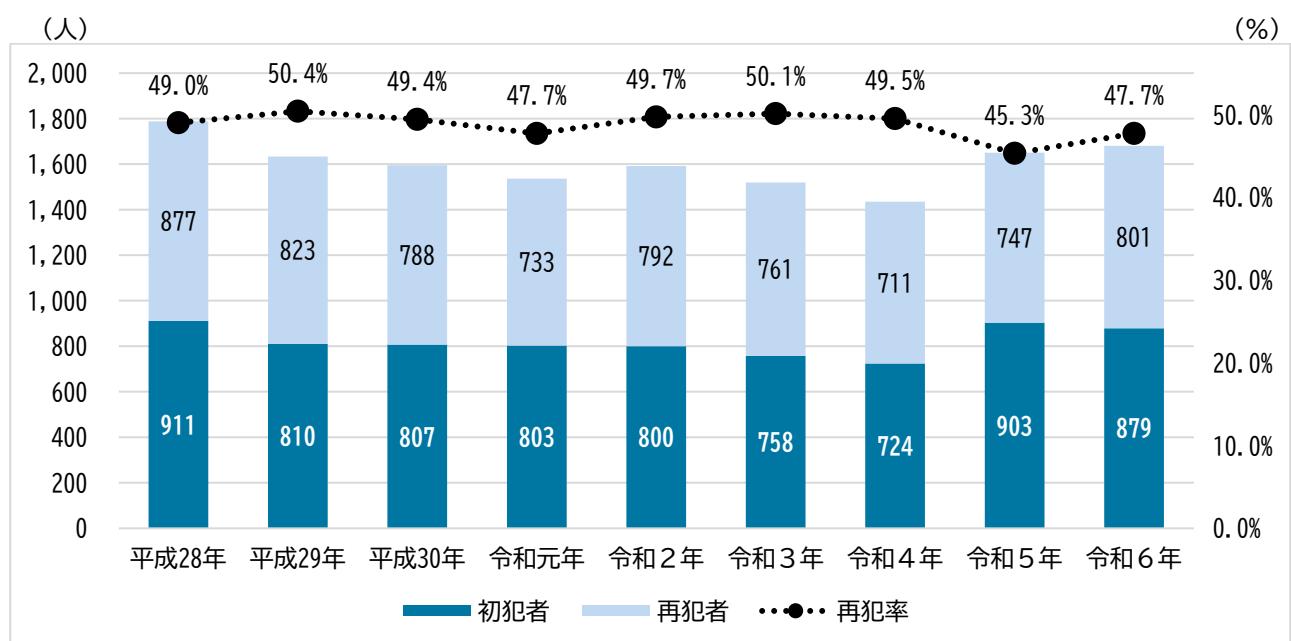


資料：香川県警察本部「令和7年版数字でみるさぬきの安全」

■香川県の刑法犯検挙者中の再犯者数および再犯率

再犯率は、50%前後で推移しています。

【再犯者数及び再犯率の推移】

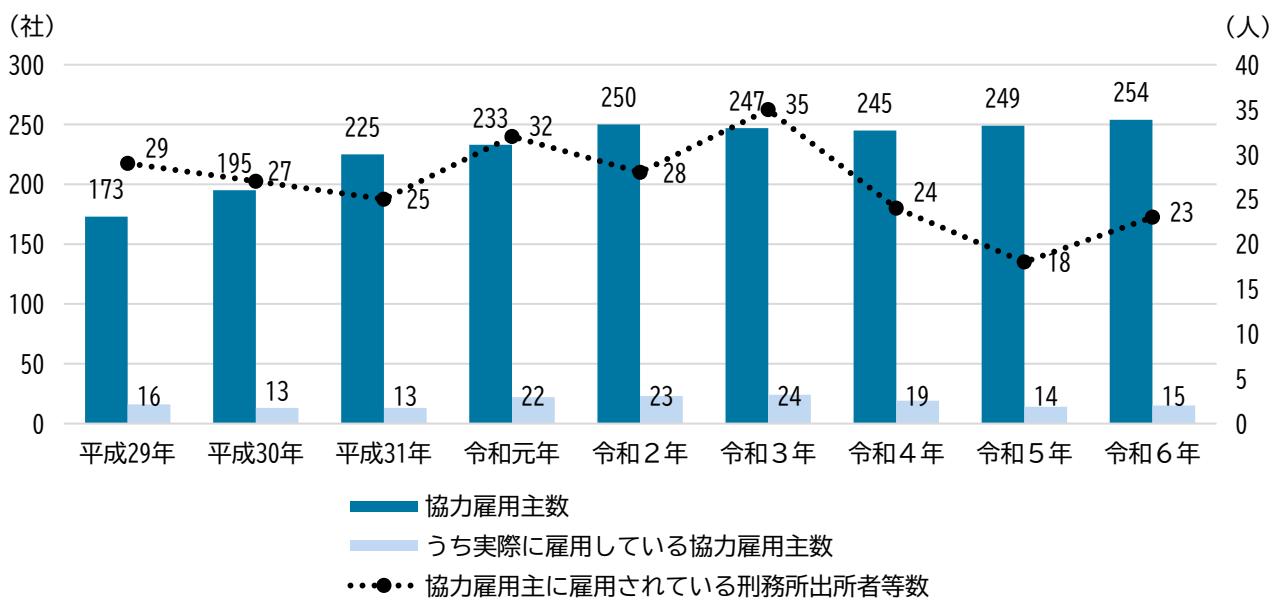


資料：法務省

■香川県の協力雇用主数と協力雇用主に雇用された刑務所出所者等数

協力雇用主数は増加傾向にあり、令和6年には254社となっていますが、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数は少なく、令和6年では15社にとどまっています。

【協力雇用主数と刑務所出所者等数の推移】

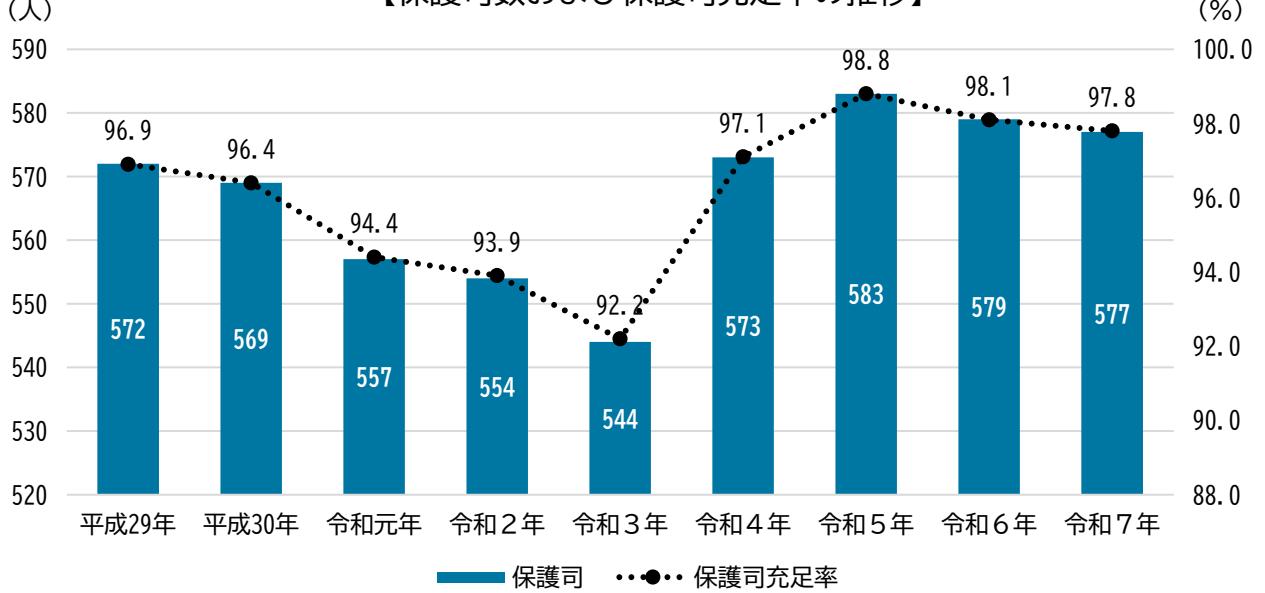


資料：法務省

■香川県の保護司数および保護司充足率

保護司充足率は、令和3年から増加しましたが、令和7年においても97.8%と定数を満たせていません。

【保護司数および保護司充足率の推移】



資料：法務省

第2節 アンケート調査の結果分析

宇多津町の地域福祉に関するアンケート調査に基づき、宇多津町が地域福祉を推進する上で抱える主要な課題について、以下の通りまとめました。

◆調査目的

「宇多津町地域福祉計画」を策定するにあたって、令和7年6月1日現在で満18歳以上の宇多津町の住民に対して地域福祉に関する実態・意識を伺い、本年度「第5期宇多津町地域福祉計画」を策定するうえでの基礎資料とするために本調査を行いました。

◆調査設計

実施期間：令和7年7月11日～令和7年7月31日

調査の種類	調査対象者、調査方法
地域福祉ニーズ 調査	・宇多津町に在住する満18歳以上の住民（無作為抽出） ・郵送配布、郵送回収及びWeb回答

◆回収結果

配布数	回収数	回収率
1,000人	383件 (うちWeb回答：81件)	38.3%

**宇多津町地域福祉計画等策定のための
アンケートへのご協力のお願い**

白旗から、本町の福祉行政に、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
本町では、力を尽り込めて、地域福祉を推進するための努力をして、令和3年度から令和7年度までを「中期計画」として「第4期宇多津町地域福祉計画」を策定し、各種施策を実施しております。本年度「中期計画」を実施する北緯35度線計画を実現するにあたり、北緯35度線の実現のニーズを把握し、よりよい地域社会を実現するために、皆様からのご意見やご要望、老健で感じている課題などを聞き取り、アドバイスして頂きます。

本調査は、令和7年7月1日現在で満18歳以上の宇多津町の住民から無作為抽出した1,000人に送付しています。

なお、調査結果記入で、候補回答欄に別紙1、ご回答いただいた内容から個人が特定されることはない旨に記載いたします。ご本人の記入が困難な場合は、「家族の方等がご本人の代わりで記入して顶いてください」とあります。また、ご意見やご要望等を記入する際は、必ず「○」印を記入して下さい。

大家お忙しいところ誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査のご協力くださいましょようお願い申し上げます。

令和7年7月 宇多津町長 谷川 健博

回答期限 令和7年7月31日(月)

【回答方法】

○紙で回答する場合

□このアンケート用紙に直接記入し、ご返信用封筒に封入して郵便局へお送りください。

本町は、WEBでの回答が可能ですが、WEB回答にて記入をお願いいたします。

WEBブラウザのURL欄に、下記URLを入力してください。

URL : <https://lineqr.com/yasairu>

QRコード

お問い合わせ先：宇多津町保健福祉課（地域福祉係担当）
TEL 0877-49-8003

1. あなたご自身のことについておたずねします

問1 あなたの性別をお答えください。(○は1つ)

1. 男性 2. 女性 3. その他

問2 あなたの年齢（令和7年6月1日現在）をお答えください。
()歳

問3 あなたの世帯では、どのような方が同居されていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 小学生入学前の子ども 6. 大学卒業～64歳の人
2. 小学生 7. 65～74歳の高齢者
3. 中学生 8. 75歳以上の中高齢者
4. 高校生 9.ひとり暮らし
5. 大学生・大学院生・専門学校生 (1～8のような同居人はいない)

問4 あなたの現在の職業をお答えください。(○は1つ)

1. 公社員・公務員 5. パート・アルバイト
2. 自由業・自由業 6. 無職
3. 農林水産業 7. その他
4. 学生 ()

問5 家庭での居住年数をお答えください。(○は1つ)

1. 1年未満 4. 10年～20年未満
2. 1年～5年未満 5. 20年以上
3. 5年～10年未満

問6 あなたが生活が困たされていると感じるためには、どんなことが必要ですか。(○は2つまで)

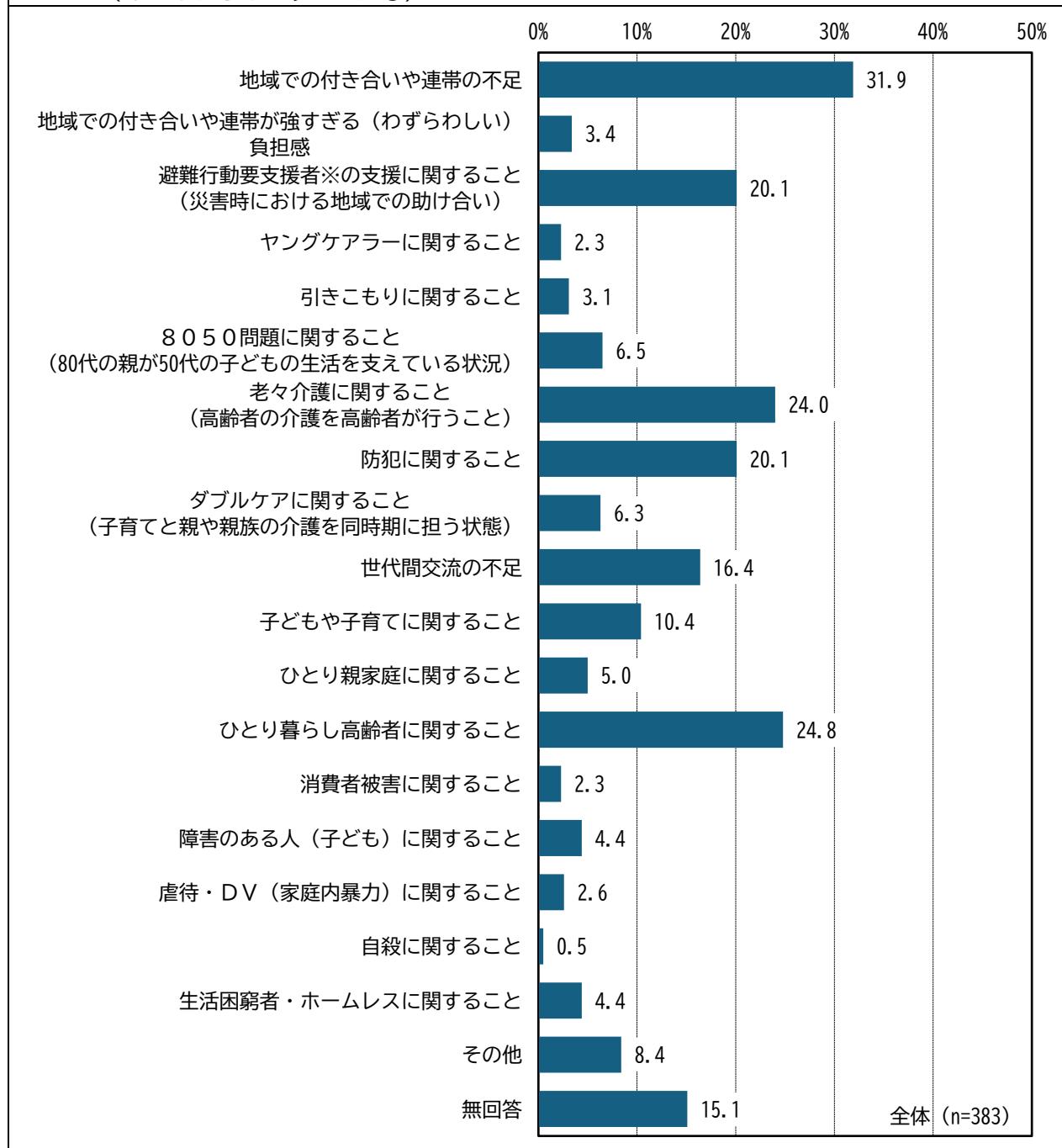
1. 自分自身が健康であること 2. 暫時的・一時的であること
3. 家族や友人などとの人間関係が良好であること
4. 災害や野球・震災などの災害から、安全・安心であること
5. 通所・施設・介護・医療など
6. 家庭や職場、地域で活動する機会があること
7. 生きがいを持っていること

◆アンケート結果

I. 地域連携と住民参加

1. 住民が感じている地域課題

問1 あなたの住んでいる地域にはどのような問題や課題があると感じていますか。
(あてはまるものすべてに○)

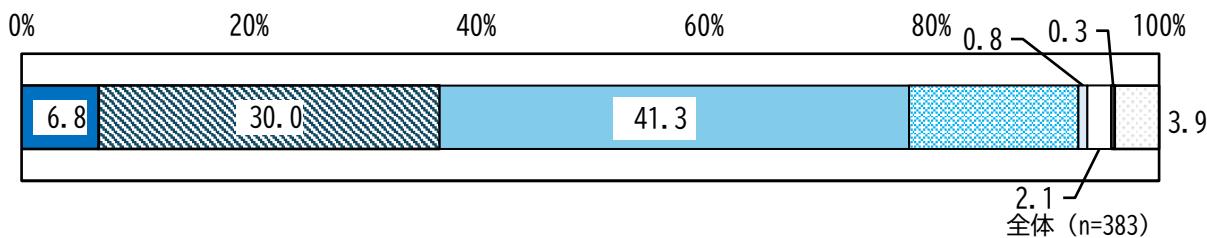


住民が最も感じる課題として「地域での付き合いや連帯の不足」が 31.9%で最も高く挙げられています。

第2章 宇多津町をとりまく状況

問2 あなたは、ご近所の人と実際にどのように関わっていますか。(○は1つ)

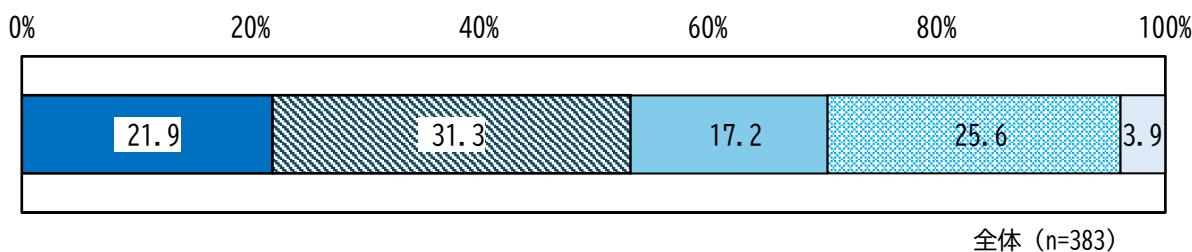
- 全く関わらない
- なるべく関わらない（あいさつをする程度）
- 形式的なつき合い（当たり障りなく深入りしない）
- 相互扶助的なつき合い（困ったときに相互に助け合う）
- 親密なつき合い（家族同様に関わる）
- わからない
- その他
- 無回答



近所の人との関わり方について、「形式的なつき合い」(41.3%) や「なるべく関わらない」(30.0%) といった深入りしない関係が合わせて 71.3%を占めています。

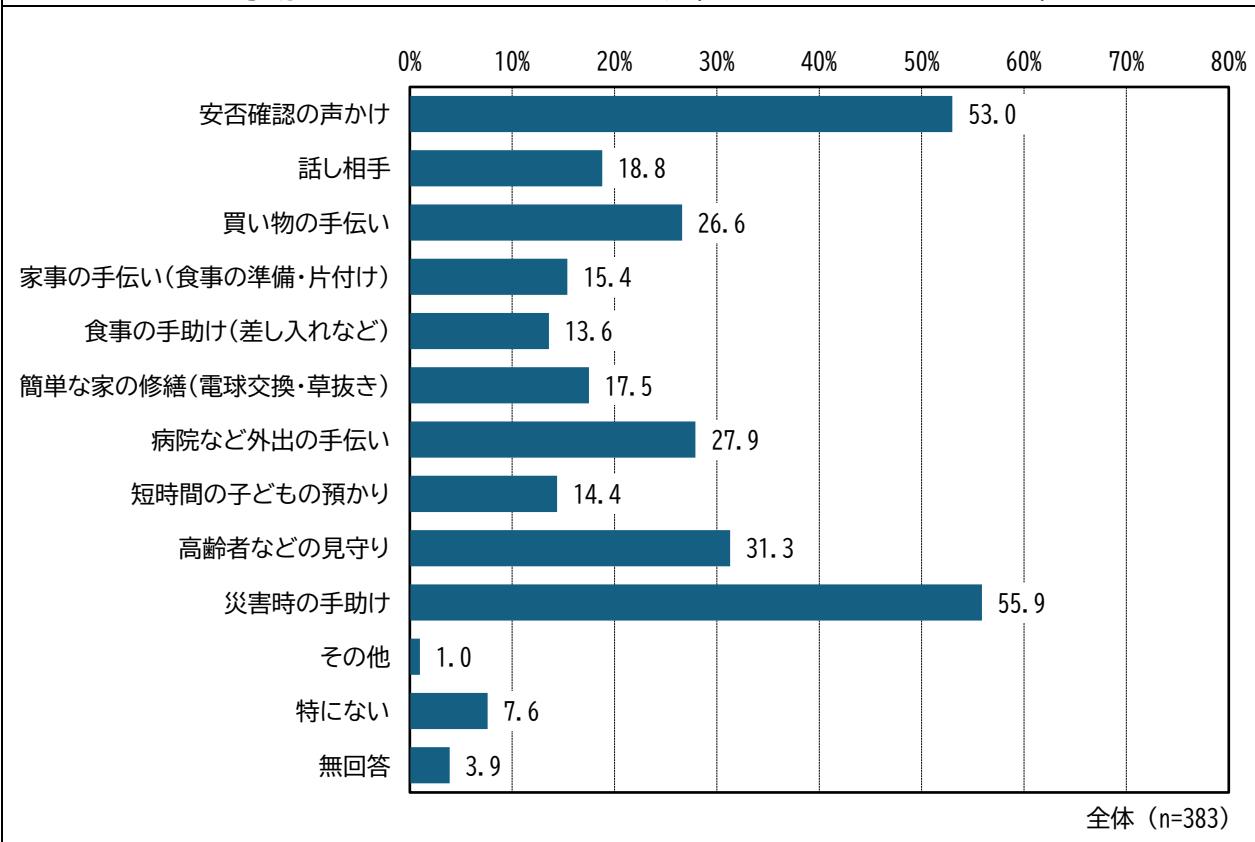
問3 あなたの住んでいる地域は、お互いに助け合っていると思いますか。(○は1つ)

- そう思う
- あまりそう思わない
- そう思わない
- わからない
- 無回答



地域がお互いに助け合っていると思うかという質問に対し、「あまりそう思わない」(31.3%) または「そう思わない」(17.2%) と否定的な見方が 48.5%に上ります。

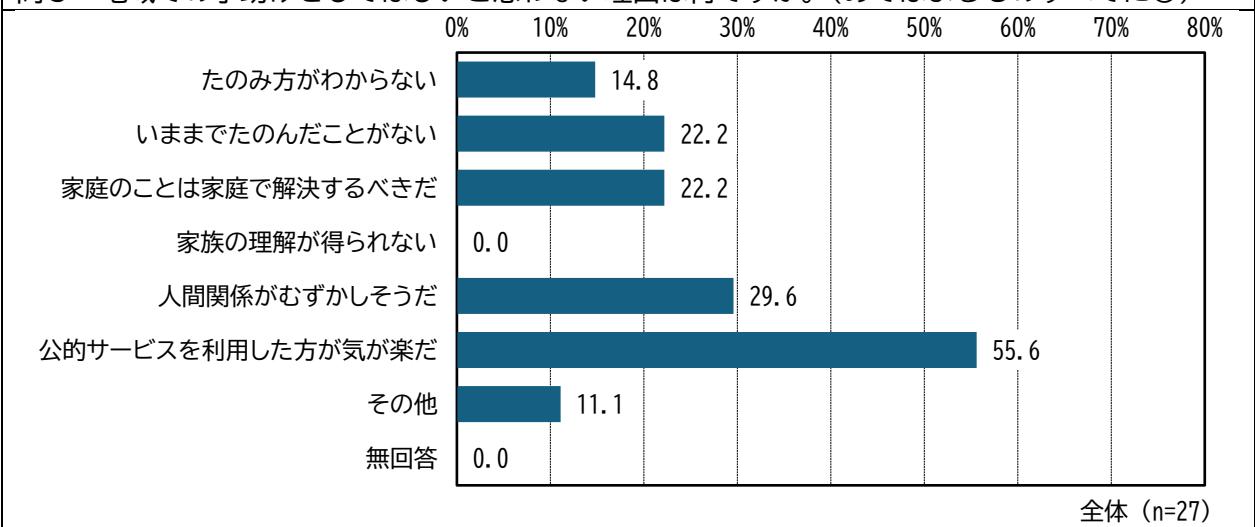
問4 あなたや家族が、高齢や病気、もしくは子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



地域で手助けしてほしいこととして、「災害時の手助け」（55.9%）、「安否確認の声かけ」（53.0%）、「高齢者などの見守り」（31.3%）が特に求められており、孤独や災害時の脆弱性に対する不安が大きいことがわかります。

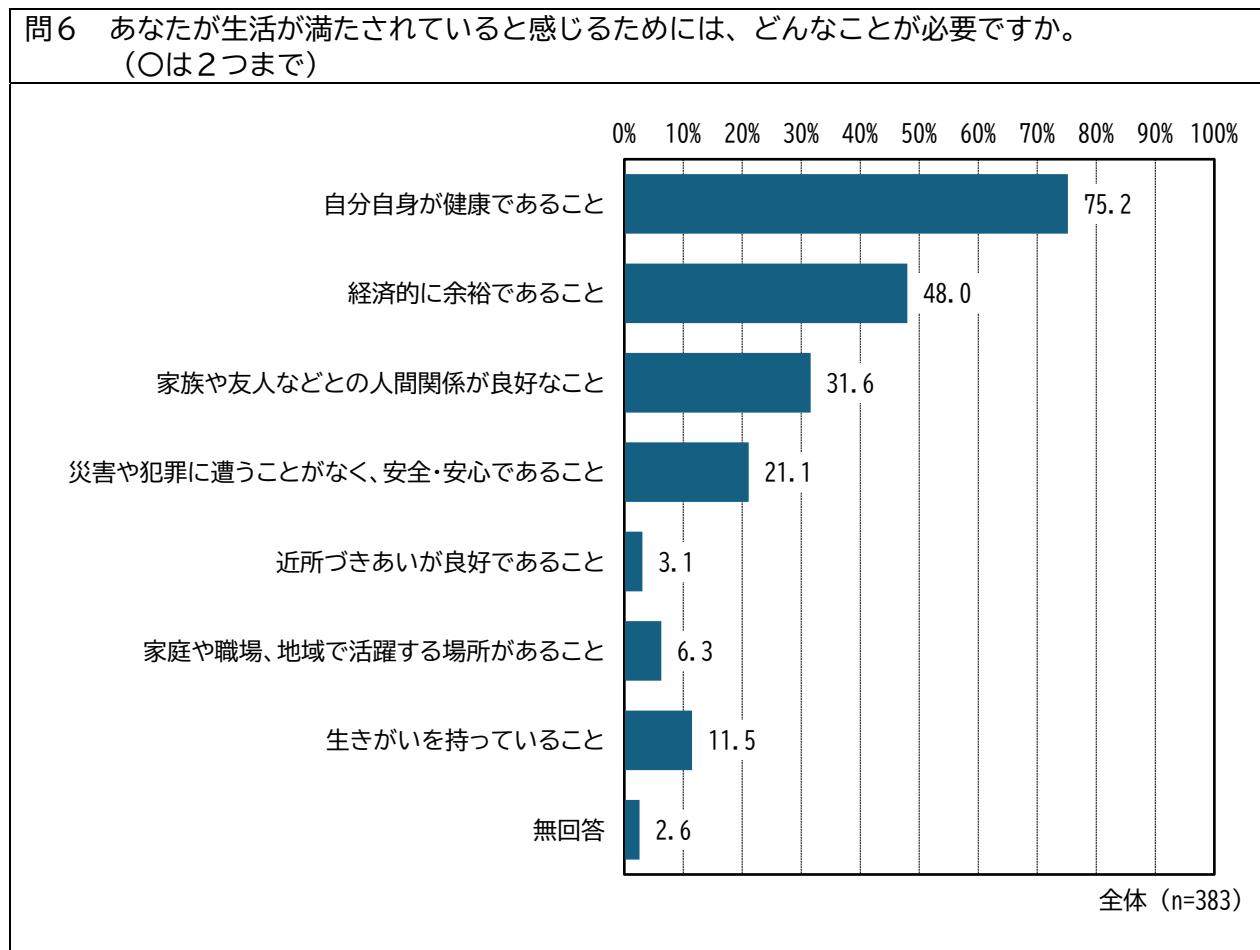
問4で「12. 特がない」を選んだ方におたずねします。

問5 地域での手助けをしてほしくない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



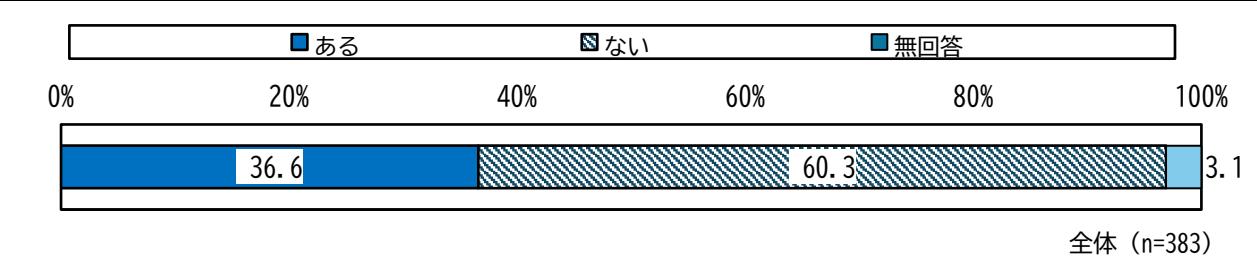
住民は、助けが必要な際に地域の手助けを望まない理由として、「公的サービスを利用した方が気が楽だ」（55.6%）が最も多く、次いで「人間関係がむづかしそうだ」（29.6%）を挙げています。

2. 住民の満足感と不安感



生活が満たされていると感じるために必要なこととして、「自分自身が健康であること」(75.2%)に次いで、「経済的に余裕であること」(48.0%)が求められています。

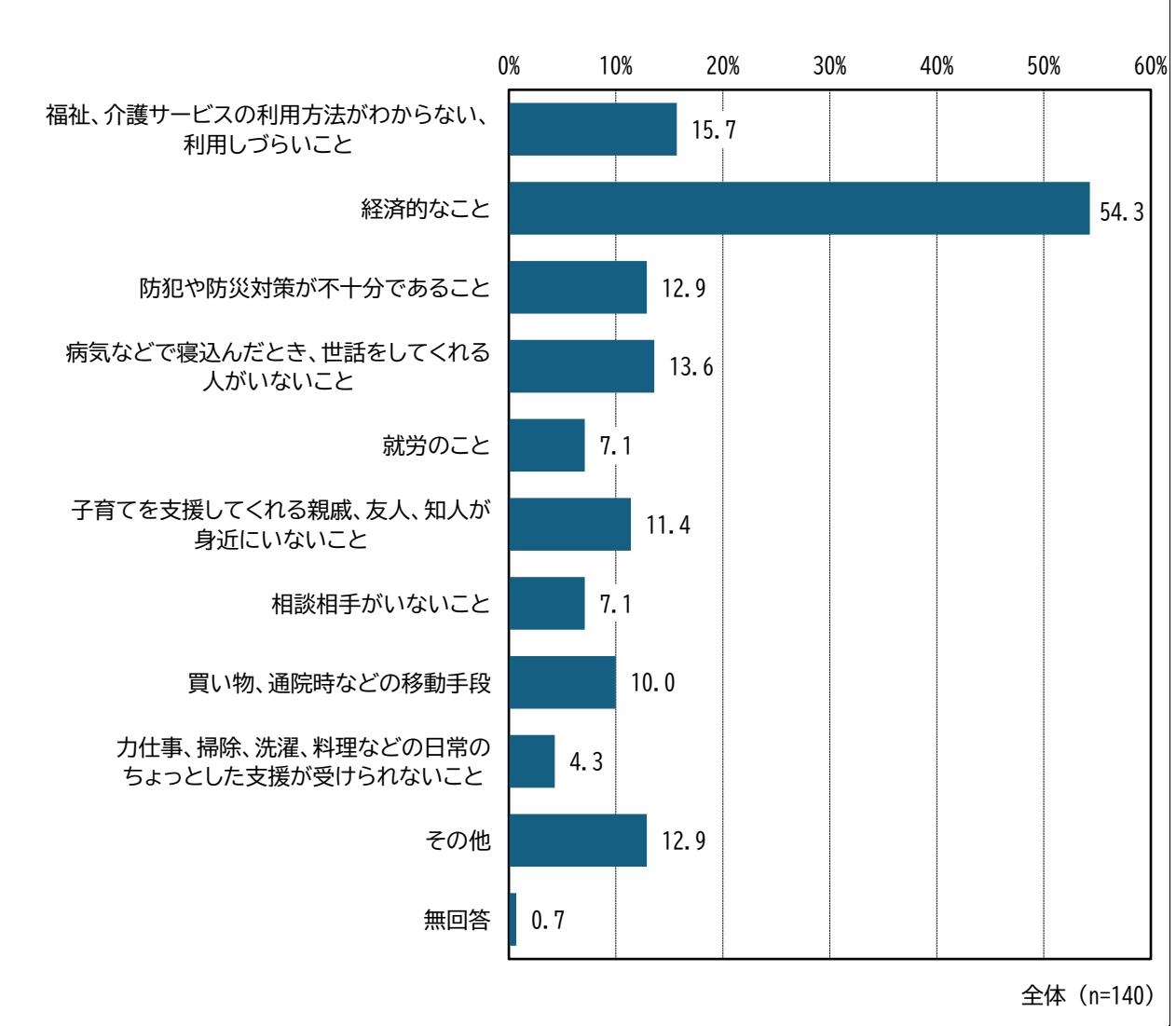
問7 あなたは現在、日常生活で困っていることや悩み・不安はありますか。(○は1つ)



「ない」が 60.3%で最も多く、次いで「ある」が 36.6%となっています。

問7で「1.ある」を選んだ方におたずねします。

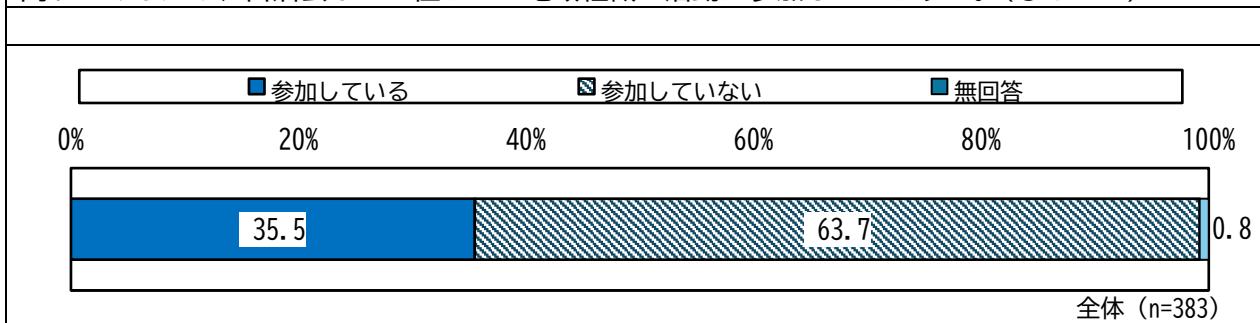
問8 あなた自身が日常生活で困っていること、不安なことは何ですか。(○は2つまで)



日常生活で困っていることや不安なことの具体的な内容として、「経済的なこと」が 54.3%と圧倒的に多く、他の要因を大きく引き離しています。

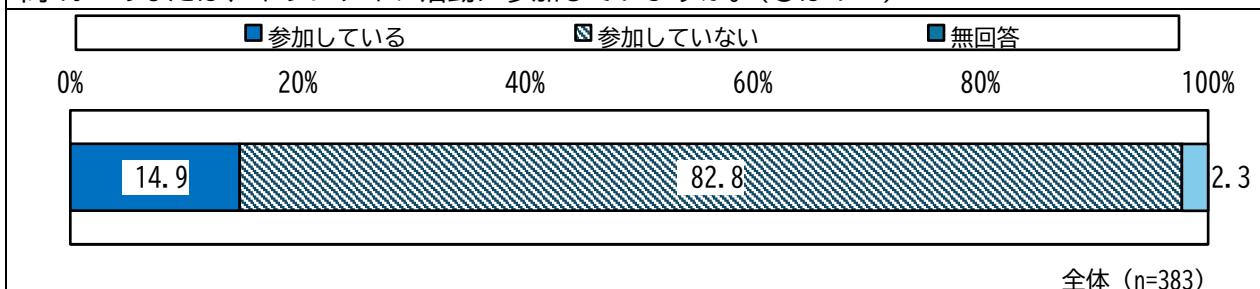
3. 地域活動・ボランティア活動

問9 あなたは、自治会などお住まいの地域組織の活動に参加していますか。(○は1つ)



自治会などの地域組織の活動に「参加していない」住民は 63.7%に達しています。

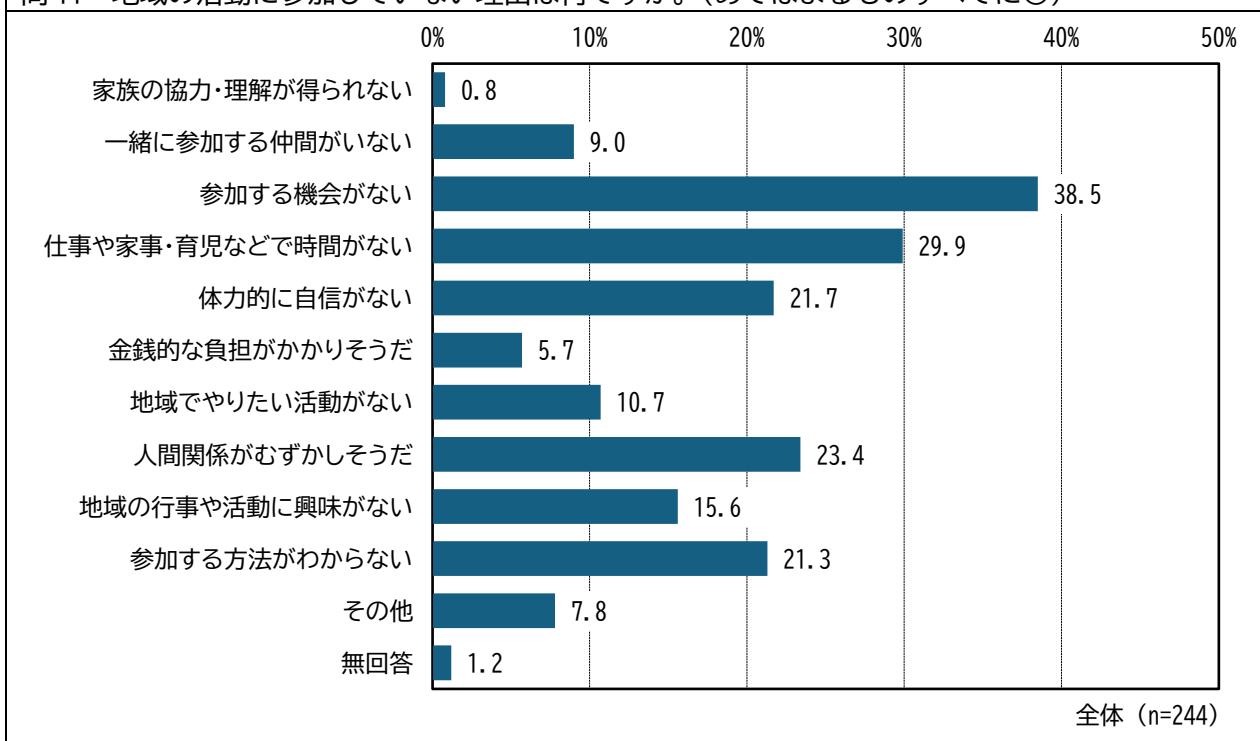
問10 あなたは、ボランティア活動に参加していますか。(○は1つ)



ボランティア活動についても「参加していない」が 82.8%と非常に高い割合を占めています。

問10で「2. 参加していない」を選んだ方におたずねします。

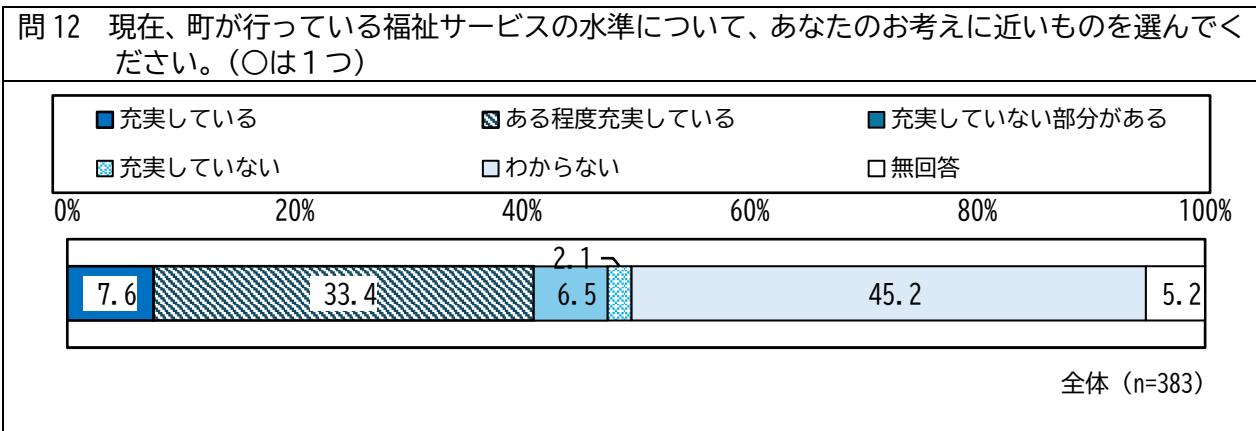
問11 地域の活動に参加していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



活動に参加しない理由として、「参加する機会がない」(38.5%)が最多であり、次いで「仕事や家事・育児などで時間がない」(29.9%)、「人間関係がむずかしそうだ」(23.4%)が挙げられています。

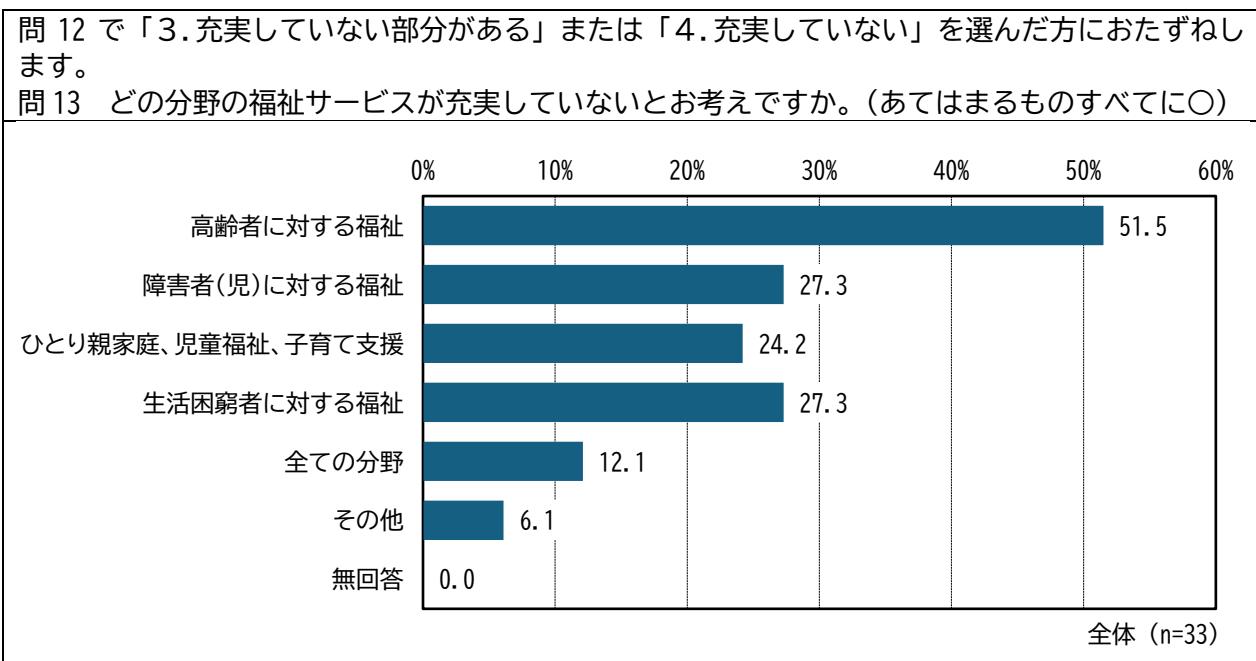
II. 福祉サービスと情報提供

1. 福祉サービスの水準



町が行っている福祉サービスの水準について、住民の45.2%が「わからない」と回答しており、サービスの充実度についての判断ができていない状況が明らかです。

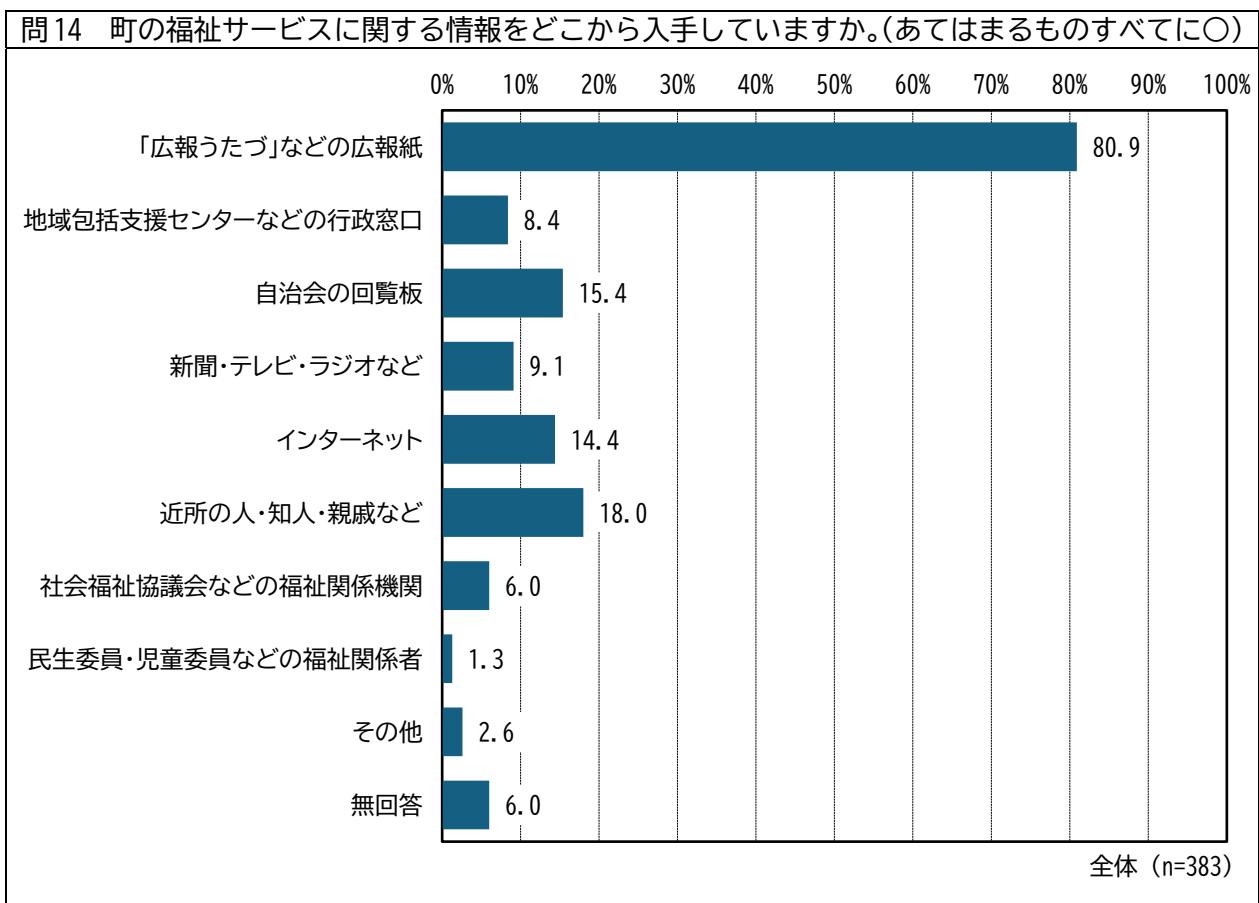
2. 福祉サービスのニーズ



福祉サービスが「充実していない部分がある」「充実していない」と回答した住民のうち、最も充実が必要な分野として「高齢者に対する福祉」(51.5%)が挙げられています。

また自由記述においても、一人暮らしの高齢者への声かけや訪問による生存確認、安価で安心して預けられる施設拡充の必要性が指摘されています。

3. 福祉サービスの情報の入手



福祉サービスに関する情報の入手元は「「広報うたづ」などの広報紙」が 80.9%と非常に高く、依然として紙媒体への依存度が高いことがわかります。インターネット (14.4%) や福祉関係機関からの入手は少數に留まっています。

高齢者がインターネットを見る機会が少ないため、周知方法の工夫（紙媒体、チラシ配布など）が必要であるとの具体的な意見も自由記述で示されています。

III. 地域福祉を支える専門職・公的支援の認知度

1. 地域福祉を担うボランティアの認知

問15 あなたは、あなたの地域の民生委員・児童委員を知っていますか。(○は1つ)

- 地域の民生委員・児童委員も活動内容も知っている
- 地域の民生委員・児童委員は知っているが、活動内容は知らない
- 地域の民生委員・児童委員は知らないが、活動内容は知っている
- 地域の民生委員・児童委員も活動内容も知らない
- 無回答

0% 20% 40% 60% 80% 100%

17.8	31.1	11.5	35.2	4.4
------	------	------	------	-----

全体 (n=383)

地域の民生委員・児童委員について、「地域の民生委員・児童委員も活動内容も知らない」と回答した住民が35.2%に上り、認知度が低い状況です。

問16 あなたは、「保護司」を知っていますか。(○は1つ)

- 名前も役割も知っている
- 名前は知っているが役割は知らない
- 名前も役割も知らない
- 無回答

0% 20% 40% 60% 80% 100%

37.9	27.7	32.4	2.1
------	------	------	-----

全体 (n=383)

非行や犯罪をした人の立ち直り支援に関わる「保護司」についても、「名前も役割も知らない」が32.4%でした。

問17 あなたは、「成年後見制度」について知っていますか。(○は1つ)

- 利用したことがあり、制度の内容も知っている
- 利用したことはないが、名前だけ知っている
- 利用したことがないし、知らない
- 無回答

0% 20% 40% 60% 80% 100%

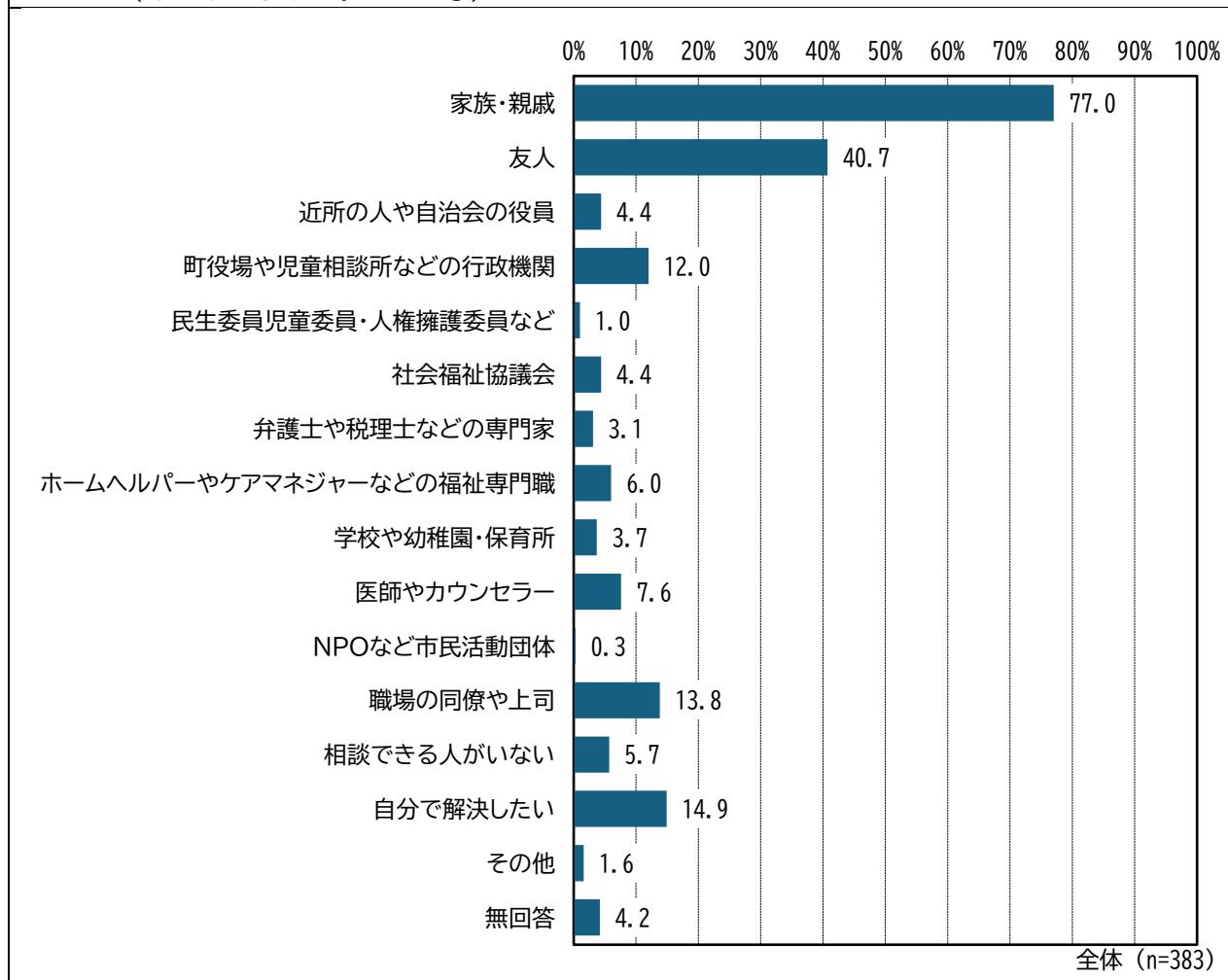
1.8	35.2	35.2	26.1	1.6
-----	------	------	------	-----

全体 (n=383)

成年後見制度についても、「利用したことがないし、知らない」が26.1%存在します。

2. 日常生活の困りごとや悩み・不安の相談先

問18 日常生活の困りごとや悩み・不安を誰（どこ）に相談しますか。
(あてはまるものすべてに○)



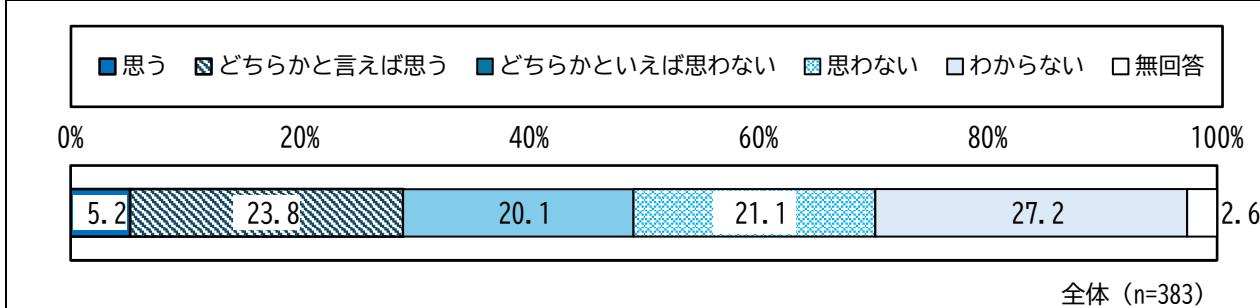
日常生活の困りごとや悩み・不安の相談先として、「町役場や児童相談所などの行政機関」を選んだのは 12.0%に過ぎません。

自由記述では、福祉行政の窓口が分散している、といった意見も示されています。

IV. 再犯防止

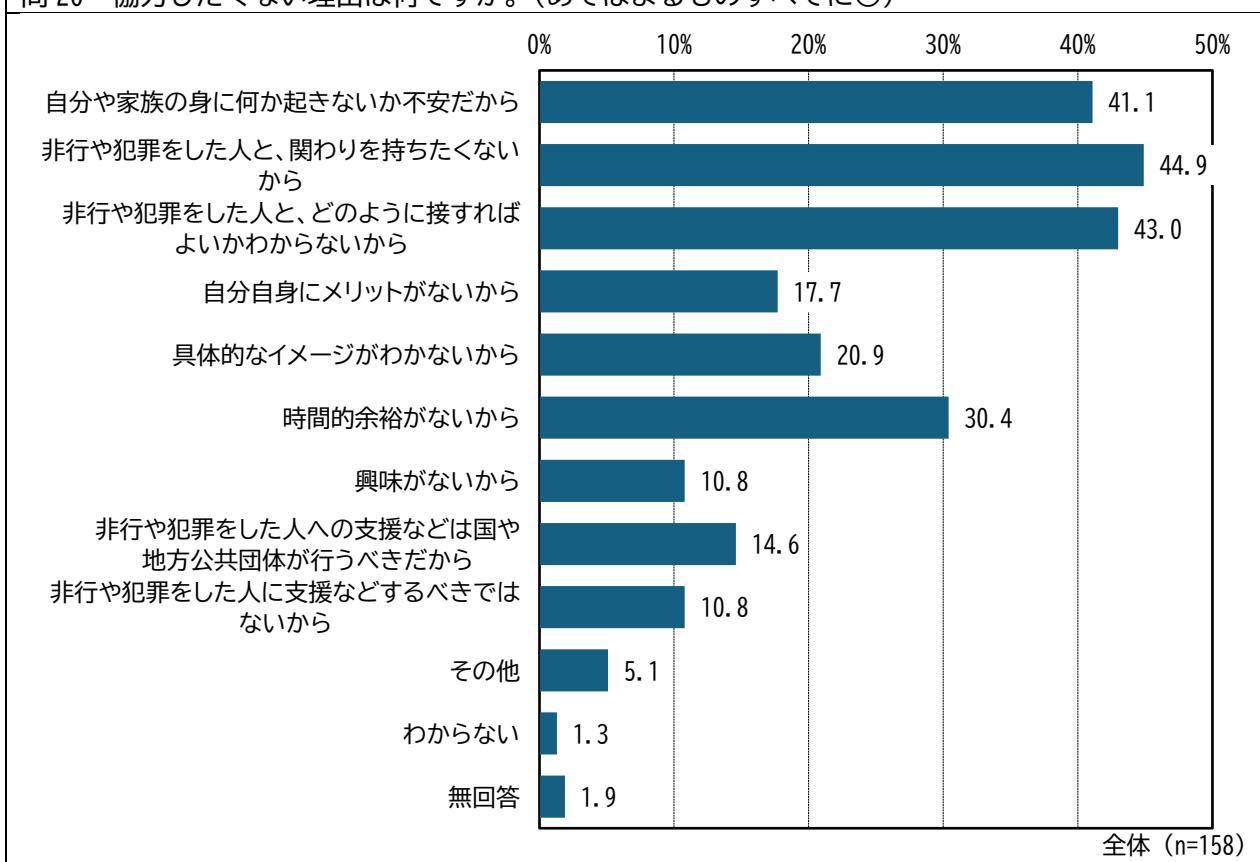
1. 立ち直り支援

問19 あなたは、非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。(○は1つ)



非行や犯罪をした人の立ち直りへの協力について、「どちらかといえれば思わない」(20.1%) または「思わない」(21.1%) と、協力に消極的な住民が 41.2%います。

問19で「3どちらかといえれば思わない」または「4思わない」を選んだ方におたずねします。
問20 協力したくない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



協力したくない理由として、「非行や犯罪をした人と、関わりを持ちたくないから」(44.9%)、「どのように接すればよいかわからないから」(43.0%)、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」(41.1%) が挙げられており、安全性の確保と具体的な接し方の啓発が必要とされます。

第3節 本町の主要な課題と考察

I. 人口構造の高齢化と世帯の脆弱化

宇多津町の人口構造は、急速な高齢化と世帯規模の縮小という二つの課題に直面しています。総人口は令和3年で18,422人と、令和2年と比べるとわずかに増加していますが、令和5年以降は減少に転じ、令和27年には16,989人まで減少する見込みです。

特に、15～64歳の生産年齢人口は令和5年をピークに減少傾向にある一方で、65歳以上の高齢者人口は令和2年以降、一貫して増加しています。その結果、高齢化率は令和2年の21.1%から、令和27年には29.6%まで上昇すると見込まれています。

世帯構成に目を向けると、平成7年には2.7人であった平均世帯人員は、令和2年には2.1人まで減少し、核家族化や単独世帯化が進んでいます。この傾向は高齢者世帯でより顕著であり、「ひとり暮らし高齢者世帯」は平成22年の570世帯から令和2年には884世帯へ、「高齢者夫婦のみ世帯」も同期間に1,987世帯から2,533世帯へと大きく増加しています。

こうした単独世帯の増加は、地域での孤立防止や安否確認の必要性を高める要因となっており、今後の地域福祉施策を検討するうえで、構造的な背景として重く受け止める必要があります。

II. 高齢者介護・認知症への対応ニーズ

高齢化の進行に伴い、介護ニーズは着実に高まっています。要支援・要介護認定者数(第2号被保険者を含む)は増加傾向にあり、令和6年度には744人となっています。重度者(要介護3～5)の割合は令和6年度で27.6%と、香川県全体の水準(33.3%)よりは低いものの、今後は増加が見込まれます。

日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者数も、令和元年度と比較して令和5年度はやや増加しており、その内訳を見ると、家庭外で症状が見られる「Ⅱa」の高齢者が19.6%を占めています。地域での見守りや支援体制のあり方が、今後一層問われる状況と言えます。

住民アンケートでは、地域の問題・課題として「ひとり暮らし高齢者に関すること」(24.8%)や「老々介護に関するここと」(24.0%)が上位に挙げられており、高齢者福祉サービスが十分でないと感じている住民の51.5%が「高齢者に対する福祉」の充実を必要と回答しています。

また、地域で必要とされている手助けとして、「災害時の手助け」(55.9%)や「安否確認の声かけ」(53.0%)が高い割合を占めており、特に単独で暮らす高齢者への見守りや安全確保に対する関心の高さがうかがえます。

成年後見制度の利用件数は31件ですが、補助人および任意後見人の利用は0件であり、判断能力の程度が低いほど多くなる傾向にあります。

III. 児童・家族福祉の課題

出生数自体は減少傾向にあるものの、宇多津町の出生率は国や県の平均を上回って推移しています。一方で、家族を取り巻く環境の厳しさを示すデータとして、児童虐待の相談件数が急増していることが挙げられます。平成26年度と令和6年度を比較すると、その件数は約3.2倍に増加しています。令和6年度の相談種別では、ネグレクトが最も多く、次いで心理面の相談が多い状況です。

自由記述の意見欄において、共働き世帯への子育て支援の充実が求められています。

IV. 地域連帯の希薄化と社会参加の停滞

宇多津町の福祉を進めていくうえで、大きなハードルとなっているのが、地域のつながりの希薄化と、住民の社会参加の低さです。住民が感じる地域課題として、「地域での付き合いや連帯の不足」が31.9%で最も多く挙げられています。

近所の人との関わりについては、「形式的なつきあい」(41.3%)や「なるべく関わらない」(30.0%)といった、深入りしない関係があわせて71.3%を占めています。地域でお互いに助け合っていると感じるかどうかという問い合わせに対しても、48.5%が「あまりそう思わない」「そう思わない」と答えており、相互扶助の機能低下がうかがえます。

また、助けが必要なときに地域の手助けを望まない理由として、「公的サービスを利用した方が気が楽だ」(55.6%)が最も多く、地域のつながりよりも公的サービスを選好する傾向が見て取れます。

地域組織への参加状況も厳しく、自治会などの活動に「参加していない」住民が63.7%、ボランティア活動に「参加していない」住民は82.8%にのぼります。参加しない理由としては、「参加する機会がない」(38.5%)、「仕事や家事・育児などで時間がない」(29.9%)、「人間関係がむずかしそうだ」(23.4%)といった回答が多く、物理的・時間的な制約とともに、人間関係への不安も背景にあると考えられます。

V. 経済的な不安と精神保健の課題

日常生活における最大の不安要因として、多くの住民が経済面を挙げています。「困っていること・不安なこと」として「経済的なこと」を挙げた人は54.3%にのぼり、ほかの項目と比べても突出しています。また、生活が満たされるために必要なこととしては、「自分自身が健康であること」(75.2%)に次いで、「経済的に余裕であること」(48.0%)が重視されています。

健康・精神面では、住民の43.3%が生きがいについて否定的な見解(「あまりない」39.4%、「まったくない」3.9%)を示しており、生活の質や精神的な満足度の向上が課題となっています。

第2章 宇多津町をとりまく状況

自殺者数の推移は概ね横ばいですが、平成30年から令和4年までをみると、男性が75.0%と女性より高い割合を占めています。年齢階層別では20～39歳の階層が37.5%と最も高く、居住形態別では独居が56.3%を占めています。若年～中年層の男性独居者に対する精神保健上の支援の必要性が示唆されます。

VI. 福祉サービス提供と情報発信の課題

町の福祉サービス水準について尋ねると、住民の45.2%が「わからない」と回答しています。また、福祉サービスに関する情報の入手元は、「『広報うたづ』などの広報紙」が80.9%と最も多くなっています。

地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員についても、35.2%の住民が「民生委員・児童委員の活動内容も知らない」と回答しています。非行や犯罪をした人の立ち直りを支える「保護司」については、「名前も役割も知らない」と答えた人が32.4%にのぼり、専門職や公的制度に対する認知度が低いことが課題です。

日常生活の悩みや不安の相談先として「町役場や児童相談所などの行政機関」を選んだ人は12.0%にとどまっています。自由記述では、福祉行政の窓口が分かりにくいことや、行政サービスへの信頼や、相談のしやすさが十分に確保されていない状況がうかがえます。

VII. 障害者支援

1. 障害者支援

令和6年度末の障害者手帳所持者数は843人であり、増加傾向にあります。なかでも精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和元年と比べて42人増加しており、身体や療養の手帳所持者よりも増加率が高くなっています。

障害者虐待への対応件数は、令和5年時点で1件にまで減少していますが、翌年は4件となっています。

2. 立ち直り支援への課題

非行や犯罪をした人の立ち直りへの協力については、41.2%の住民が消極的（「どちらかといえば思わない」20.1%、「思わない」21.1%）な姿勢を示しています。協力したくない理由として、「関わりを持ちたくないから」（44.9%）、「どのように接すればよいかわからないから」（43.0%）、「不安だから」（41.1%）といった回答が多く、拒否感と接し方への不安が重なっていることがわかります。

香川県の再犯率が、概ね50%前後で推移している現状を踏まえると、住民の理解を深める働きかけと、具体的な協力の仕組みづくりが重要な課題となります。

VIII. 総合的な分析

宇多津町の福祉状況を総合してみると、少子高齢化や障害者の増加のため、支援が必要な人々が増えるのと同時に、生産年齢人口の減少により「それを受け止めきれていない社会基盤」という状況が生まれています。

1. ニーズ増加の見込み

高齢化と単独世帯化はますます進み、見守りや老々介護、災害時の安否確認といった高齢者支援のニーズは今後さらに高まると考えられます。これに加え、児童虐待相談件数の急増や、共働き世帯へのフォローの不足、若年～中年層の自殺率の高さなど、世代を問わず家族や個人が抱える問題が複雑化していることも示されています。さらに、住民の過半数が「経済的なこと」に強い不安を抱えている点も見逃せません。

2. 地域力の弱体化

こうしたニーズの増大に対して、本来は支え手となるはずの地域社会の力が十分に機能していません。住民は「地域連帯の不足」を最大の課題として挙げており、近隣との関係も、71.3%が「形式的なつきあい」か「なるべく関わらない」と回答するなど、希薄化が進んでいます。自治会やボランティア活動への不参加率も高く（ボランティアでは82.8%）、地域内の相互扶助機能は弱まっていると受け止めざるを得ません。

また、「地域の助けよりも、公的サービスを利用した方が気が楽だ」という意識が一定程度あることは、相互扶助に対する心理的な抵抗感や諦めにもつながっていると考えられます。

3. 行政サービスの壁

地域の支え合いが弱まるなかで、公的サービスの役割が重要となってきています。現在公的サービスの情報を、住民の多くが広報紙から得ています。スマートフォンやPCを使いこなす人が今後増えていくことが予想される中、サービス情報へのアクセスルートについて、更なる利便性の向上が求められています。

また、民生委員・保護司など専門職の認知度が低く、住民の相談先の選択肢が狭まっている状況です。住民の相談先の選択肢を広げることで、悩みや不安をキャッチしやすい環境構築が必要です。

宇多津町は、単に高齢者施策を強化するだけではなく、住民同士のあいだにある心理的な壁（人間関係への不安や負担感など）を少しずつ取り除き、住民が公的支援や専門職、地域活動につながりやすくなるような「橋渡しの仕組み」を再構築していくことが求められます。

第2章 宇多津町をとりまく状況

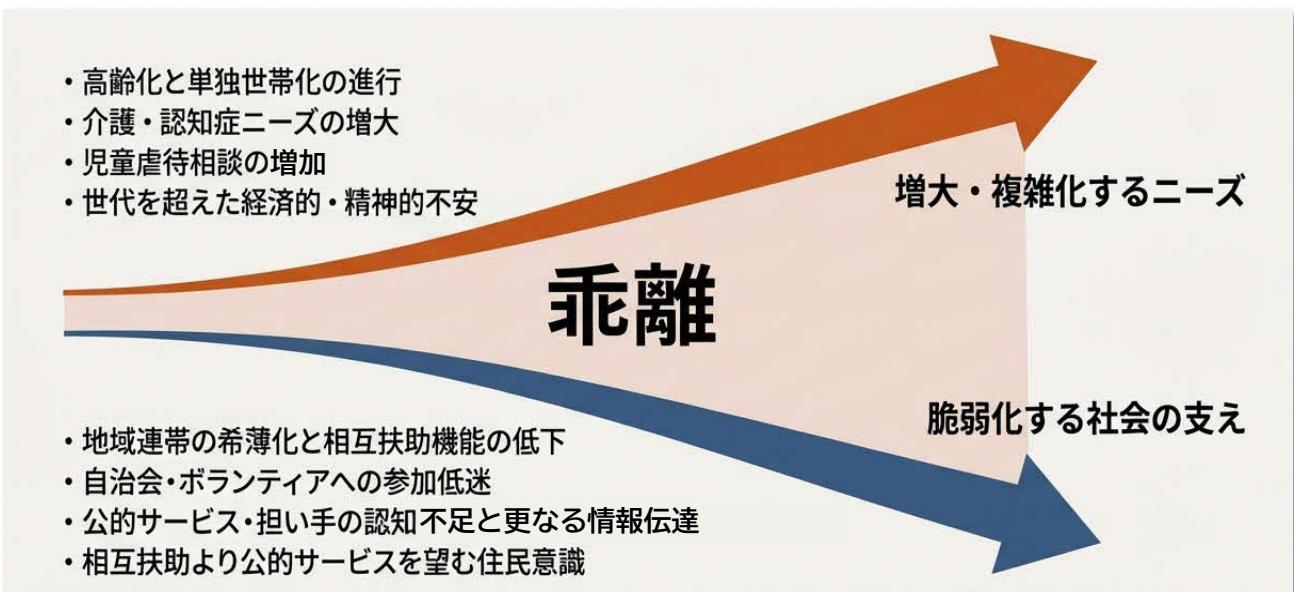
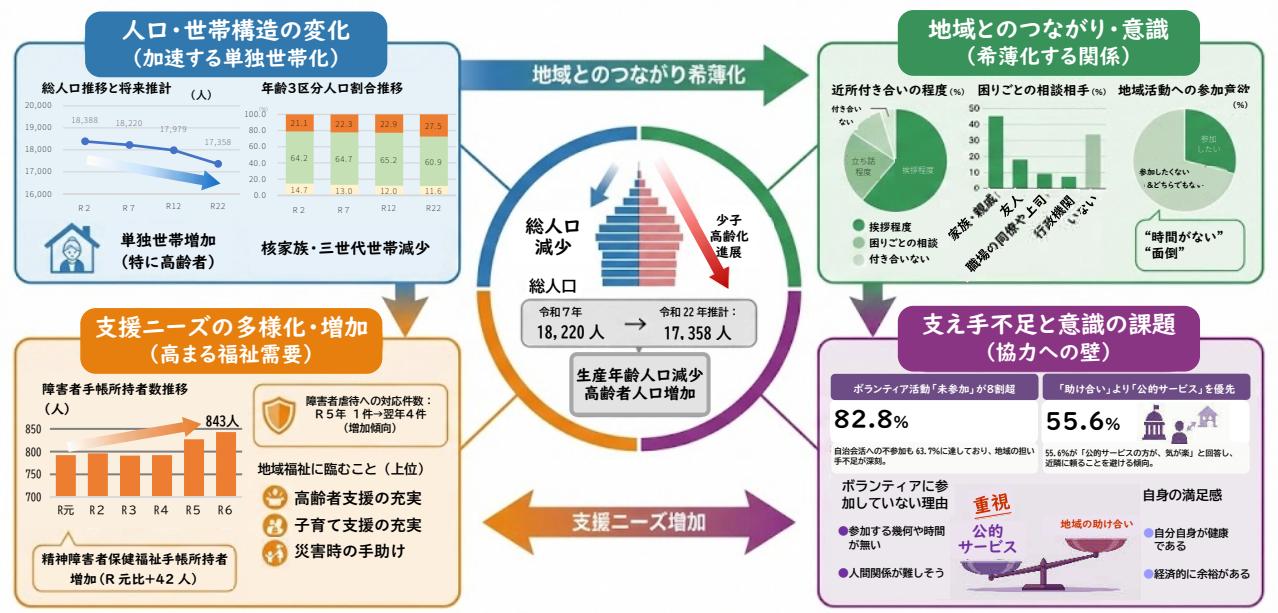
その際には、世代や属性ごとに異なる不安や課題を丁寧に拾い上げながら、

- 情報が届くルートを増やすこと
- 相談しやすい場や人を身近に感じてもらうこと
- 小さな参加から始められる地域活動を積み重ねていくこと

といった取り組みを組み合わせていくことが、今後の地域福祉を支える基盤づくりにつながっていくと考えられます。

統計データからみる町の現状

少子高齢化・人口減少による『支え手不足』と『ニーズ増加』のギャップ



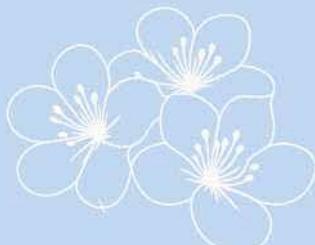
第3章

計画の基本方向

計画の基本理念

計画の基本目標

計画体系図



第3章 計画の基本方向

第1節 基本理念

基本理念

宇多津町に住むすべての人が、それぞれの生き方を尊重し、かつ理解しあえるよう、相互交流と地域連帯の意識を醸成し、心のぬくもりのある協働のまちづくりを進めます。

また、地域社会から誰一人排除されることなく、誰もが元気と笑顔で暮らしやすく活動しやすい、安全で安心な生活が送れるまちづくりを進めます。

元気と笑顔で ともに支え合い 未来を創る 宇多津町



第2節 基本目標

基本目標

基本理念として掲げた地域社会を具現化するには、住民自らによる支え合いの取り組みである「自助」「互助」と、公的な制度に基づくサービスである「共助」「公助」が、各々の特性と機能を活かしつつ、支援を要する人々の暮らしを包括的に下支えすることが求められます。

したがって、地域福祉を前進させるためには、住民一人ひとりが地域の課題を自らの問題として認識し、その解決に向けて主体的に関与することが肝要です。加えて、地域住民やボランティア等による自発的な活動と、制度に基づくサービスとが効果的に協働することも不可欠です。行政は、サービス利用者の立場に立った福祉供給体制の構築と、その基盤強化に注力する責務があります。

さらに、平成29年の社会福祉法改正において、「地域共生社会」の実現を目指に掲げ、「我が事・丸ごと」の地域福祉を推進する基本理念が提示されました。

「地域共生社会」が意味するものは、誰もが長年住み慣れた地域で安心した生活を継続できるよう、既存の制度の垣根や、支援の「担い手」と「受け手」といった従来の関係を超えて、住民や地域の多様な組織・団体が「我が事」として関わり、複雑化・複合化した地域課題を「丸ごと」受け止めて、協働して解決にあたる社会です。この共生の思想は、本町が従来から推進してきた地域福祉の理念と同じであります。

以上の背景に基づき、本計画の基本理念に則り、行政と住民が理想とするまちの姿を達成するため、次の3項目を基本目標として設定します。

私たちの目指す未来へ：3つの基本目標



基本目標1：ともに支え合うまちづくり

住民同士のつながりを深め、孤独・孤立を防ぎ、誰もが安全・安心に暮らせる地域を育みます。



基本目標2：支援が必要な人を支える体制づくり

複雑化する課題に対応し、必要な人に必要なサービスが届く、包括的な支援体制を構築します。



基本目標3：心をつなぐ人を育むまちづくり

福祉への理解を深め、次代の地域活動の担い手を育成し、支え合いの心を未来へつなぎます。

(1) ともに支え合うまちづくり

近年、地域住民間の交流や関係性が希薄化し、日常的なコミュニケーションが不足している傾向にあります。一方で、高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮者など、多様な困難を抱える人々が存在します。その悩みや課題は、性別、年齢、家族構成、国籍などにより様々です。このような課題の多様化・複雑化に対応するためには、行政サービスなどによる専門的支援のみでは対応が困難であり、住民同士の支え合いが不可欠です。自治会、ボランティアといった地域で活動する主体が連携した取り組みが求められます。

また、香川県、坂出警察署管内の刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、検挙者における再犯者数は横ばいの状況です。安全で安心な地域社会を築く上で、犯罪の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が重要な課題です。

様々な問題を抱え、社会復帰が困難な状況が、再犯の一因ともなっています。そのため、刑務所出所者等への支援と併せて、地域の一員として円滑な社会復帰を支える地域づくりが必要です。

(2) 支援が必要な人を支える体制づくり

重点施策「総合的な情報提供・相談支援体制の整備充実」を図り、情報提供の充実に努め、特にヤングケアラー支援・相談体制の整備を進めます。これにより、支援の必要な人の状況に応じて、介護保険制度や障害者総合支援制度などの各種制度が適切に選択・利用できるよう、地域での福祉活動と専門的な支援を総合的に調整し、自立に向けた支援を行います。そして「重層的・包括的な支援体制の導入と機能強化」に基づき、重層的支援体制整備事業の導入に向けて取り組みを推進します。

(3) 心をつなぐ人を育むまちづくり

福祉教育の充実を図り、地域福祉に関する活動への住民参加を促進します。特に、非行や犯罪をした人の立ち直り支援に住民が消極的である状況に対し、福祉の対象者を限定しない意識の変革を目指します。さらに、ボランティアの養成と育成、および地域住民がそれぞれの立場でできることを行動に移せるような環境づくりを進め、住民同士のこころをつなぐ人づくりを実現します。

第3節 体系図

第5期計画では、第4期計画の基本理念や基本目標を継承し、町全体として取り組んでいく必要があると考える推進内容を「重点施策」として提示し、主な取り組みを「基本的な取り組み」として掲げ実施していきます。

◆施策体系図

基本理念	基本目標	重点施策	基本的な取り組み
元気と笑顔で ともに支え合い 未来を創る 宇多津町	目標 I ともに支え合うまちづくり	1 地域の連携・ネットワークづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りネットワークとの連携・地域全体での福祉教育の推進 ・地域の安心ネットワークシステムの構築 ・民生委員・児童委員の活動の充実 ・地域における見守りや支え合いの推進 ・地域の介護予防の推進 ・地域の防災・防犯対策の充実 ・孤独・孤立対策の推進と地域連携
		2 社会参加と交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会への加入促進と活動支援 ・世代間交流等の促進 ・地域資源の活用の促進 ・高齢者、障害者などの地域福祉活動への参加の拡大 ・男女共同参画の推進 ・地域活動におけるデジタル技術（DX）の活用促進
		3 再犯防止の推進 (第2期宇多津町再犯防止推進計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止への理解促進 ・関係機関等との連携 ・更生保護活動への支援 ・薬物依存・乱用の防止 ・非行防止対策の推進
		4 自殺対策の推進 (第2期宇多津町自殺対策計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるネットワークの強化と早期発見・対応 ・自殺対策を支える人材の育成 ・生きることへの支援と不安や悩みへの支援

第3章 計画の基本方向

基本理念	基本目標	重点施策	基本的な取り組み
元気と笑顔で ともに支え合い 未来を創る 宇多津町	目標Ⅱ 支援が必要な人を支える体制づくり	1 自立に向けて必要なサービスが提供できる体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的・包括的な支援体制の導入と機能強化 ・社会福祉協議会への支援の充実 ・地域における組織の連携の強化 ・ボランティア活動等の活性化 ・生活困窮者への支援 ・ひきこもり支援体制の地域包括化
		2 総合的な情報提供・相談支援体制の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な相談支援体制の整備 ・情報提供の充実 ・複雑化、複合化した課題への対応
		3 福祉サービスの適切な利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用促進 ・社会福祉を目的とする事業の健全な発達 ・福祉人材の確保
		4 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護事業の推進 ・虐待防止の推進
		5 成年後見制度の利用促進 (第2期宇多津町成年後見制度利用促進基本計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携ネットワークの連携強化 ・町長申立と利用助成 ・市民後見人の育成 ・広報啓発活動の推進
心をつなぐ人を育むまちづくり	目標Ⅲ	1 福祉活動への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する活動への住民参加促進 ・福祉教育の充実 ・住民の地域活動への支援強化と参加促進 ・バリアフリーとユニバーサルデザインの推進
		2 地域福祉活動の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの養成 ・ボランティア団体の育成と連携

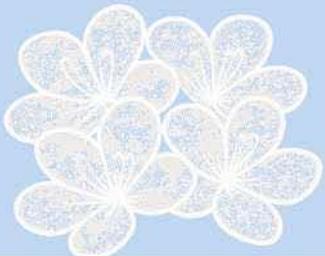
第4章

施策の推進

基本目標1 ともに支え合うまちづくり

基本目標2 支援が必要な人を支える体制づくり

基本目標3 心をつなぐ人を育むまちづくり



第4章 施策の推進

基本目標1：ともに支え合うまちづくり



1. 地域の連携・ネットワークづくりの促進と孤独・孤立対策の強化

Action : 見守りネットワークとの連携・地域全体での福祉教育の推進、民生委員・児童委員の活動の充実、地域における見守りや支え合いの推進、孤独・孤立対策の推進と地域連携 他。



2. 社会参加と交流の促進

Action : 自治会への加入促進と活動支援、世代間交流等の促進、地域資源の活用の促進、高齢者、障害者などの地域福祉活動への参加の拡大、男女共同参画の推進、地域活動におけるデジタル技術（DX）の活用促進。



3. 再犯防止の推進

Action : 再犯防止への理解促進、関係機関等との連携、更生保護活動への支援、薬物依存・乱用の防止、非行防止対策の推進。



4. 自殺対策の推進

Action : 地域におけるネットワークの強化と早期発見・対応、自殺対策を支える人材の育成、生きることへの支援と不安や悩みへの支援。

1 地域の連携・ネットワークづくりの促進

【現状と課題】

- 近年、地域における住民同士の交流や結びつきが薄れ、日常的な意思疎通が減退している傾向が見受けられます。その一方で、高齢者、障害のある人、子育て中の家庭、経済的に困窮している人など、多種多様な困難に直面している人々が存在します。そうした悩みや課題は、性別、年齢、家族構成、国籍といった背景によっても異なります。このように課題が多様化・複雑化する状況下では、公的サービスによる専門的な介入だけでは対処が難しく、住民相互のサポートが不可欠です。自治会やボランティアをはじめとする、地域で活動する諸団体が協働した方策が求められています。
- また、香川県における刑法犯の認知件数は減少傾向を示しているものの、検挙者中に占める再犯者数は横ばいの状況です。安全で安心な地域コミュニティを維持・構築する上で、犯罪の連鎖を断ち切る「再犯防止」への取り組みが重要な課題です。
- 多くの困難を抱え、社会への再適応が難しい状況が、再び罪を犯す一因とも指摘されています。このため、刑務所出所者等への直接的な支援に加え、地域社会の構成員として円滑な再出発を後押しする地域環境の醸成が求められます。

【施策の方向性】

地域連携と相互扶助の強化としまして、住民相互の支え合いや自治会・ボランティアとの協働体制を築き、孤独・孤立を防ぎ、安全・安心な地域社会を構築します。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容
① 地域の安心ネットワークシステムの構築	<p>年齢、性別、障害の有無等によらず、全ての住民が地域課題を自らの問題として認識し、解決に向けた具体的な行動を起こせるよう、「地域共生」の理念の浸透を図ります。また、地域福祉に関する課題に対し、効果的・効率的に対処するため、地域住民、行政、社会福祉協議会等が相互の役割を理解し、その能力を最大限に発揮できるよう取り組みます。併せて、児童、高齢者、配偶者、障害のある人等への虐待の早期発見と迅速な対応ができるよう、引き続き関係機関・団体で構成する「宇多津町虐待防止対策ネットワーク協議会」を運営し、地域の実情に即した連携網の強化を推進します。</p> <p>自治会、老人会、婦人会、民生委員・児童委員等の地域団体が自主的に行う日常的な見守りや支え合いの活動は、地域の相互扶助の輪を広げる上で極めて重要です。引き続き社会福祉協議会との連携を深め、自治会、子育てサークル、ボランティア団体等とも協力しながら、新しい形態の見守り・支え合い活動の創出と展開を支援します。</p> <p>また、新聞配達、郵便、宅配、インフラ（電気・ガス・水道）の検針等を担う事業者・団体と協定を締結し、孤独死の予防や認知症の人の徘徊早期発見等につなげる「ふれあい見守り活動」を展開しています。今後もこのネットワークに参画する企業・団体の拡大を図ります。</p> <p>このほか、認知症の高齢者等が行方不明となった場合に、早期に発見・保護することを目的とした「認知症高齢者等つながりネットワーク事業」を、警察等の関係機関と連携して実施しています。今後も、登録協力者の裾野を広げ、安全・安心な地域づくりを推進します。</p>
② 子どもの見守りネットワークと連携・地域全体での福祉教育の推進	<p>本町では、平成24年に「相談支援センター」を開設し、子育てに関する様々な悩みや相談に応じています。同センターは、支援が必要な児童等の早期発見・適切な保護、関係機関との連携・協力を図るために市町村に設置が求められる「要保護児童対策地域協議会」の調整機関としての機能も有し、司法、行政、医療、教育、福祉等の関連分野と連携を図りながら、要保護の児童等の見守りや相談支援に努めます。</p> <p>特に児童虐待問題は、生命に関わる深刻な事案も発生するなど、社会全体で取り組むべき喫緊の課題です。児童虐待は、子どもの健やかな成長と発達を妨げ、その権利を著しく損なうものであり、迅速かつ的確な介入が求められます。市町村には、子どもと家庭に最も近い自治体として、子どもや妊産婦等の福祉支援業務を適切に遂行する責務があり、関係機関との連携を密に取り組みます。令和元年度より坂出警察署と児童虐待事案に関する情報共有等の協定を結び、子どもの安全確保、虐待の未然防止・早期対応を推進しています。今後も関係機関との協働を深め、誰もが安心して暮らせるまちづくりに尽力します。</p>  <p>相談支援センター（保健センター内）</p>

主な取り組み	内 容
③ 社会的養護が必要な子どもたちへの支援	社会的養護 ^{*8} が必要な子どもたちが、地域の里親や児童養護施設等で健やかに育つことができるよう、学校等の地域関係機関や県とも連携し、支援の枠組みを整えます。
④ 民生委員・児童委員の活動の充実	民生委員・児童委員および主任児童委員は、地域における最も身近な相談相手としての役割を担っています。 包括的な支援ネットワークの構築や地域会議等で活動する機会が拡大している状況を踏まえ、実践的な研修の充実等によりその主体的な活動を後押しします。併せて民生委員・児童委員の職務内容について、地域住民への周知・啓発活動を行い、若い世代等、新たな担い手確保に努めます。
⑤ 地域の介護予防の推進	住民が主体となって運営し、身近な交流の「居場所」としても機能している介護予防体操「宇多津まんでがん体操」は、実施地区が31ヶ所にまで拡大しています。今後も、介護予防の取り組みとしてだけでなく、住民同士の交流促進や仲間づくりの場として活動が定着・継続するよう、健康運動指導士、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士、保健師といった各種専門職を派遣して活動を支援し、併せて実施拠点の充実を支援します。 さらに、「介護予防サポーター（認知症サポーター）養成講座」や「まんでがん体操リーダー養成講座」を実施し、地域における住民主体の活動を支える人材（サポーター）の育成を図るとともに、地域住民の健康増進に関する知識の普及・啓発に努めます。
⑥ 孤独・孤立対策の推進と地域連携【新規】	孤独・孤立の感じ方、捉え方は人によって多様であるため、相談支援センターを核に、社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員、子育てサークル、ボランティア団体等と協力しながら、課題やニーズにとらわれない幅広い支援や見守り・支え合い活動を推進します。



*8 社会的養護：親の死亡、虐待、病気、貧困などの様々な理由で家庭での養育が困難な子どもたちを、公的な責任として社会全体で保護・養育する仕組み。

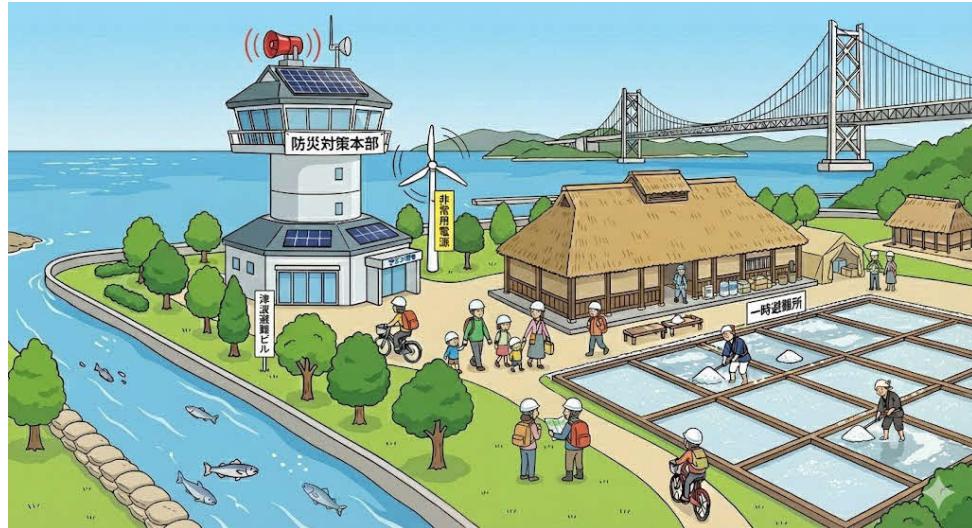
主な取り組み

内 容

⑦ 地域の防災・防犯対策の充実

防災面では、甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓に、最大クラスの災害に備える「減災」という思想が定着しています。本町でも南海トラフ巨大地震による被害が想定されていますが、行政単独での対応には限界があります。行政と住民が協働した災害対応体制の確立を目指し、防災に関する啓発・広報の強化や講習会開催を通じて、住民の防災意識を高めます。併せて、地域住民や地元事業所等による自主防災組織の育成と活動支援を行います。自主防災組織が中心となって行う防災訓練等を通じ、住民間の連携と連帯感を強める活動を促します。特に、住民ニーズの高い「災害時の避難」を確実なものとするため、平常時の見守り活動で得られた情報を、災害時の「個別避難計画^{*9}」の策定・更新へと実効的に結びつけ、民生委員・児童委員や自主防災組織と連携・情報の共有を図ります。また、単身高齢者世帯の増加を踏まえ、ICT^{*10}技術を活用した安否確認システムの活用など、有事の際にも機能する重層的な見守り体制の構築を目指します。

防犯面では、住民間のつながりが希薄化した地域において犯罪発生率が高まる傾向があります。今後、コミュニティが持つ「地域力」の向上を図り、警察等の関係機関との連携を密にし、住民の防犯意識の向上を促します。同時に、ボランティア等の協力を得つつ、児童等の下校時における安全確保活動や、地域内での防犯パトロール活動の充実に努めます。



^{*9} 個別避難計画：災害時に一人で避難するのが困難な高齢者や障害者などの「避難行動要支援者」が安全に避難できるよう、「誰が」「どこに」「どのように」避難するかを具体的にまとめた計画。

^{*10} ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報（Information）と通信（Communication）に関する技術の総称。

■町民に期待される役割（あなたや住民、地域ができること）

あなたや住民 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃から近所の人々と挨拶や声かけを交わすよう心がけましょう。 ・ 身近な場所で支援を必要としている人を見かけたら、民生委員・児童委員など地域の支援者へ情報を伝えましょう。 ・ 一人で悩みを抱え込まず、民生委員・児童委員や町の相談窓口、専門機関に相談しましょう。 ・ 地域の見守り活動や支え合いの取り組みに、可能な範囲で協力・参加しましょう。 ・ 隣家の普段と異なる様子や、虐待が疑われる兆候に気づいた場合は、町役場や児童相談所等へ通報・連絡しましょう。 ・ 災害から自身と家族を守るために必要な備えは何か、日頃から意識し準備しておきましょう。 ・ 地域の健康体操や、町などが企画する行事・催し物に参加し、地域の人々との交流を深めましょう。
地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員と連携し、地域の実情に合わせた見守り活動の充実を図りましょう。 ・ 公的な福祉サービスが必要と思われる人に対し、制度の情報提供や、行政窓口への同行・つなぎ支援などを行いましょう。 ・ 介護や子育ての悩み・経験を気軽に共有できる「居場所」や「集いの場」を運営しましょう。 ・ 地域内において、災害発生時に特別な支援（避難誘導等）を要する人の支援体制を確認しておきましょう。 ・ 防災訓練を定期的に実施し、自主防災組織の体制強化と機能充実に努めましょう。 ・ 地域の特性を踏まえた健康づくりや介護予防の活動を推進しましょう。 ・ 地域住民間のつながりを再構築し、コミュニティとしての「地域力」を向上させましょう。

2 社会参加と交流の促進

【現状と課題】

- ・ 地域社会全体で福祉活動を推進することは、住民自らが地域課題の解決に参画し、住みやすい地域環境を築こうとするコミュニティ活動そのものと捉えることができます。その基盤として、住民間の交流とふれあいは欠かせません。日々の生活で困難を抱える人や支援を必要とする人と、支え手となる地域住民とが、普段から顔の見える関係を築いておくことが求められます。
- ・ 地域福祉の理念においては、福祉サービスの「担い手」と「受け手」という関係は固定的なものではなく、地域に暮らす誰もが当事者です。地域住民の誰もが協働・連携し、地域福祉の発展に寄与することが期待されています。
- ・ 地域の伝統や人間関係が希薄化しつつある今日において、かつてのような緊密な交流を維持することは容易ではありません。しかしながら、住民自らが地域への愛着を育み、日々の挨拶や地域行事への参加をきっかけとして、高齢者、障害のある人、子育て中の家庭など、多様な人々との交流を促進することが重要です。同じ地域に暮らす住民としての連帯意識を土台とし、全ての人が「共生する」まちづくりの精神を育んでいく必要があります。
- ・ 自治会等の地域活動への参加意欲の差が顕在化しています。異なる背景や価値観を持つ住民同士の交流をいかにして促すかが、地域福祉を推進する上で大きな課題となっています。

【施策の方向性】

社会参加と交流の促進としまして、全ての住民が地域活動の主体的な担い手となるよう後押しし、「共生する」まちづくりの精神を育むため、世代や背景の異なる住民間の交流機会を拡大します。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容
① 自治会への加入促進と活動支援	<p>住民に対し、自治会の意義や活動の魅力を伝え、自治会への加入を促します。</p> <p>また、防災訓練、健康教室、介護予防といった住民が顔を合わせる機会を増やし、自治会加入率の向上を支援します。併せて、ライフスタイルの多様化により固定的な組織への帰属や役員負担を敬遠する層が増加している現状を踏まえ、イベント運営や環境美化活動など、関心のあるテーマごとに参加できる「プロジェクト型」の活動や、サポート制度の導入など、多様で柔軟な地域への関わり方を提案・支援し、緩やかなつながりの再構築を図ります。</p>
② 世代間交流等の促進	「あみのうら交流センター」、「南部すくすくスクエア」等の拠点を活用し、子どもから親世代、高齢者まで、あらゆる世代が交流できる地域交流事業の活性化を図ります。併せて、地域に在住する人材（講師、指導者等）の登用を含め、交流の機会の拡大に努めます。
③ 地域資源の活用の促進	各地区に存在する町所有施設等を有効に活用し、住民同士の交流やふれあいの場づくりを促します。
④ 高齢者、障害者などの地域福祉活動への参加の拡大	高齢者や障害のある人等を地域活動の「主体的な担い手」として活躍できるよう後押しします。「ふれあいサロン」の運営や、「障害者週間 ^{*11} 」に関連した交流事業の実施など、積極的な社会参加を支援します。
⑤ 男女共同参画の推進	<p>学校教育など、あらゆる機会を捉えて、男女共同参画^{*12}の理念の浸透と、性別による固定的な役割分担意識の払拭に向けた教育・啓発活動を推進します。</p> <p>公式ウェブサイト、広報紙、SNS等を活用した情報発信を強化し、多様な世代が参加できるよう工夫を凝らします。</p> <p>また、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアル・ハラスメントといった、近年複雑化する課題にも的確に対応します。さらには関連法規の周知徹底、相談・指導体制の強化を図り、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成に努めます。</p>

第3次 宇多津町男女共同参画基本計画

宇多津町
令和5(2023)年3月

*11 障害者週間：国民が障害や障害のある人に対する関心と理解を深め、障害のある人の社会参加を促進することを目的として、毎年12月3日から12月9日までの1週間と定められた期間。

*12 男女共同参画：男女が社会の対等な構成員として、性別にとらわれず個性と能力を十分に發揮し、あらゆる分野（職場・家庭・地域など）で共に活動し、喜びと責任を分かち合える社会を目指すこと。

主な取り組み

内 容

- ⑥ 地域活動におけるデジタル技術(DX)の活用促進

【新規】

公式ウェブサイトや広報紙、ケーブルテレビ、SNS等を活用した情報発信を強化し、多様な世代が教育・啓発活動に関心を持ち参加できるよう工夫を凝らします。

また、時間的・物理的に制約のある人でも社会参加しやすくなるよう、各種研修のオンライン化や行政の各種手続きのオンライン化を推進します。加えて、公民館等の公共施設について、スマートフォンやパソコンから空き状況を確認し、そのまま予約・利用申請まで完結できる仕組みを整備し、利用者の利便性向上と窓口負担の軽減を図ります。

さらに、地域活動への参加の入口を広げるため、地域行事・ボランティア募集・講座情報等を一元的に閲覧できるデジタル掲示板(ポータル)を検討するとともに、オンラインでの参加申込み、資料配布、アンケート回収等を推進します。相談支援や学習機会についても、オンライン相談・予約制の導入により、必要な支援につながりやすい環境を整えます。



■町民に期待される役割（あなたや住民、地域ができること）

あなたや住民



- ・自治会が地域コミュニティにおいて果たす機能やその重要性を認識し、自治会への加入に努めましょう。
- ・地域で開催されるお祭りや交流イベント、清掃活動などに、積極的に顔を出してみましょう。
- ・世代間交流を目的とした行事等に参加し、異なる世代の人々とのコミュニケーションを楽しみましょう。

地域



- ・老人クラブ連合会をはじめ、地域で活動する既存のサークル・団体等への新規加入を呼びかけましょう。
- ・地域の子ども、高齢者、障害のある人等が、世代や属性の垣根を越えて交流できるような活動を企画・実施しましょう。
- ・地域の活動に関する情報を、回覧板、掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様なチャネルで積極的に発信しましょう。
- ・ピアサポート^{*13}（ピアカウンセリング）など、同様の悩みや境遇にある人々が互いに支え合い、心情を分かち合える場づくりを検討しましょう。
- ・地域の学校や福祉施設等と連携・協力し、共同でイベントを開催するなど、開かれた関係づくりに努めましょう。
- ・従来から行われているイベントや行事が、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、誰もが参加しやすい内容・運営方法になっているか、点検・見直しを行いましょう。
- ・地域に暮らす高齢者や障害のある人と、日常的にふれあう機会を持つよう心がけましょう。
- ・地域住民を対象に、スポーツや文化活動などを通じて異世代が交流できるイベントの開催に努めましょう。
- ・高齢者の持つ知恵や経験、若者世代のデジタル技術など、世代ごとの強みや得意分野を互いに教え合い、活かし合える場を設けましょう。

^{*13} ピアサポート：同じような悩みや経験を持つ「仲間（ピア）」同士が、互いに支え合い、助け合う活動のこと。

3 再犯防止の推進（第2期宇多津町再犯防止推進計画）

【現状と課題】

- ・ 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律^{*14}」において、国や地方公共団の責務が明示され都道府県及び市町村に「再犯防止推進計画」の策定が努力義務化されました。
- ・ 刑法犯の認知件数は、全国的に減少傾向にありますが、検挙人数に占める再犯者の比率は50%前後を推移しており、犯罪の繰り返しを防ぐ再犯防止は、安全で安心して暮らせる地域社会を構築する上での大きな問題となっています。そして再犯の大きな要因の一つとして、貧困や疾病等様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。このため、刑務所等の出所者などに対する地域社会で孤立させない息の長い支援を国、地方公共協団体、民間団体等が緊密に連携協力し実施する必要があります。
- ・ 地域福祉の観点から、再犯防止には住民相互の支え合いが不可欠ですが、様々な社会環境の変化が支援体制の構築を困難にしています。たとえば、少子高齢化、核家族化の進展、ライフスタイルの多様化等により、地域住民相互の繋がりが希薄化し、地域でのコミュニケーションが不足しています。同時に地域活動の基盤となる自治会の加入率は低下傾向にあり地域における住民同士の支え合いの輪を広げる活動（見守りなど）の展開においても課題となります。加えて、高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮者など、多様な問題を抱えた人々が存在し、「8050問題」や「ダブルケア」、あるいは様々な要因から生活困窮に至る世帯など、複合的かつ複雑な課題を抱える事例が深刻化しています。公的支援による専門的なアプローチだけでは対応が難しく、住民同士の支え合いや地域での連携による取り組みが必要となっています。

【施策の方向性】

犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことがないよう、地域社会で生活する上での基盤を整えるとともに住民が犯罪に巻き込まれることを防止し誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

*14 再犯の防止等の推進に関する法律：犯罪や非行をした人が再び罪を犯さないよう、国や地方公共団体が連携して、仕事や住まい探し、医療・福祉サービス利用支援など、社会復帰を総合的・計画的に推進するための基本法（2016年施行）。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容
① 再犯防止への理解促進	再犯防止への関心と理解を深めるため、「社会を明るくする運動 ^{*15} 」や「再犯防止啓発月間 ^{*16} 」などを通して、住民に対する啓発活動を行います。また、イベント等を通じて保護司や更生保護ボランティアの活動を紹介し、町民の理解促進を図ります。その際、住民が抱く不安感に配慮し、保護司等の専門職が地域とのつなぎ役として機能していることや、万全の連携体制があることの周知に努めます。また、直接的な接触を伴う支援だけでなく、就労先となる協力雇用主への理解や、刑務作業製品の購入、更生保護団体の活動資金への協力など、住民がそれぞれの立場や心情に合わせて無理なく安全に関わることができる多様な支援の形（間接的な支援）があることを提示し、地域全体での包摂的な土壌づくりを進めます。
② 関係機関等との連携	高松保護観察所等が主催する研修会等に参加し、再犯防止の現状を共有するとともに、立ち直りや就労を支援するため、関係機関や協力雇用主などの団体等と連携を推進します。
③ 更生保護活動への支援	安全・安心に暮らせる社会の実現に寄与するため、更生保護に携わる保護司や更生保護女性会の人材確保や活動を支援します。
④ 薬物依存・乱用の防止	国や県から送付される資料を活用し薬物依存や乱用防止について地域での街頭をはじめ、啓発活動に努めます。
⑤ 非行防止対策の推進	児童生徒への啓発活動や青少年の健全育成を図るため、学校や少年育成センターと連携し家庭や地域の健全な環境づくりに努めます。

*15 社会を明るくする運動：法務省が主唱する全国的な運動で、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生（立ち直り支援）への理解を深め、地域が一体となって安全で安心な明るい社会を築くことを目指す運動。保護司や更生保護ボランティア、地域住民が協力し、「幸福の黄色い羽根」をシンボルに、再犯防止や居場所づくり、就労支援などを通じて、誰もが支え合える社会の実現を目指している。



*16 再犯防止啓発月間：法務省が「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、毎年7月を「再犯防止啓発月間」と定め、犯罪や非行をした人の立ち直りを支援し、再犯を防ぐことへの国民の関心と理解を深めるための期間。

■町民に期待される役割（あなたや住民、地域ができること）

あなたや住民 	<ul style="list-style-type: none"> 「犯罪から立ち直りをする人などが孤立することなく、地域の一員として社会復帰することへの理解」を持つよう努めましょう。 地域で開かれる行事やイベントに積極的に参加しましょう。 事業者は、居場所づくりや社会復帰に不可欠となる就労などへの協力支援に努めましょう。
地域 	<ul style="list-style-type: none"> 地域が繋がるコミュニティ組織をつくりましょう。 地域団体（老人会、婦人会、民生委員・児童委員等）による主体的・日常的な見守りや支え合い活動を、社会福祉協議会と連携して支援しましょう。 児童等の下校時における安全確保活動や、地域の防犯パトロール活動に取り組みましょう。

更生保護にはたくさん的人が支援に関わっています

立ち直りをする人たちに寄り添い・支えることによって再び犯罪によって被害が生じることを防ぎ、犯罪や非行のない社会をつくる活動を“更生保護”といいます。この活動には、地域のたくさんの人たちがボランティアとして関わっています。



4 自殺対策の推進（第2期宇多津町自殺対策計画）

【現状と課題】

- 平成18年に自殺対策基本法が施行されて以降、自殺は「個人の問題」ではなく「社会の問題」と認識されるようになりました。
- 本町における近年の自殺者数は、概ね3人となっており、対策が必要とされています。
- 自殺者の特性をみると、年齢層では、40歳から59歳および60歳から79歳で高い割合を占めています。また、無職者の自殺率が高い傾向にあります。一方で過去5年間、若年者の自殺者は確認されていません。
- 個別のケース分析（いのち支える自殺対策推進センターによるプロファイル）によれば、自殺に至る背景は単一の原因ではなく、生活困窮、失業、重い病気、借金、人間関係の悩みなどが複雑に絡み合っており、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態になったり、社会とのつながりの減少や、役に立たないという役割喪失感、過剰な負担感からも危機的な状況に追い込まれる場合もあります。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」なのです。

【施策の方向性】

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。そのため「生きることの阻害要因を減らす取り組み」とともに「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い「生きることの包括的な支援」として、様々な分野の関係者等と緊密に連携し施策を推進します。

周囲の理解と相談により、自殺を予防する



■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容
① 地域におけるネットワークの強化と早期発見・対応	「誰も自殺に追い込まれることのない宇多津町」実現のため、庁内関係課が一丸となり業務連携を強化します。また、民生委員や自治会等との連携を強化し、地域で支援を必要とする人へ確実に支援が届くよう情報共有を図ります。地域ケア会議や自立支援協議会等の場を利用し、地域の現状と課題を共有し、連携・協働を推進します。特に、地域活動や行政窓口との接点が希薄な「若年・中年層の男性」や「単身生活者」に対しては、職場におけるメンタルヘルス対策の啓発や、インターネット・SNS相談窓口の周知など、対象者の生活動線に合わせた「プッシュ型 ^{*17} 」の情報提供と支援アプローチを強化します。
② 自殺対策を支える人材の育成	住民対応を行う職員自身のメンタルヘルスに加え、住民との対応の中で早期に異変に気づけるよう、職員研修を実施し、スキルアップを図ります。また、住民および支援者向けの講演会を実施し、住民への意識の啓発と支援者のスキル向上を行います。
③ 生きることへの支援と不安や悩みへの支援	「生きることの促進要因」を増やし、「生きることの阻害要因」を減らすため、包括的な支援を推進します。保健センター・相談支援センターにおいて、育児、健康、介護、生活困窮など、ライフサイクルや生活状況により生じる不安や悩みの相談を受け付け、解決に向けた支援を行います。また、困難やストレスに直面した児童・生徒が助けを求められるように、学校の教育活動としてSOSの出し方に関する教育を実施します。

■町民に期待される役割（あなたや住民、地域ができること）

あなたや住民 	<ul style="list-style-type: none"> 自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る危機」であるという意識を共有する必要があります。 町の身近にいて、孤立している人や、身近にいながらも悩みや危機のサイン（シグナル）を発している人に早く気づくことに努めましょう。 異変に気づいた場合、精神科医などの専門職等の専門家につなぐとともに、その指導を受けながら継続して見守りを行いましょう。 心の異変や危機に早期に気づけるようになるために、自殺予防や心の健康に関する研修会に積極的に参加しましょう。
地域 	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策は社会全体の課題として認識しましょう。 民生委員や自治会等は、地域で支援を必要としている人へ確実に支援が届くよう、行政との連携や情報共有を図る役割を担います。支援が必要な個人が地域のセーフティネットから漏れないようにしましょう。

*17 プッシュ型：行政や支援団体が、制度を必要とする住民（特に、自分から相談できない、または制度を知らない人）に対し、受動的な「待ち」の姿勢ではなく、能動的にアプローチ（情報提供や直接支援）をするアプローチ。

基本目標2：支援が必要な人を支える体制づくり



1. 自立に向けて必要なサービスが提供できる体制の整備

Action：重層的・包括的な支援体制の導入と機能強化、社会福祉協議会への支援の充実、地域における組織の連携の強化、ボランティア活動等の活性化、生活困窮者への支援、ひきこもり支援体制の地域包括化。



2. 総合的な情報提供・相談支援体制の整備充実

Action:総合的な相談支援体制の整備、情報提供の充実、複雑化、複合化した課題への対応。



3. 福祉サービスの適切な利用の促進

Action : 福祉サービスの利用促進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、福祉人材の確保。



4. 権利擁護の推進

Action : 地域におけるネットワーク強化による早期発見・対応、生きることへの包括的な支援。



5 成年後見制度の利用促進（宇多津町成年後見制度利用促進基本計画）

Action : 地域連携ネットワークの連携強化、町長申立と利用助成、市民後見人の育成、広報啓発活動の推進。

1 自立に向けて必要なサービスが提供できる体制の整備

【現状と課題】

- ・社会福祉の制度改革（措置から契約へ）の進展に伴い、多くの福祉サービスは、利用者が自らの主体的な意思に基づき、事業者と契約して利用する仕組みへと移行しています。このような背景を踏まえ、個人の意向を最大限尊重しつつ、自立した生活の維持・向上に必要な保健・福祉サービスが、包括的かつ適切に供給されるための基盤整備が求められています。
- ・また、少子高齢化や家族形態の変化（核家族化）の進行により、介護サービスへの需要増大が見込まれる一方、ライフスタイルや価値観の多様化を反映し、福祉ニーズも複雑化・個別化の傾向を強めています。介護分野に限らず、子育て支援や障害者支援の領域においても、きめ細かく十分なサービス供給体制が不可欠です。そのため、近隣でのインフォーマルな助け合い（互助）や、社会福祉協議会、ボランティア団体等による地域活動を活発化させるとともに、質の高いサービスを提供する事業者の育成・確保を推進し、求められる福祉サービスの「質」と「量」の両面を確保していく必要があります。
- ・生活困窮者の自立支援に関しては、本人の尊厳を保持しつつ、その就労状況、心身の状態、地域社会とのつながり等の諸事情に鑑み、包括的かつ早期の支援を実施することが重要です。
- ・地域福祉推進の中核的役割を期待される社会福祉協議会は、平成12年3月に宇多津町地域福祉活動計画」を定め、計画に沿った地域福祉活動を推進してきました。町内各所での「いきいきサロン」活動の支援をはじめ、福祉サービス利用援助（日常生活自立支援）事業、多様な相談への対応、一人暮らし高齢者への見守りや配食サービスといった在宅福祉の充実、ボランティアの育成・活動調整など、地域福祉の推進に不可欠な役割を担っています。

【施策の方向性】

自立支援と供給体制を整備し、利用者主体のサービスの選択を尊重しつつ、地域包括ケアシステムを発展させ、「地域共生社会」の実現に向けた重層的・包括的な支援体制（公助・共助・互助の連携）を推進し、質の高いサービスを確保します。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容
① 重層的・包括的な支援体制の導入と機能強化	<p>これまで、高齢者が要介護度が高まった場合でも、可能な限り住み慣れた地域でその人らしい生活を人生の最終段階まで継続できるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。</p> <p>今後は、この地域包括ケアシステムを土台として、①日常的な見守りや身近な相談の場、②専門的な相談支援機関、③関係機関によるネットワークや行政の総合調整機能など、支援の層を重ねた「重層的」な体制の整備・拡充を検討します。あわせて、高齢者分野にとどまらず、障害のある人、子ども・子育て家庭、生活困窮者など、生活上のさまざまな困難を抱える地域住民を対象に、分野横断で支援を組み合わせる「包括的」な体制へと発展させ、「地域共生社会」の実現を図ります。そのうえで、コーディネーターの配置や支援会議の充実、人材育成や情報共有の仕組みづくりなどを通じて、誰もが地域で包摂され、必要な支援につながる重層的・包括的な支援体制の機能強化に取り組みます。</p> 
② 社会福祉協議会への支援の充実	社会福祉協議会が、ボランティア育成・支援をはじめとする地域福祉推進の中核的組織としての機能を十分に発揮できるよう、その組織基盤の安定・強化を支援します。また、社会福祉協議会が展開する事業や活動が住民に広く認知・理解され、地域からの積極的な協力が得られるよう、広報活動等に対する支援を充実させます。
③ 地域における組織の連携の強化	地域社会には、社会福祉施設、医療機関、NPO、民間事業者など、多種多様な社会資源が存在します。これらの機関・組織が、各々の専門性を発揮すると同時に、「地域福祉の推進」という共通の目標に協働できるよう、相互の情報共有やネットワーク構築を促進し、連携の強化を図ります。

主な取り組み	内 容
④ ボランティア活動等の活性化	地域住民による主体的な参加と、各種団体・行政との協働に基づき、地域の多様な福祉活動や交流活動の支援に継続して取り組みます。誰もが暮らしやすい地域福祉を実現するため、町と社会福祉協議会が協働し、ボランティア連絡協議会の運営支援や、ボランティア活動を支援します。
⑤ 生活困窮者への支援	高齢者や障害者、ひとり親世帯、生活困窮者など 地域で支援を必要としている人に対して、介護保険制度や障害者総合支援制度、生活困窮者自立支援制度などを通じて支援を行います。 また本人（世帯）の状況にあわせて、就労支援、居住支援など、社会の中での役割づくりに向けた支援を行います。
⑥ ひきこもり支援体制の地域包括化	本人、家族、関係者が相談しやすい体制づくりを行い、引きこもり支援連絡会を活用し、専門機関と密に連携して支援に取り組みます。

■町民に期待される役割（あなたや住民、地域ができること）

あなたや住民 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度や障害者総合支援法など、自身や家族の生活に関わる可能性のある福祉サービスについて、関心を持ち、理解するよう努めましょう。 福祉サービスに関して、行政や事業者自身が発信する情報を活用し、正確な知識を身につけましょう。
地域 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉に関わる組織・団体（自治会、NPO、事業者、地縁組織等）は、互いの活動を理解し、連携の強化や情報の共有化に努めましょう。 行政やリハビリ専門職等の関係機関と協働し、誰もが気軽に楽しく参加できる介護予防事業（体操教室など）の開催に努めましょう。 福祉サービスを必要としていると思われる近隣住民に対し、制度の概要を伝えたり、行政の相談窓口へつなぐといった支援を行いましょう。 社会福祉協議会は、地域の事業者や施設と積極的に連携し、共同で事業を実施するなど、協働関係の構築に努めましょう。 事業者や施設は、地域住民に対し、自らの事業内容や活動方針、特色などを積極的に発信し、地域からの理解と信頼を得るよう努めましょう。 社会福祉協議会は、地域内でのボランティアの支援を求める声（ニーズ）を的確に把握し、活動を希望する住民へ適切に情報提供するように努めましょう。

2 総合的な情報提供・相談支援体制の整備充実

【現状と課題】

- ・高齢者、障害のある人、子育て家庭等が、自らのニーズに合ったサービスを主体的に選択し、安心して利用するためには、町が提供する保健・医療・福祉等の施策、サービス内容、事業者に関する情報が、分かりやすく適切に提供されることが不可欠です。しかし、行政から多様な情報を発信しても、それが地域に暮らす全ての人に確実に届き、内容が正しく理解され、活用されなければ、必要なサービスの利用や生活の質の向上には結びつきません。情報が必要な人へ確実に行き届くよう、行政と地域住民が協力し、支援を要する人の状況や特性に応じた情報伝達の仕組みを整える必要があります。
- ・他方、分野別の専門的な支援体制は整備が進んできたものの、制度の谷間に置かれて必要な支援を受けられないケースや、育児と親の介護が同時に発生する「ダブルケア」、ひきこもりの長期化・高年齢化による「8050問題」、複数の要因が絡み合って経済的困窮に至る世帯など、課題が複合・複雑化した相談事例が目立つようになっています。その背景には、少子高齢化や核家族化による家族・親族間のつながりの希薄化、地域交流の減少などにより、個々の家庭が抱える問題が外部から見えにくくなっている社会状況があると考えられます。
- ・国は、平成31年度から、市町村に対し、こうした複合・複雑化した課題の解決を支援する「重層的支援体制（包括的な相談支援体制）」の構築を推進しています。
- ・本町では、平成24年度に開設した「相談支援センター」において相談窓口を集約し、児童、障害、高齢、DV、ひきこもり等、分野横断的で複雑な課題を抱える多様な相談に対応してきました。関係機関と連携・協働しながら課題解決を支援していますが、行政や専門機関の公的支援（公助）だけでは解決が困難なケースも少なくありません。地域住民と共に、互いに配慮し支え合う「互助」の精神を育む地域づくりや、就労機会・社会参加の場の創出といった取り組みが、今後の課題です。

【施策の方向性】

複雑化・複合的な課題に対応できる包括的な相談支援体制（重層的支援体制）の整備に向けて施策を推進するとともに、多様な手段を用いて、支援が必要な人へ情報が確実に届くよう情報発信の充実に取り組みます。



■主な相談先

福祉	健康	子育て
<p>高齢者相談 認知症や介護に関する相談など 時月～金 午前8時30分～午後5時 問地域包括支援センター ☎49-8740</p> <p>障害者相談（身体・知的・精神）（要予約） 障害に関することや福祉サービスの利用に関する相談、引きこもりに関する相談など 時月～金 午前9時～午後5時 問相談支援センター ☎49-8028</p> <p>身体障害者相談（要予約） 宇多津町身体障害者協会相談員が受ける相談 時第3金曜日 午後1時30分～ 所あみのうら交流センター相談室</p> <p>福祉なんでも電話相談 社会福祉協議会職員が受ける介護・ボランティアおよび各種相談 時月～金 午前9時～午後5時 【問い合わせ先】 社会福祉協議会 ☎49-0287</p>	<p>病態栄養相談（要予約） 糖尿病・高血圧症などの栄養相談 時午前9時～11時30分</p> <p>健康相談 血圧測定、尿検査、体内脂肪量測定、血管老化度測定など健康に関する相談 時午前9時～11時30分 【問い合わせ先】 保健センター健康予防係 ☎49-8008</p> <p>夜間救急電話相談 痛みや発熱等で病院に行くべきか迷うとき、医師・看護師が相談に応じ助言します 時毎日 24時間受付 ▶ 子ども（15歳未満）対象 ☎#8000 または 087-823-1588 ▶ 大人（15歳以上）対象 ☎#7119 または 087-812-1055</p>	<p>育児相談（要予約） 子どもの食事・発育・発達など子育て全般についての相談</p> <p>こども相談（要予約） 子育てや子どもの発達に関する相談など</p> <p>ことばの相談（要予約） 子どものことばの発達に関する相談</p> <p>【問い合わせ先】 保健センター健康予防係 ☎49-8008</p> <p>子育て相談 子育てに関すること、いじめ、虐待、DVなど 時月～金 午前9時～午後5時 問相談支援センター ☎49-8028</p> <p>子ども教育相談 時月～金 午前9時30分～午後4時 所少年育成センター ☎49-4001</p>

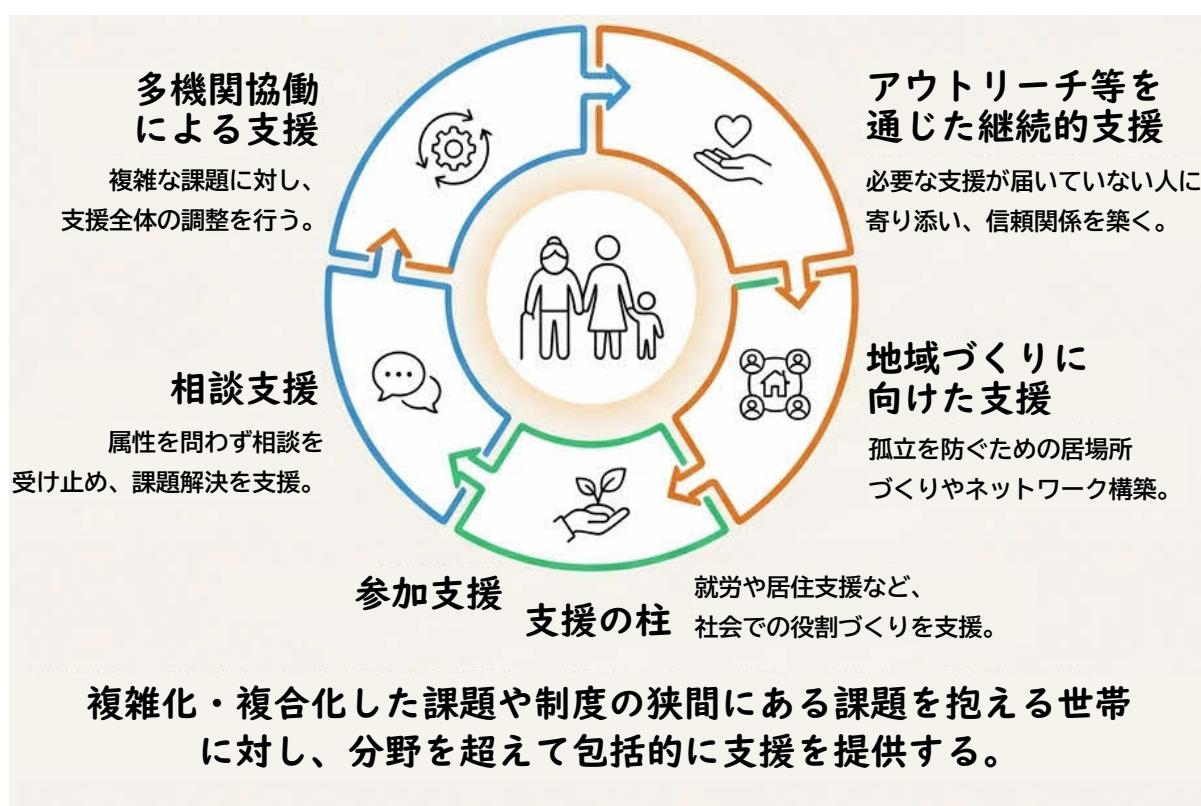


【参考】重層的支援体制整備事業の概要

昨今、福祉の現場では、一つの世帯に複数の課題が存在しているために、介護、障害、子ども、生活困窮といった各分野別の支援では対応が困難なケースが増加しています。ひきこもり、介護と育児のダブルケア、ヤングケアラーなどの問題に加えて、制度の狭間の問題も生まれています。このような複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題等を抱えている人やその世帯に対して、各支援機関が分野を超えて、連携協働していくことが必要となっています。支援関係機関や地域住民等の協働により課題の解決に資する支援が包括的に提供されるよう、行政のみならず、地域や支援機関の様々な部署が重なりあって支援をする事業です。

上記のような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を3つの柱として、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ^{*18}等を通じた継続的支援を新たな機能として付加し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

■支援の柱



*18 アウトリーチ：「手を伸ばす」という意味の英語から派生した言葉で、支援を必要としているのに自分から助けを求められない人（ひきこもり、生活困窮者など）のもとへ、支援機関などが積極的に訪問して働きかけ、必要な支援を届ける「訪問型支援」や「出張サービス」を指す。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容
① 総合的な相談支援体制の整備	<p>各分野（高齢・障害・児童等）の専門的な相談支援機能を継続して強化するとともに、複合的な困難を抱える世帯を早期に把握し、問題解決につなげるため、関係機関との連携をこれまで以上に強化し、包括的な相談支援体制の更なる充実に努めます。</p> <p>また、現在は「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」を設置し支援していますが、今後は全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うため「子ども家庭センター」を設置し、支援体制の充実・強化を図ります。</p> <p>さらに、住民の最大の不安要因である「経済的な問題」に対し、生活困窮に陥る前の段階からの予防的支援にも取り組みます。消費生活センターや社会福祉協議会と連携し、家計管理の改善支援（家計相談）や、多重債務・就労に関する専門相談へのアクセスを向上させ、経済的基盤の安定を通じた生活再建と精神的安定を包括的に支援します。</p>
② 情報提供の充実	<p>利用者が最適な福祉サービスを選択するためには、サービス内容や事業者に関する十分な情報が前提となります。情報へのアクセスが困難な人々（情報弱者）にも配慮し、情報の収集方法や提供手段の多様化・工夫に努めます。同時に、事業者が積極的に、事業内容を公開するよう、働きかけを行います。</p> <p>町広報紙、各種パンフレット、公式ウェブサイトなど、多様な情報媒体を効果的に組み合わせ、平易で理解しやすい情報提供に努めます。</p> <p>併せて、保健・医療・福祉の各担当部署間の情報連携を強化し、これらの分野の情報を集約し、住民が必要な時に容易に入手できるよう取り組みます。</p>
③ 複雑化、複合化した課題への対応 【新規】	<p>高齢者、障害のある人、子育て家庭など各分野の専門的な相談支援機能を継続して強化し、困難を抱える世帯を早期に把握するために関係機関との連携も強化します。これにより、重層的支援体制の枠組みを通じて、ヤングケアラー、8050問題、ダブルケアといった複雑な課題に対応できるよう、相談支援体制の充実・強化を推進します。特に、児童虐待相談で最多となっているネグレクトの背景には、家庭の経済的困窮や孤立、保護者の心身の疲弊があることを踏まえ、訪問頻度を高め、孤立を防ぎ、関係機関と連携を密にし、安全確保に努めます。</p> <p>また、ヤングケアラーについては、教育委員会や学校、子ども食堂等の地域拠点と連携し、子どもが子どもらしい時間を過ごせるような包括的な支援を展開します。</p>



■町民に期待される役割（あなたや住民、地域ができること）

<p>あなたや住民</p> 	<ul style="list-style-type: none">• 困りごとや悩みが生じた時は、一人で抱え込まず、行政や専門の相談機関に気軽に相談してみましょう。• 近隣の住民に关心を持ち、日頃から挨拶や声かけを交わし、顔の見える関係づくりに努めましょう。• メールやインターネット（SNS、ウェブサイト等）を通じた情報収集にも慣れ親しみましょう。• 町の広報紙や自治会からの回覧物など、地域の情報源には日頃から目を通す習慣をつけましょう。• 問題が深刻になる前に、できるだけ早い段階で家族や身近な人、あるいは専門機関に相談しましょう。• 就労、ボランティア、趣味のサークル、地域の居場所（サロン）など、自らが培ってきた知識や経験を活かせる場で、積極的に社会参加しましょう。
<p>地域</p> 	<ul style="list-style-type: none">• 自治会の回覧板や掲示板の運用方法を工夫し、情報が地域の隅々まで伝わるようにしましょう。• 地域で活動する団体（NPO、サークル等）は、会報誌の発行やSNS等を活用し、自らの活動内容を積極的に外部へ発信しましょう。• 地域のイベント情報や活動報告を、メール配信やウェブサイト、SNSなどを活用して発信し、参加を呼びかけましょう。• 高齢者等を対象としたスマートフォンやパソコンの操作講習会などを地域で企画・開催しましょう。• 地域で最も身近な相談相手である民生委員・児童委員と日頃から連携を深め、地域課題の情報を共有しましょう。• 地域包括支援センター等の専門機関を、地域の福祉と共に推進するパートナーとして認識し、協力・連携関係を構築しましょう。• 高齢、障害、児童、生活困窮といった地域福祉の諸課題に関する相談窓口（地域包括支援センター、相談支援センター、社会福祉協議会）と緊密に連携し、課題解決にあたりましょう。

コラム 助けられ上手になろうーひとりで抱え込まないー

「介護が必要になっても、できれば家族だけで何とかしたい」

「生活が苦しいけれど、制度を使うのは気が引ける」

「周囲に迷惑をかけたくない」という気持ちを抱えて、ひとり(あるいは家族だけ)で頑張り続けてしまう人が少なくありません。

でも、福祉の制度や地域の支えは、“誰かに任せきりになるため”ではなく、“自分らしい暮らしを守るため”にあります。

大切なのは、助けてもらうことそのものではなく、助けの借り方です。

■ 「助けられ上手」と「依存」の違い

助けられ上手：困りごとの一部を、必要な範囲で、具体的に手伝ってもらうこと
→ その結果、暮らしが整い、できることが増えたり、続けられたりします。

依存（問題になりやすい状態）：判断や生活の主導権まで、相手に預けてしまうこと

→ “やってもらわないと回らない”状態が固定化しやすくなります。

つまり、“助けを道具として上手に使う”のが助けられ上手。

“主導権まで手放してしまう”のが依存。

この違いを知るだけで、相談への心理的ハードルはぐっと下がります。

■ 助けられ上手になる3つのコツ

1. 困りごとを小さく切り分ける

例：「全部しんどい」→「買い物」「通院」「書類」「見守り」などに分ける。
お願いは具体的にする。

「週1回、30分だけ」「申請書の書き方と一緒に確認」など

2. 早めに“試し相談”する

困りごとが大きくなる前なら、選べる方法が増えます（家族も守れます）

3. 「どこに相談すればよいか分からない」場合も、最初の窓口で必要な機関につなぎます。

助けを借りることは、弱さではなく“暮らしを守る力”です。あなたとご家族が、無理を抱え込みすぎない地域であるために。

どうぞ、ひとりで悩まずに声をかけてください。



3 福祉サービスの適切な利用の促進

【現状と課題】

- ・利用者が自身にとって最適なサービスを主体的に選択するためには、各事業所の特色や提供されるサービスの質を比較検討できる、信頼性の高い情報へのアクセスが必要です。サービスの品質を客観的な指標で評価し、その結果が事業者や行政を通じて利用者に分かりやすく提供される仕組みづくりが求められます。
- ・また、安心してサービスを利用し続けるためには、提供者（事業者）と利用者との間の信頼関係が不可欠です。利用者から寄せられた苦情や要望に対し、事業者が真摯に向き合い、その解決に積極的に取り組む姿勢が求められます。町としても、各事業者に対して苦情解決窓口の適切な整備を働きかけるとともに、寄せられた利用者の声をサービスの改善に反映させる仕組みづくりを検討していくことが重要です。

【施策の方向性】

相談者の多様なニーズに対応するため、各種相談機関の情報が的確に相談者に届くようきめ細やかな情報提供に努め、必要なサービスの利用を促進します。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容
① 福祉サービスの利用促進	情報へのアクセスが困難な人々にも配慮し、情報の収集方法や提供手段の多様化・工夫に努めます。また、事業者に対し、事業内容や運営状況を積極的に情報公開するよう働きかけます。
② 社会福祉を目的とする事業の健全な発達	事業者が「福祉サービス第三者評価制度 ^{*19} 」を積極的に受審し、その結果を公表するよう努めます。また、苦情解決窓口の適切な整備を各事業者に働きかけます。さらには社会福祉法に定められた「地域における公益的な取組み」の実施を働きかけます。
③ 福祉人材の確保	福祉の仕事に関する啓発資料の作成・配付、広報誌・ホームページなどを活用した情報提供を行うことにより、福祉職場への就業を促進します。 また福祉人材の研修などの充実を図り、資質の向上や定着に向けた支援を行います。

*19 福祉サービス第三者評価制度：福祉サービス事業者が提供するサービスの質を、事業者や利用者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から評価する仕組み。

■町民に期待される役割（あなたや住民、地域ができること）

あなたや住民 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者や施設が公開している情報（運営方針など）を参考に、サービス内容について理解に努めましょう。 サービスを利用する中で感じた意見や苦情は、事業者の窓口等を通じて明確に伝えることが大切です。 契約制度の下では、どの事業者からどのようなサービスを受けるかという選択は、利用者（本人・家族）の意思と責任に基づいて行われるものである、という意識を持つことも重要です。
地域 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者や施設は、地域住民やサービスの利用を検討している人々に対し、事業内容や特色について積極的に情報を開示し、地域からの理解と信頼を深めるよう努めましょう。 事業者は、利用者からの苦情や意見、要望を受け付けるための窓口を整備し、その存在を利用者や家族に明確に周知しましょう。 事業者は、苦情解決の公正性・透明性を担保するため、第三者委員制度の導入・活用を進めましょう。 事業者は、利用者がサービスを選択する際の重要な判断材料の一つとなる「福祉サービス第三者評価制度」を積極的に受審し、その結果を公表するよう努めましょう。

福祉サービス利用の流れ



4 権利擁護の推進

【現状と課題】

- ・認知症、知的障害、精神障害等により、物事を判断する能力が低下した場合、自身での適切な財産管理や、必要な福祉サービスを利用するための契約締結が難しくなることがあります。それだけでなく、虐待、悪質な消費者被害、詐欺といった権利侵害の被害者となる危険性も高まります。特に認知症高齢者の増加傾向を背景に、これは見過ごせない社会問題となっています。
- ・また、福祉サービスの利用手続きの援助や、日常的な金銭・重要書類の管理等を支援する「日常生活自立支援事業^{*20}」については、社会福祉協議会が実施主体として事業を運営しています。

【施策の方向性】

子どもや障害のある人、認知症の人など個人の権利や尊厳を守るため総合的な権利擁護を推進するための「地域連携ネットワーク^{*21}」を強化します。また、分野横断的な連携により、あらゆる虐待の防止、早期発見、早期対応に努めます。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容
① 権利擁護事業の推進	認知症や障害等によって判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域社会で安心して自立した生活を送れるよう、権利擁護を支援する体制の構築を進めます。特に、成年後見制度の利用が必要な人を早期に把握し、制度利用の促進が図れるよう、行政、福祉、司法、医療、保健等の各分野の関係者からなる「地域連携ネットワーク」の機能強化を図り、権利擁護支援を推進します。
② 虐待防止の推進	本町では、高齢者、子ども、障害のある人、DV 等、各分野の関係者による「虐待防止対策ネットワーク協議会 ^{*22} 」を年2回開催し、虐待の予防と早期対応策について協議しています。 児童、高齢者、障害のある人等に対する、家庭内、入所施設、サービス事業所等におけるいかなる虐待も防止するため、関係機関と緊密に連携し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

*20 日常生活自立支援事業：認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な方が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう支援する公的サービス。

*21 地域連携ネットワーク：地域の多様な資源（人・機関・サービス）を結びつけ、支援が必要な人を発見し、適切な支援につなげるための仕組み。

*22 虐待防止対策ネットワーク協議会：要保護児童対策地域協議会のこと。児童虐待などの要保護児童（保護者のいない子どもや、保護者に適切な養育を受けられない子ども）を早期に発見し、適切な保護・支援を行うため、児童相談所、学校、警察、医療機関、福祉機関などの関係機関が連携・情報共有する会のこと。

■町民に期待される役割（あなたや住民、地域ができること）

あなたや住民 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障害のある人を含め、全ての人の尊厳が守られる社会であるために、「権利擁護」の重要性について関心を持ち、理解を深めましょう。 「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」といった、判断能力が十分でない人を社会的に支える仕組みについて、学習の機会を持ち、知識を身につけましょう。
地域 	<ul style="list-style-type: none"> 虐待の発生を予防するため、子育てや介護を担う家庭が地域から孤立することのないよう、日常的な声かけや見守り、支え合いの体制づくりを進めましょう。

5 成年後見制度の利用促進（第2期宇多津町成年後見制度利用促進基本計画）

【現状と課題】

- ・成年後見制度利用促進体制の整備は、権利擁護体制の整備が、単なる一福祉サービスに止まるものではなく、共生社会の実現に不可欠な前提条件であり、住民が安心して生活し、その権利が守られることは、持続可能な地域社会を形成するための必須の投資であると認識されています。
- ・本町では「在宅医療・介護連携推進事業」や「認知症総合支援事業」といった他の高齢者福祉施策とも成年後見制度の促進を結びつけています。これは、入院時の医療同意や退院後の支援者確保、あるいは認知症による金融取引の困難など、成年後見制度の利用が不可欠となる複雑かつ緊急性の高いニーズに対応するためです。
- ・ただ近年では、全国的に権利擁護ニーズの質的な変化と複合化が進んできています。たとえば、「独居、兄弟が高齢、子供がいない、頼れる人が身近にいない」といった社会的な孤立を背景とした状況や、「身元引受人が高齢のため、他に緊急時に対応できる後見人がいないと施設入所の契約を受け付けてくれない」といった社会保障機能に関する問題が深刻化しています。

【施策の方向性】

地域包括支援センター内に成年後見制度利用促進の中核となる中核機関を設置しており、制度の普及啓発と併せて、町長申し立ての実施や申立手続きの支援、後見人の支援を行うことにより、成年後見制度の利用促進を図ります。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容
① 地域連携ネットワークの連携強化	本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者に後見人等が加わり「チーム」で支援を行います。そのチームをバックアップする「地域ケア会議」を「協議会」に位置付け、後見活動が円滑に行われるよう中核機関がコーディネートし、地域の関係者との連携を図ります。
② 町長申立てと利用助成	町長が行う申立て手続きや、審判に伴う費用と後見人等の報酬の助成について必要な事項を定め、制度の利用を支援します。
③ 市民後見人の育成	市民後見人養成講座やフォローアップ講座を開催し、人材育成の推進と活動の支援を行います。
④ 広報啓発活動の推進	成年後見制度への関心を高め理解の促進につながるよう多様な機会を捉えて、周知啓発活動を推進します。

■町民に期待される役割（あなたや住民、地域ができること）

あなたや住民 	<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度に关心を持ち、その理解を深めましょう。
地域 	<ul style="list-style-type: none">・成年後見が必要な人に対し、町や社会福祉協議会等と連携を取りつつ、見守り活動を行いましょう。

基本目標3：心をつなぐ人を育むまちづくり



1. 福祉活動への理解の促進

Action : 地域福祉に関する活動への住民参加促進、福祉教育の充実、住民の地域活動への支援強化と参加促進、バリアフリーとユニバーサルデザインの推進。



2. 地域福祉活動の担い手の育成

Action : ボランティアの養成、ボランティア団体の育成と連携。

1 福祉活動への理解の促進

【現状と課題】

- ・ 地域住民が日常生活で直面する課題や福祉ニーズなど、地域にある身近な問題を発見するためには、そこで生活する住民自身の「気づき」や視点が不可欠です。個人や地域が抱える問題について住民同士が意見を交わし、課題やニーズの共通認識を持ち、その解決策を「地域の力」で見出していくプロセスこそが、地域福祉の推進には求められます。
- ・ また、住民が主役となる地域福祉コミュニティを促し、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などが核となって、住民同士が気兼ねなく話し合える場を設け、住民自身が多様な課題解決に向けた方策を探ることが必要です。
- ・ このことから、住民同士が地域の諸課題について率直に議論する機会の場と、住民による自発的な地域福祉活動を活性化させるための支援策が求められています。
- ・ さらに、高齢者から子どもまで、あらゆる人がそれぞれ異なった生活環境や状況にあったとしても、その個人の人権が尊重され、自ら主体的に選択し、快適でいきいきとした生活ができるまちであることが重要です。
- ・ 日常生活において身体の機能上の制限をうけている障害者や高齢者等の自由な活動を阻む障壁（バリア）は、可能な限り除去すべきであり、「心」「情報」「物」の3つの側面からバリアフリー^{*23}を進めていくことが重要となります。

【施策の方向性】

福祉活動への理解促進と意識変革としまして、福祉教育を充実させ、他者への理解と共助の心を育むように努めます。また住民が地域課題を「我が事」として捉えられるよう、多様な活動メニューと参加拠点を整備し、住民の主体的な活動を促進します。

^{*23} バリアフリー：高齢者や障害者、乳幼児連れなど、誰もが社会生活を送る上で障壁（バリア）となるものを取り除き（フリー）、安心して生活・移動・参加できるようにすること。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容
① 地域福祉に関する活動への住民参加促進	福祉施設での交流活動や、擬似体験（車椅子体験等）を通じた実践的な福祉教育を充実させます。また、多様な活動メニューの提供や身近な地域での活動拠点の拡大、募金、寄付活動を進め、活動プログラムの情報提供を行い、社会参加を促進します。
② 福祉教育の充実	家庭、教育機関、公民館等の社会教育施設、社会福祉協議会、地域の諸団体等が、それぞれの特性を活かしながら主体的に福祉教育の充実に努めます。 特に、高齢者や障害のある人等、支援を必要とする人々への正しい理解と偏見のない認識が深まるよう、各種講座・講演会の開催、福祉施設での交流活動、小・中学校における擬似体験（車椅子体験等）を通じた実践的な福祉教育を充実させます。
③ 住民の地域活動への支援強化と参加促進	地域活動に、年齢や障害の有無を問わず、多くの住民が関心を持ち参加できるよう、多様な活動メニューの提供や、身近な地域での活動拠点の拡大を進めます。地域の実情や個々のライフスタイルに応じて柔軟に参加できるよう、活動プログラムの情報提供を行い、社会参加活動の促進と活性化に向けた支援を強化します。
④ 地域福祉に対する意識の変革	地域活動の核となる人材（リーダー）の発掘・育成を支援し、一人でも多くの住民が気軽に参加できるサークル活動や学習会等の開催機会を増やします。また、既に地域で活動している団体が交流し、情報交換できる場を提供するよう働きかけ、活動の連携を促進することで、地域福祉に対する住民の意識変革を促します。
⑤ バリアフリーとユニバーサルデザインの推進	施設や設備など、環境整備を進めると同時に、高齢者、障害者等に対し、正しく理解をして、思いやりの気持ちを持ち、困ったときに優しく手を差し伸べられるような、心のバリアフリーを推進します。また、高齢者、障害者等と接する機会や場所づくりを進めるほか、その人の悩みや不安を理解し、その立場になった物事を考え自由な形で手助けできるような機運の醸成を図ります。 高齢者、障害者、子育て家庭に限らず、すべての住民が安心して快適に生活していくことができるよう不特定多数の人が利用する道路や公共施設の整備に際し、ユニバーサルデザイン ^{*24} を取り入れ、公園などの施設が安全で快適な地域環境を推進します。 また、日常生活する居住環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。

*24 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、能力、国籍などの違いにかかわらず、すべての人が使いやすく、わかりやすいように、最初からデザインする考え方。

主な取り組み	内 容
⑤バリアフリーとユニバーサルデザインの推進（続き）	<p>各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関する様々な情報資料について、住民の誰もが手軽に入手できるよう、広報誌やホームページを活用した情報提供の更なる充実を図るとともに、住民が利用しやすい広報紙やホームページとなるよう、ユニバーサルデザイン化やアクセシビリティー^{*25}向上に努めます。</p> <p>ユニバーサルデザインの理念を普及させるとともに、施設整備や情報提供、ものづくりなどあらゆる面において、ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。</p>



*25 アクセシビリティー：高齢者、障害のある方を含め、誰でも必要な情報やサービスに容易にアクセス（利用）できる状態やその度合いを指し、「利用しやすさ」「近づきやすさ」を意味する。

■町民に期待される役割（あなたや住民、地域ができること）

<p>あなたや住民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の暮らしの中で、ボランティア活動や地域の支え合い活動に関心を持つよう心がけましょう。 ・行政や社会福祉協議会、地域の団体が企画する福祉に関する学習会や講座に、積極的に参加してみましょう。 ・地域の福祉をより良くするため、自分自身が持つ知識、技術、経験（特技、趣味、資格など）を地域活動の場で活かすことを検討しましょう。 ・まずは大人が率先して行動することで、次世代を担う子どもたちの良き手本となるよう努めましょう。 ・道路など通行に危険な箇所を見つけたときは、行政に情報を提供しましょう。 ・高齢者や障害者について理解を深めましょう。 ・事業者や商店等のバリアフリー化を推進しましょう。
<p>地域</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが、地域の清掃活動や福祉施設との交流イベントなどを通じて、福祉活動に触れ、参加できる機会を設けましょう。 ・地域全体で福祉教育に取り組んでいきましょう。 ・地域の福祉施設等は、施設のお祭りや一部のスペースを地域住民に開放し、日常的な交流の場として活用しましょう。 ・地元の事業者等は、その専門性や人材、場所などを活かし、地域住民を対象とした福祉教育（例：認知症サポーター養成講座の開催協力）等のイベント実施に協力しましょう。 ・地域の福祉活動をリードする人材を発掘するとともに、次世代の担い手を育成する取り組みに努めましょう。 ・地域住民を対象とした、福祉に関する学習の機会（出前講座の活用など）を設けましょう。 ・地域の福祉活動に関する情報を、多様な媒体（広報紙、SNS、掲示板等）を用いて積極的に発信しましょう。 ・地域で活動するサークルや団体同士が、互いの活動を知り、情報交換や交流が図れる場を企画しましょう。 ・住民を対象とした高齢者・障害者を理解するための場をつくりましょう。

2 地域福祉活動の担い手を育成するために

【現状と課題】

- ・本町においても、多くの人々が様々な分野で地域活動に携わっていますが、その一方で、活動の担い手が特定の層に集中したり、高齢化が進行したりする傾向があり、とりわけ若い世代の参加が伸び悩んでいるのが実情です。
- ・次代の地域社会を担う若年層の参加を促進するためには、活動に参加する時間帯（夜間・週末・短時間）や活動内容（オンラインでの参加、専門性を活かせる活動など）を、ライフスタイルに合わせて柔軟に設計する工夫が求められます。また、幅広い年代との協働・交流を通じて、将来の地域活動を推進するリーダーを育成していくことも重要です。
- ・地域には、「何か地域貢献やボランティア活動をしたい」という意欲は持ちながらも、「具体的な方法が分からない」「参加のきっかけがない」と感じている人々も少なくありません。ボランティア活動をより身近なものとして捉え、誰もが気軽に参加の一歩を踏み出せるよう、広報紙、パンフレット、ウェブサイト、SNSなど、あらゆる媒体を通じて活動に関する情報提供を充実させが必要です。

【施策の方向性】

地域福祉活動の担い手育成としまして、ボランティア活動の意義に関する啓発を強化し、多様な世代が参加できるよう、ライフスタイルに合わせた活動機会（体験事業、養成講座）や情報提供を推進します。

■町が取り組むこと

主な取り組み	内 容
① ボランティアの養成	<p>住民に対し、ボランティア活動の意義や多様性に関する啓発・広報を強化します。また、活動参加への第一歩となる各種イベントのボランティア募集や社会福祉協議会が主体となって実施するボランティア養成講座、講演会等を開催し、幅広い層の住民が、各自の関心やライフスタイルに応じて活動を選択し、参加できる機会の充実に努めます。</p> <p>また、小中学生には、現在活発に行っているボランティア銀行による地域貢献活動に引き続き取り組み、地域福祉に対する意識の醸成を図るとともに将来の地域活動のリーダーの育成を行います。</p>
② ボランティア団体の育成と連携	社会福祉協議会が事務局機能を担う「ボランティア連絡協議会」の活動を支援し、加盟する個々のボランティア団体の連携促進を図ります。さらに、ボランティア団体間の交流会や情報交換会を通じて、ボランティア活動に関する情報の共有とネットワーク化を推進します。

■町民に期待される役割（あなたや住民、地域ができること）

<p>あなたや住民</p> 	<ul style="list-style-type: none"> • 日常の暮らしの中で、ボランティア活動に関心を持ってみましょう。 • 「こんなボランティア活動があったら良いのに」という新しい活動のアイデアを、社会福祉協議会や地域団体に提案してみましょう。 • 行政や社会福祉協議会、地域の団体が企画するボランティアに関する学習会や体験プログラムに、積極的に参加しましょう。 • 地域社会へ貢献することを、自らの大切な役割の一つとして認識しましょう。 • 地域コミュニティの中で、自らが持つ知識、経験、スキル、あるいは自由な時間等を有効に活用し、できる範囲で活動に参加してみましょう。
<p>地域</p> 	<ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉協議会は、地域内で支援を必要としている声と、活動を希望する住民の情報を一元的に把握し、適切に結びつける機能と、関連情報の提供機能の強化に努めましょう。 • 福祉施設や各種団体は、必要としているボランティアの具体的な活動内容、時間帯、人数等の情報を、社会福祉協議会等を通じて明確に発信するよう努めましょう。 • 地域でどのようなボランティアが求められているかを把握するよう努めましょう。 • 住民から寄せられるボランティア活動に関する新たな提案を、積極的に受け止め、実現可能性を検討する仕組みづくりを進めましょう。 • 地域住民が持つ多様な知識、経験、専門的技術（例：IT、語学、園芸、手芸、スポーツ指導など）を活かし、誰もが気軽に参加できる活動の機会の場を設けましょう。

第5章

計画の推進体制

計画の推進体制



第5章 計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

1. 計画の進行管理

本計画に含まれる分野は、高齢者や障害者、子どもなどに関わる施策など、保健・医療・福祉・教育・生活環境などの様々な分野にわたります。

このため、関係機関・団体などとの連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

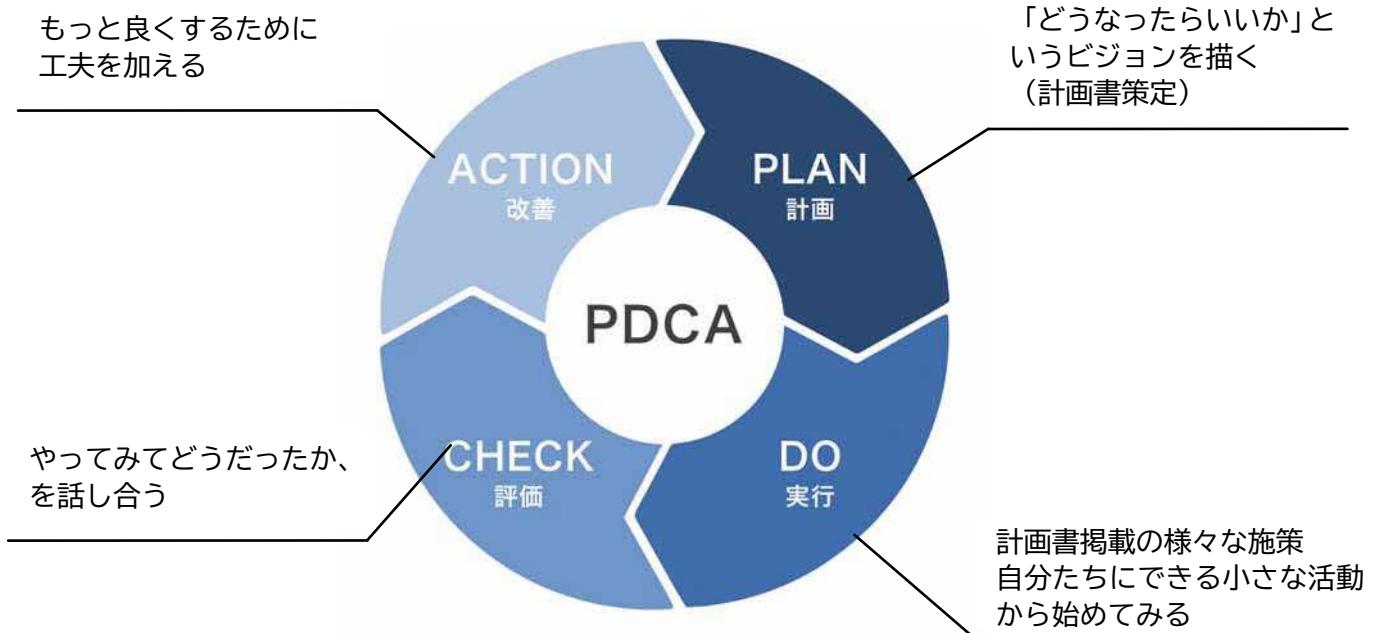
2. 関係機関、団体等との連携

本計画を推進し、支援の必要な人のニーズにあった施策を展開するためには、社会福祉協議会をはじめ、地域活動団体、民生委員児童委員など多くの地域関係団体や住民の協力が不可欠です。

また、保健・医療・福祉など生活関連分野を担当する関係課と連携を図りながら、計画に取り組むことも必要です。これらの連携を強化するため、地域関係団体や住民、また各関係課と様々な機会を捉えて意見やニーズを聞き取り施策への反映を図ります。

3. 地域福祉計画のPDCAサイクル

2017年の社会福祉法改正で掲げられた「地域共生社会」は、制度・分野ごとの縦割りを超えて、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものです。この文脈におけるPDCAサイクルとは、地域全体で試行錯誤しながら最適解を模索する「適応的学习」のプロセスとなります。この循環を通じて、地域住民が主体的に地域課題の解決に参画できるように能力と意欲を高めたり、地域組織のガバナンス能力（自治能力）が向上することこそが、地域福祉計画の真の成果と言えます。



資料編

関連法律など

宇多津町地域福祉計画策定委員会設置要綱

第5期宇多津町地域福祉計画策定委員会名簿

地域の相談窓口

資料編

第1節 関連法律など

■社会福祉法（市町村地域福祉計画）

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする

■地域福祉活動計画策定指針概要（抜粋）

（平成 15 年 11 月全国社会福祉協議会）

- 地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。
- その内容は、「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だって行うこととして体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決め」である。

■地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて（抜粋）

（平成 29 年 12 月全国社会福祉協議会）

- 「計画策定ガイドライン」の改定等を踏まえた地域福祉活動計画等の策定・改定
- 各社協においては、地域福祉支援計画及び地域福祉活動計画等の策定過程やその内容を一部共有化するなど、行政と社協の協働による計画づくりの実施・検討も含めて、自治体での地域福祉支援計画の検討スケジュール等を把握しつつ、各社協における計画策定・改定のスケジュール及びプロセスについて検討してください。
- 地域福祉活動計画等の策定・改定にあたっての行政との調整・協議等においては、行政の府内連携体制を促進する視点で社協からアプローチすることも必要です。社協での計画の検討体制の構築にあたっても、社協内の「丸ごと」化を意識した取り組みを図る好機とらえることが重要です。

第2節 宇多津町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇多津町における地域福祉の推進に関する計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するに当たり、広く住民の意見を聞くため、宇多津町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他町長が適當と認める者の内から町長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から計画策定作業終了の日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要な都度委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める

附 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 20 日から施行する。

第3節 第5期宇多津町地域福祉計画策定委員会名簿

役職	氏 名	所 属
委員長	安藤 千秋	香川短期大学子ども学科第Ⅰ部 学科長・教授
	新井 文男	宇多津町自治会連合会 副会長
	青木 義勝	宇多津町老人クラブ連合会 会長
	川瀧 幸子	宇多津町婦人会 会長
	藍川 三郎	宇多津町身体障害者協会 会長
	水尾 伸一	宇多津町民生委員児童委員協議会 会長
	木下 修一	宇多津町ボランティア連絡協議会 会長
	細川 公紹	宇多津町保護司会 会長
	萩原 祎善	宇多津町P.T.A連絡協議会 会長
	古川 憲男	宇多津町社会福祉協議会 事務局長

(敬称略)

第4節 地域の相談窓口

○高齢者福祉・介護保険・成年後見

名 称	所在地・電話番号	備 考
宇多津町 地域包括支援センター	宇多津町1881 電話 0877-49-8740	高齢者に関する総合相談・成年後見制度に関する相談

○障害者（児）福祉

名 称	所在地・電話番号	備 考
宇多津町 相談支援センター	宇多津町1881番地 保健センター内 電話 0877-49-8028	障害者（児）・子育て・DV・虐待等に関する相談
障害者生活支援センター ピア	坂出市府中町字南谷5001-2 電話 0877-56-3070	身体障害者（児）福祉に関する相談
香川県ふじみ園 相談支援センター	丸亀市飯山町東坂元3667 電話 0877-98-3163	知的障害者（児）福祉に関する相談
中讃地域生活支援センター	坂出市加茂町700-13 電話 0877-56-3200	精神障害者（児）福祉に関する相談
相談支援事業所わかつたけ	坂出市川津町字金山 1826-19 電話 0877-59-0582	精神障害者（児）福祉に関する相談

○児童福祉・家庭福祉

名 称	所在地・電話番号	備 考
宇多津町 相談支援センター	宇多津町1881番地 保健センター内 電話 0877-49-8028	障害者（児）・子育て・DV・虐待等に関する相談
香川県西部 子ども相談センター	丸亀市土器町東八丁目526 電話 0877-24-3173	子どもや家庭に関する相談

○保健（母子保健・生活習慣病・難病など）

名 称	所在地・電話番号	備 考
宇多津町 子育て世代包括支援センター (宇多津町保健センター)	宇多津町1881 電話 0877-49-8008	
香川県中讃保健福祉事務所	丸亀市土器町東八丁目526 電話 0877-24-9960	

○教育

名 称	所在地・電話番号	備 考
少年育成センター	宇多津町浜八番丁113番地1 電話 0877-49-4001	教育相談

編 集 ／ 宇多津町保健福祉課

〒769-0292

香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地

令和8年3月
